

ISSN 0288-5913

コミュニケーション研究

第 33 号

上智大学コミュニケーション学会

目 次

メディア論調の形成 －2002W杯サッカー大会の事例分析－……………	石川 旺	1
有事法制とジャーナリズム －新聞は防衛秘密法制・有事法制をどう伝えてきたか－ ……	韓 永學 横内一美 千 命載 板倉孝雄 田島泰彦	23
19世紀オーストラリア植民地新聞の生成過程……………	鈴木雄雅	49
韓国言論仲裁委員会の活動に関する一考察 －韓国メディア調査から－……………	橋場義之	63
パフォーマンスとしてのテレビ人生相談 －「おもいっきり生電話」の言説分析から－ ……	申 美淑 岡井崇之 王 萍	83
《学位論文審査報告》 別府三奈子 「米国ジャーナリズムの職業規範に関する史的分析 －20世紀初頭におけるプロフェッション論の 理念形成と制度構築の経緯を中心に」 ……		105
金 大煥 「斎藤実の『文化政治』と 朝鮮民族ジャーナリズム史研究－(1920－1940)－」 ……		113
韓 永學 「反論権に関する研究－日本における 反論権論の再構築を目指して－」 ……		121
学事資料		
1 文学部新聞学科……………		131
(1) 開講科目・担当 (2) 教員 (3) 学生 (4) 2002年度卒業論文題目一覧		
2 大学院文学研究科新聞学科専攻……………		137
(1) 開講科目・担当 (2) 教員 (3) 客員研究員 (4) 院生 (5) 研究生 (6) 2002年度修士論文題目一覧 (7) 2002年度学位授与 (8) 講演会・コロキウム		

メディア論調の形成

－2002W杯サッカー大会の事例分析－

石川 旺

1 はじめに

様々な争点について、メディアは多角的な視点を提示し、世論の形成に寄与するものとされている。しかし今日の状況を観察すると、争点に関してそれぞれのメディアが一定の論調を示し、世論はそれに従って形成されるという過程がより現実に近い。小泉内閣が誕生したとき、メディアは一斉に改革の旗手として期待に満ちた論調を展開し、史上類例のない高支持率という結果を生み出した。現実には小泉内閣の閣僚は半数以上が森内閣の閣僚の留任であり、改革を表明する首相としては首尾一貫しないものがあった。しかしそのような現実とはかけ離れた支持率が生まれ、その主たる原因はメディア論調にあった。

9.11以後のアメリカ社会についても、政府権力の意向と、メディア論調と世論との一体化が見られた。事件後1年以上経過し、ようやく異なる意見も表明されるようになったが、直後から長期に渡って異なる意見の表明には勇気を必要とする状況が続いた。アメリカの場合、メディア論調の形成は政府権力の意向もさることながら、人々の情緒への迎合が大きかったのではないか。事件直後に著名なニュース・キャスターが示した情緒的な反応がその好例で、メディアが理性的な判断を示すのではなく、衝撃を受け、情緒的に反応する人々に同調し、かつそれが政府権力が望む方向とも一致していたと見ることができよう。そのようなメディア論調が広範な世論を醸成したと考えられる。

2002年10月以降、北朝鮮に拉致された被害者の帰国に伴う日本のメディア状況にもアメリカの状況に類似した論調の偏りが見られる。外交という極め

本稿は2002年度新聞学科石川ゼミの3年次生によって実施された作業の報告である。参加したゼミ生は以下である。秋久真智子、新井翔子、金子智美、加藤舞、宮下綾子、村上美奈子、阪口麻衣、武田安恵、飛世千鶴、吉川絵里、速水律絵。

石川 旺

て微妙な領域にかかわる問題であるが、衝撃的な拉致事件の被害者が前面で強調されたため、メディア論調においても家族や友人まで巻き込んだ情緒的な要素が強調された。そのために政府の方針、メディア論調、世論の一体化傾向に対して異論を提示しにくい状況が作り出され、その中で異なる視点を示そうとした一部メディアは強い批判にさらされた。

このように考えてくると、メディアの論調が様々な事例においてしばしば決定的な要素となっていることが見て取れる。ではそのメディア論調はどのように形成されるのであろうか。卓越した専門能力により、政府権力や一般の世論とは対立する論調を提示しつづける場合もあろう。あるいは政府権力に迎合し、ある場合には政府権力の意向を先取りして一定の論調を展開する場合もあろう。また別の場合には、政府権力に反発する世論に共鳴し、政府権力批判の論調を展開する場合もあろう。その時々々の社会状況の中で、メディアは様々な要因に影響されつつ意思決定を行い、論調を展開してきている。

本論は、そのようなメディアの論調を事例に基づいて分析し、ある問題に関してメディアの論調が明確化する時期やその背景を明らかにしようと試みる。

II 研究の方法

事例として取り上げるのは2002年W杯サッカー大会である。この大会に関しては、開催決定の段階から様々な曲折があり、メディアはその時々で論調を提示した。特にここで取り上げるのは、「共催」に関する論調である。単独開催を目指して誘致運動をしてきたのが最終的にFIFAが「共催」を決定したのが1996年であった。それ以後、各メディアは「共催」に対してどのような論調を提示したのか。その論調形成の背景にあるものを析出するため、三つの時期を対象として多角的な分析を行った。

第一の時期は、韓国と日本の共催が決定した1996年5月から6月にかけての期間である。この時期に共催に関して肯定的な論調と否定的な論調が交錯した。その後論調は肯定的な方向へと振れていったのだが、その間の状況を分析する。

第二の時期は大会呼称問題が表面化した2001年1月および3月である。日

韓という表記を用いた日本に対して韓国側から抗議がなされ、正式名称として Korea—Japanが確認された。このとき、一時的に両国間に険悪な雰囲気が生じたのだが、その間の論調と背景を分析する。

第三の時期は大会開会直前である。この時期の主論調はすでに盛り上がる一方であったのだが、その間の背景についても考察を試みる。

分析の主対象としたのは朝日、毎日、読売の三紙である。三紙に関しては政治面、経済面、その他の面に分けて集計した。これは、政治的な思惑、経済的な思惑、それ以外の側面がそれぞれどのように論調とかかわっているのかを検出するためである。また、これら各紙の論調と比較するため、統一日報の論調も分析した。W杯がもたらす経済的な効果が論調に影響を及ぼすのではないかという考えから、オフィシャル・スポンサーの朝日新聞の広告欄も分析対象に含めた。また、比較対照として、韓国中央日報の広告欄を分析した。関連資料として、同時期に行われた世論調査結果の検索、さらには新聞のテレビ番組欄から、関連番組の編成状況の検索を行った。

各紙の論調は、該当記事を読んだ上で、日韓共催に対して好意的・友好的であるか、否定的・非友好的であるかを判定し、コラムセンチの集計を行った。判定は、研究作業参加者が分担した。どちらとも判定しかねる各論併記型については、集団討議を繰り返して水準合わせを行った。文中のコラムセンチは縮刷版のサイズによる集計値である。

III 分析結果

1 『朝日新聞』論調（図2参照）

①共催決定時期（1996年5月～6月）

共催決定直前から直後にかけては、政治・経済・文化面すべてにおいて全体的に否定的な論調が多かった。しかし、朝日新聞は5月26日に「W杯共催は検討に値する」という内容の社説を載せている。これは、朝日新聞記者若宮氏が早い時期に共催を提言したことと関連があると思われる。政治面記事内容では、日本・韓国ともに「あくまで単独開催」を主張しつつづけていること、「韓国の動きに過敏に反応すべきではない」と政府関係者が述べた記事など全体を通して韓国との共催という考えを否定的に捉えている。しかし、

石川 旺

後述するように共催決定後、その論調は肯定的な方向に大きく変化した。

経済面には関連記事が少ない。韓国の民間団体が、チューリヒ（FIFAの本部）で、共催に反対する意向を表す「壁」を作成するなど記事内容はマイナス内容が多い。共催決定後の期間においても、単独開催ではなくなったことで、候補地やスタジアムでの経済効果あまり期待できないこと、W杯祝賀行事を中止・縮小する動き、「W杯招致費は89億円、韓国との競争でふくらむ」（6/29第二社会面）など、依然としてマイナス内容の記事が多い。

その他の面では共催決定前の時期には、特に韓国についての文化的な記事は見受けられない。文化レベルでは、まだ「2002年のW杯」というのは、遠い出来事で、とりあえず目の前のオリンピック（韓国だけではなく、世界全体的に関して）についての関心の方が高いように読み取れる。

共催決定後、徐々に、実際の共催への具体的な動きについての記事が増えた。例えば、両国の出場権について、あるいは開幕戦を両国で実施など具体案が出てきている。これらを共催への積極的姿勢ととらえれば、政治面や経済面よりも、共催へプラスの内容記事が多いといえる。

②名称問題時期（2001年1月、3月）

政治面ではほぼ一貫して名称にこだわっている。「日韓」という表記に韓国が訂正を申し入れれば、「KOREA-JAPAN」という表記に日本が不満を表す。両国ともに、名称については釈然としないものがあり、友好ムードとはいえない。

経済面では朝日新聞などが主催した、神戸での「FIFAフォーラム」の様子が見開き1面で紹介されるなど、全体的に友好ムードの記事が多い。しかし、3月になると、そういったイベントも少なく、ネタ切れ的に記事量が低下する。それにつれて友好ムードも収まり始める。

その他の面では1月1日に計10ページで特集（全カラー）を組み、2001年がW杯本番であるかのような友好ムードである。また、3月にも4ページで特集を組み、盛り上げをはかっている。

朝日新聞はこの時期、社説で「日韓の順にこだわるな」という内容を出している。オフィシャル・スポンサーということもあってか、イベントなどにも積極的に取り組み、W杯盛り上げムードを醸成している。こういったイベントや経済面での動きが、名称問題よりもクローズアップされている記事内

容である。

③大会直前期間（2002年1月～5月）

2002年の1月から5月はW杯開催が近づき、両国の友好ムードが強調された時期である。

W杯関連記事量は1月には3,195コラムセンチであったのが、2月に一度1,944コラムセンチまで下降し、その後は5月まで右肩上がりに上昇し、5月の時点で15,637コラムセンチになっている。つまり1月から約5倍に増えている。その内容は、W杯開催を控えてチケット配送ミスの問題等、ニュースとしての報道も増えているが、代表選手の紹介やサッカー用語の解説、代表国の都市や地域を紹介するもののシリーズ化などである。必要な情報というよりは、W杯というビッグイベントを楽しむための情報提供紙のような印象を受ける。多くの紙面を割いてはいるがニュースとして価値のあるものは少なく、イベントの付録として楽しむような記事が非常に増えている。この記事量の増加は、単にW杯が近づいたからという理由だけではなく、オフィシャル・スポンサーとして営業利益を考える会社としての方針が現れているのではないかと考えられる。

また、記事の傾向は以前と比較して政治的にも経済的にも、日韓友好・非友好をはっきりと打ち出した記事が他紙と比較して減少している。記事を読んで、友好的なのか非友好的なのか判断する材料となる記述が見当たらない場合が激増した。また経済的な非友好記事は2002年の2月から5月まではまったく見られない。これらもオフィシャル・スポンサーという立場と関わっていたと考えられる。

2 『毎日新聞』論調（図3参照）

① 共催決定時期（1996年5月～6月）

1996年5月と6月を比較すると、政治面では、記事の内容が非友好から友好へと大きく変化した。5月中は、共催に友好的な記事はほとんど見られず、単独開催を両国が主張していることを伝える記事が多かった。6月1日の朝刊1面で共催決定が伝えられたが、決定直後は共催に戸惑いを感じていることを伝える記事が多かった。その後、1日夜に行われた日韓首脳電話会談を契機として、政治面で友好的な記事が増え、23日に行われた日韓首脳会談以

石川 旺

降は特に友好的な記事が増加した。経済面では、共催により開催地が半減するため、期待していた経済効果が実現しなくなるという理由から共催決定後の6月に、非友好的な記事が急増した。

5月中は、共催に対しての社の論調は明確に示されていなかったのに対し、6月1日の社説では、「今回の共催によって、重さわずか450グラムほどのサッカーボールが、日韓間の『近くて遠い』間柄を変えられるのではないか、という期待を持つ」と述べており、毎日新聞は共催に対する肯定的な立場を示した。

全体的に、6月には政治面では友好的な記事が増加していったものの、経済面では共催に否定的な記事が多く、共催に対する友好・非友好の記事量は政治面と経済面で格差が見られた。しかし、23日に行われた日韓首脳会談において、日韓がW杯共催成功のために協力することで合意したことを受け、記事全体が友好を前面に出すようになった。

②名称問題時期（2001年1月、3月）

2001年の「日韓」「韓日」の表記問題に関しては、1月、3月ともあまり大きく扱われていなかった。

1月は、全体的に記事量は少なかったが、その中では、韓国側が「韓日」を強く主張しているというように韓国が非友好的であることを伝える記事が多かった。そのことを受け、1月30日の夕刊1面では、「共催やっぱり難しい？」という見出しで、名称騒動において両国の主張の隔たりが大きいことを伝える記事も見られた。3月は教科書問題で両国の関係悪化が危惧されていた一方、W杯に関する記事はチケット問題についてのものが多く、表記問題に関する記事量自体が少なかった。

全体的に、表記問題について取り上げた記事は、共催のマイナス面を述べる内容であったが、記事量が少なかったことから、友好ムードを壊すものとはなっていないように思われる。

③大会直前期間（2002年1月～5月）

毎日新聞では、2002年元旦の第2朝刊でほぼ全面にわたってW杯を特集し、また、1月からは週に1回「FIFAワールドカップ」という1ページの特集面が作られるなど、W杯の記事量は増加し、5月には急増した。

4月の小泉首相による靖国神社参拝については、批判的な記事は見受けられたものの、W杯への影響といった部分に触れる記事は少なかった。非友好につながる動きにはあまり触れないことで友好ムードを維持していたように思われる。

経済面に関しては、W杯による日本の経済効果のプラス面、マイナス面をバランスよく伝えていた。しかし、経済面から日韓の友好を深めるような記事は見られなかった。

スポーツ面では、W杯が近づくにつれて、「W杯カウントダウン・世界の顔」という題で世界の注目選手を紹介する記事が連載されるなど、W杯関連の記事が極めて多かった。その中でも、「アジアの虎・W杯韓国の挑戦」という韓国チームの様子を伝える記事も連載され、他の出場国に比べ、特に共催国である韓国に注目していた。

スポーツ面以外でも、W杯盛り上げの要素として、韓国料理のレシピや韓国の文化・生活を紹介する記事が見られ、友好ムードを盛り上げていた。

毎日新聞では、W杯紙面を充実させるため、朝鮮日報と提携し、2002年1月から6月まで記事の交換や世論調査等の共同作業を行っていた。このことから、毎日新聞は友好的であったことがわかる。

2002年に入ってからの特集ページを組んだり、スポーツ面で連載記事が載るなど月を追って記事量が増えており、友好というよりは盛り上げムードが紙面に表れている。

3 『読売新聞』論調（図4参照）

①共催決定時期（1996年5月～6月）

読売新聞について見てみると、グラフが示す通り共催決定当初は政治的、経済的側面の両方から見ても非友好的の記事が多い。原因はやはり歴史的な問題や当時起こった竹島の領土問題、そして共催に伴うさまざまな障害を不安視する専門家の意見が大きい。共催の可能性については5月30日以後の記事では触れられているが、それ以前は「共催はありえない」とする論調が目立っていた。

共催が決定した1996年6月の政治面では非友好が1,154コラムセンチ、経済面では非友好が876コラムセンチあった。これは他紙と比較しても目立った傾向となっている。

石川 旺

②名称問題時期（2001年1月、3月）

調査時期中盤の2000年1月から2月においては大会名称に関するトラブルがあったが読売新聞においては非友好的記事が少し出ただけで大きな変化は見られなかった。

全体として読売新聞は大会直前までW杯に関連する記事があまり多くなく、関心の程度は低い。

③大会直前期間（2002年1月～5月）

2002年に入るとようやく記事量が増加しはじめる。特に1月から3月にかけて経済的効果を期待する記事が格段に増え、友好ムードが高まる。内容はチケットの販売に始まり公式グッズ、テレビの放映権をめぐるものが目立ったが、やはり1番期待が高かったのは選手のキャンプ地として選ばれた地域の町おこしとしての経済効果であった。しかし、この経済的効果を楽観視する記事は4月5月に入るとほとんどなくなってしまふ。おそらく、開催が目前となり経済効果を期待できないという現実感が増したからだろう。事実、W杯による特需はほとんど見込めなかった。こうした状況から、大会直前まで、読売新聞には非友好的な記事が見られる。

政治的な記事に関しては、大会直前になって友好の度合いが突出している。もし友好ムードが現実のものであるとするならば、その他の面の友好記事もそれ相応の数字を表してもいいはずである。しかし、その他の面における友好記事の数字には目立った特徴がない。このことから読売新聞の2002年に関しては、政治面における友好ムード強調という論調が読み取れる。

4『統一日報』論調

統一日報は在日韓国人による在日韓国人のための新聞であり、記事は韓国の新聞記事から抜粋し、日本語訳したものが多い。特に日本や北朝鮮に関する記事が多く、韓国でも一部で販売されている。日本の各紙の比較対象として分析を試みた。調査の対象面は全面。A2版で、通常のページ数は6ページである。

調査に使用した資料は実版の紙面である。1996年共催決定の時は日刊（週5回）だったのだが、2000年と2001年は週刊になっているので、コラムセンチは1996年を5分の1にするか、2000年と2002年分を5倍にすると同じ条件になる。割合で出されたデータはそのままで比較できる。

①共催決定時期（1996年5月～6月）

共催決定前の1996年5月は日本に対して攻撃的、否定的な意見が多いのが、共催決定後はそういう記事はなく友好的になった。特に、それまで紙面の多くを占めていた公務員採用時や選挙権など外国人に対する差別への告発記事はほとんどなくなる。というのは、共催で友好的にしようとするよりむしろ、日本と対等な関係になれたことに対する満足から来ているのではないだろうか。お便り欄を見ると共催とは関係なくただ韓国がホスト国になれたことに価値があり、日本には関心がない様子だった。

共催決定まで韓国はホスト国になるのを当然と思っており、サッカーの歴史の浅い日本には負けないと信じ込んでいたために、共催が決まった直後は韓国は自らを敗者としている。また、日本人にも共催は敗北という雰囲気があったので、このことに対し、日本は勝者なのに敗者ぶって傲慢だという記事がある。産経の共催反対論に対する反論記事も載せている。しかし、共催が決まり2、3日すると次第にそういう記事は姿を消した。韓日首脳電話会談で両国首脳が協力を表明したからと思われる。

韓国は北朝鮮と共催したい気持ちが強く、日韓共催より南北共催のほうが韓国には切実な願いだった。日韓共催が決まっても、南北の共催を諦めきれず執着し、韓国政府が3国共催を要求する記事（「北含め3者共催に（1996/6/5,1面）」「W杯『北朝鮮』主議題に、23日の済州韓日首脳会談（1996/6/18,1面）」など）があった。

経済では、この頃韓国の株式相場が下落急転した背景があり、W杯に対する予想、予測、期待が表れている。

その他の記事（政治・経済以外）は、1996年5月は友好より、非友好のほうが倍以上多く、6月になっても共催が決まったにもかかわらず非友好が多い。

②名称問題時期（2000年1月、3月）

名称問題は全く取り上げられていなかった。非友好の記事もなく、雰囲気としてはまだそれほどW杯への取り組みも進められておらず、国民の興味も中だるみ状態なのではないかと推察された。

2000年1月のW杯記事量の増加は正月特集のためであり、2000年3月には駐日大使がW杯前の天皇訪韓を強調したり、文化観光部長官が第3次日本文

石川 旺

化開放に言及したりするなど、政治的な友好記事が多かった。

③大会直前期間（2002年1月～5月）

その他の面の記事で友好イベントを多く取り上げていたため、紙面は友好ムードが強かった。例えば、「フジワラノリカイムニダ！ラジオトークでW杯盛上げエール（2002/2/26,6面）」「趙容弼と安室奈美恵、W杯前夜祭で共演（2002/3/12,6面）」といった、W杯の名を使った文化交流イベントや、「W杯共同応援団実現（2002/5/15,4面）」といった市民レベルの交流などが多いが、一方では、政治、経済の記事はほとんどなかった。特に経済では、記事の少なさを見ると現実にはW杯による経済効果は意外に乏しかったと思われる。

2002年4月の政治での非友好は靖国参拝時のもの（「韓国政府、靖国参拝を公式抗議（2002/4/24,5面）」）だが、あまり派手に批判されていなかった。共催以前の記事であれば扱いはもっと大きかったと思われるので、小泉首相に思惑があったとすれば、見事的中したことになる。

月別に見ると、2002年1月にその他の面での友好記事が多いのは、お正月特集やカウントダウン開始などのイベントのよるものである。続く2002年3月にその他の面と政治の友好記事が多いのは首脳会談によるものである。それ以降の友好記事の減少は韓国のメンバー紹介や開催地紹介など、共催とは関係ない韓国だけの情報に偏ってきたからであり、もともと読者のニーズはそれらにあったのではないかと思われる。

全体を通して見ると、特にその他の記事で2002年になってから急激に友好記事が多くなっているのがわかる。ただ、統一日報の特徴である「在日韓国人だからこそ日韓のかけはしを」という内容が多いため、日本の有力紙の論調と類似した可能性がある。

5 W杯関連の新聞広告分析

W杯関連の新聞広告の分析を行った。メディア上で、W杯関連の広告は大規模に展開された。広告は基本的に大会成功への指向性を持っていたので、そうした広告が友好ムードの盛り上げに貢献したのではないかという点を検証するため、2000年1月1日から2002年6月30日までの間に、朝日新聞に掲

載されたW杯に関する広告を分析した。広告量は掲載面積に関係なく測量した。これらの広告の量と記事面における論調との関連を見出そうとした。

(i) 広告量

調査対象期間中の広告合計数は134本であった。2002年4月までは月に一桁の掲載量で、新聞広告が盛り上がってきたのは大会開幕直前の5月からである。6月にはほぼ毎日、広告が掲載されるようになった。

(ii) 名称問題時期（2001年1月、3月）

大会名称トラブルが起こった2001年1月から3月は、特に注意して韓国に友好的かどうかを検証した。判断基準は、広告のどこかに「韓国」や「共催」という文字が含まれていたり、韓国の民族衣装など韓国をイメージさせる絵が出ていれば友好型とし、日本代表選手を用いたり、日本に支持を表す内容は日本応援型とした。2月と3月分の広告がなかったので対象は1月の広告5本である。そのうち3本は中立、友好型と日本応援型が1本ずつだった。

2001年1月1日朝日新聞掲載のFIFAオフィシャル・サプライヤー4社（朝日新聞、日本生命、野村証券、東京海上火災）による広告は韓国との共催に対して友好的な印象を抱かせる。タイトルは「2002年アジアで初のキックオフ」。そのタイトルの下に「21世紀初、アジア初、初の共同開催となる2002FIFAワールドカップ。民族や国境を越えた全世界の平和に貢献することを目標に私たちは走り続けます」とある。韓国と日本の地図が描かれており、日本海にはFIFAのロゴマークが浮かんでいる。ロゴマークが韓国と日本を結んでいるようなイメージであった。

同じく朝日新聞の2001年1月1日に、野村証券は全面広告をもう1本出している。タイトルは「2002年6月、世界の目が日本に集まる。その時、日本経済は・・・。」ロゴマークと14行の文章のみで、視覚的にシンプルな構成である。元旦ということもあり、丸いロゴマークは初日の出を連想させる。「強い日本を見たい。強い日本を見せたい。野村証券は一生懸命応援していきます。このビッグイベントと、日本経済を。」そしてその上に輝く初日の出。本文には「数十億の視線が、お隣の韓国と日本に向けられます。」と韓国のことも持ち出しているが、この広告の主役はあくまで「日本」と「日本経済」であることは明確である。

石川 旺

さらにロゴマークをよくみると、日の丸にも見えることに気付く。この広告は、ロゴマークを「日の出」や「日の丸」という日本人意識を奮い立たせるようなオブジェクトに置き換え、それによって「もっと日本に誇りを持つ、ワールドカップで日本経済を立て直そう。」と日本を励ます内容になっている。日本人意識を刺激することによって、経済効果をねらった広告と言える。

(iii) 大会直前期間 (2001年1月～5月)

次に友好ムードの高まった2002年1月1日から開催月の6月30日までの半年間についてみる。この時期の広告の合計数は86件で、そのうち韓国友好型は13件、日本応援型は18件で、残りはいずれのタイプにもあてはまらない広告であった。結果として友好度に関して広告と記事論調との間に明確な関連性は見られなかった。各紙とも、記事の友好度は2002年に入ってから増し、反対に非友好の記事はほとんど見られなくなっている。それに対し広告は、開催が近付くにつれ友好度も増えているが、日本応援型広告も同じように増える傾向にあった。

特徴的だったのは、日本代表が勝ち進むにつれて日本を応援する広告が増えたこと。そして、日本が負けて韓国が勝ち進んだ時期は、民放放送局による韓国を応援する内容の広告が増えたことである。日本が負けたあとも視聴率を維持するため、視聴者の眼を韓国戦に向けるキャンペーンだったとも言えよう。

日本応援型広告の全体的な特徴は、日本代表を国民のヒーローとして描いていることだった。代表選手の写真やユニフォームの青などが背景として用いられ、選手に応援を送る内容や、選手に感謝の気持ちを送る内容のものが目立った。先に例にあげた野村證券の広告は例外で、他に国旗や国のシンボルをモチーフに利用した広告はほとんど見られない。選手は「我々」、一般市民の代表であって、日本「国家」の代表という印象は希薄であった。

6 韓国紙の広告から見るW杯

広告は他のメディアと同様にその時代の状況を反映する。W杯の全体的な雰囲気醸成される中で、韓国側のメディアの動向も日本の状況に影響を及ぼしたのではないかと考え、分析を試みた。

調査対象としたのは、韓国で2番目のシェアを持つ中央日報に載った広告の面積と種類、内容である。調査期間は2001年11月から2002年6月である。この間を2001年11月～同年12月を初期、2002年1月～同年3月を中期、2002年4月～同年6月を後期と、3つの期間に分けた。そこから、W杯に対する韓国の意識を表すようないくつかの特徴が見られた。

まず、量的な特徴としては、日本と比較して圧倒的な広告量である。一面の1/8以上を占める大きな広告の数の多さも目立った。

種類・内容に関しては、初期には、オフィシャル・スポンサーなどの、W杯告知が目立ち、淡白なものからやや熱気を鼓舞するようなものまで様々であった。中期には、W杯関連セール、プレゼント（チケット、グッズ）つきをうたう各種広告が増加し、「ワールドカップが来るから応援しよう！」といった雰囲気強調していた。後期には、W杯を家で楽しむためのテレビ・ビデオや各種電化製品の広告が非常に大きな伸びを見せていたのに加え、広告界全体が何らかの形でW杯を意識しているかのようなつくり方が目立った。内容に見られた特徴としては、国旗、試合をしている選手、応援するサポーターなどが頻繁に用いられ、文句も韓国代表チーム、あるいは国家としての韓国の熱狂的な応援を促すものが多く見られた。

内容という点から日本でのW杯関連の広告と比較すると、日本では共催相手国である韓国がよく出てくるのに対し、調査期間中、韓国で日本という字、あるいは日本を思わせるものが出てきたのは10回に満たない。また、それは日本旅行の広告などW杯関連とは限らなかった。ただし、広告ではないが新聞記事の方には日本語講座の連載は見られた。

人気のあるものに商品結び付けるのは広告の常である。広告はW杯をその一つ、しかも国民の興味がとびきり高いだけに大きな利益を保証してくれる一つとしたのではないだろうか。日本の登場回数が少なかったのは、決して埋まったわけではない両国間の溝や、人々の意識の状況から、広告に日本という国を入れることで得られる利益は少ないと企業が思ったからではないだろうか。

広告の中には「国家」を強く意識させるものが多かったが、政府広告は3つだけだった。「国家」を印象づけたのは当の国家ではなく、一般の企業だった。

7 テレビ

W杯とメディア論調の関係を探るため、新聞、広告などを中心に分析を進めたが、実は活字媒体と同様、あるいはそれ以上にテレビが果たした役割は大きかったと考えられる。特に大会期間中の熱狂はテレビが主役となって生成されたことは疑問の余地がない。しかし、テレビのかかわりを過去にさかのぼって検証することは不可能に近い。本研究は論調の形成の分析であるので、テレビに関しては大会前の段階でどのような形で雰囲気作りに参加していたのかを探ろうと試みた。2002年1月から5月までの新聞のテレビ番組欄を調べ、日韓共催、韓国時事問題、韓国文化という3つのカテゴリーに該当する番組を拾い出した。

現実には、ワイドショーなどのコーナーで様々に日韓関係の情報が提供されていた可能性はある。しかし、それらは新聞のテレビ番組欄では検索不可能であるので、以下の記述は番組欄に現れたもののみを対象にしている。1月から5月のテレビ欄を見てみると、1月から4月まではW杯に関して目立った動きは見られない。1月は前年のテロの事件報道が中心となり、2月はスポーツ絡みでW杯以上にソルトレークの冬季オリンピックの報道が目立つ。3月に入ってようやくW杯の日本代表決定のニュースが取り上げられ、4月には日本代表の分析をする特集が増える。5月の典型的な一日を例にすると、テレビ欄の時間枠を面積に換算した場合、全面積の70ないし80%にW杯関連の話題が含まれていた。日本のテレビ・メディアは流行に乗りやすいが、熱しやすく冷めやすい期間限定型であることが分かる。そして5月中は朝昼夜のニュース番組やワイドショーで繰り返し報道されるなど、日韓友好ムードの盛り上げという姿勢が顕著に見られた。

テレビドラマに関しては日韓共同制作ドラマの「フレンズ」(TBS 2/4.5放送)や日本代表チームのユニフォームの色にちなんだ「青に恋して」(フジ 5/13.14.15.16放送)があった。また前年日本でも大ヒットとなった韓国映画の「シュリ」をテレビで再放送(テレビ朝日 4/28放送)することによって友好ムードを盛り上げる地ならしをしていた。その他、韓国の文化を紹介する番組が目白押しとなり、日本の俳優の韓国旅行で韓国の衣食住文化を紹介していた。このように今まで多くの日本人があまり関心を示さなかった「近くて遠い国」の韓国に対して、日韓共催をきっかけに多様な番組が制作された。

しかし、友好ムードを短期集中型で放送して、大会が終わると全ての放送局が一斉に冷めて引いてしまった現象を見ると疑問が残る。大会期間中ニュース番組がW杯一色となり、NHKでも1時間のニュース番組で35分をW杯に当てていた場合があったことなどを考えると全体として対応の極端さが感じられた。

8 世論調査

内閣府が毎年10月に行う「外交に関する世論調査」から、日韓関係を見てみると、W杯の共催が決定した1996年は、『現在の日本と韓国との関係』を「良好だと思う」が35.6%、「良好だと思わない」が54.9%あった。『韓国に対する親近感』では「親しみを感じる」35.8%、「親しみを感じない」60.0%と最悪の日韓関係を示していた⁽¹⁾。1996年にこのような調査結果が出たのは、この年に竹島領土問題や従軍慰安婦問題が加熱した結果を受けたものと見られる。しかしそれ以後、全体的には日本人が考える日韓関係はよい方向へ向かい、親近感も増してきていることが例年の調査に表れている。

注目すべきは、1996年の共催が決まった年のNHK調査で、『ワールドカップ日韓共催について』、「共催はやむをえない」29%の次に「サッカーに関心がない」28%という結果が出ていることである⁽²⁾。日本では「共催」か「単独開催」かというよりも、共催が決まった時点では、「ワールドカップ自体に関心がなかった」人がかなり多かったのではなかろうか。しかも、『ワールドカップ日本開催の効果』として「経済効果の期待」を挙げる人は16%であり、「特に効果ない」の12%と比べてみても、ワールドカップによる経済効果はそれほど期待されていなかったと考えられる。

しかし、開催後の調査を見ると、人々は極めて高い関心を持ち、熱狂しながら大会期間を過ごしたことが明瞭である⁽³⁾。予選の日本の試合のテレビ中継を何らかの形で見た人の率は7割から8割に上った。また、準決勝ドイツ対韓国、三位決定戦トルコ対韓国の試合のテレビ中継も6割以上の人々が何らかの形で見た。大会前のサッカーそのものに対する関心の程度からは想像もつかない状況が生まれたことが見て取れる。そしてそれに伴って、韓国に対する感情も大きく変化した。

IV 考察

「共催」というテーマに関しては、各メディアの論調は大会に向けて当初からある方向付けを余儀なくされていたと考えられる。大会直前期、大会期間ともなれば「共催」に対して批判的な論調や否定的な側面を強調する論調は提示しにくい状況になることは目に見えていた。現実には両国に多様な意見や見解があり、盛大に盛り上がっていた友好ムードの陰に、異なる意見が存在したことは良く知られている。そしてそのような意見が主としてネット上に表れたことにも注目しておきたい。主流のメディアの論調がある一定の方向性を示した時に、対抗して現れた動きであった。

主流のメディアは、「共催」という開催方法が確定した時から、両国の円滑な協力により、大会運営を滞りなく行い、かつ両国のあいだに更なる友好の絆を築き上げるために貢献するという責務を好むと好まざるとにかかわらず負わされたと考えられる。

にもかかわらず、共催確定の時期にはネガティブな論調が現れた。大会誘致合戦を韓国との間の一種の競争と捉え、「勝敗」という観点からこれを論じた記事などがその例であり、敗因の分析などを行いながら、人々の間にあった「残念」という心情を代弁する形で論調を提示した。実はこの論調は韓国側にもあり、サッカーに関しては日本よりも格上という意識が強い韓国においては、「共催」を実質的には敗北と受け止めるムードがあったのは既述のとおりである。

ネガティブな論調のもう一つの典型は、主催試合数の半減に伴う経済的な損失にかかわるものである。そもそも大会誘致の大きな目標の一つが経済効果であったため、失望は大きく、特に各紙の経済面でその損失が論じられていた。これとても実は「損失」ではなく、得られる可能性があった利益の減少に過ぎなかったのであるが、論調としては損失論であった。

しかし、このように当初「共催」決定に対して直後的な反応を示したもののそのような各紙の論調はそのまま継続、展開し得ないものであった。先にも述べたようにひとたび共催が確定すれば、その枠組みに従って最大限の努力をせざるを得ないというのが現実状況であった。その現実状況にメディアが一気に順応したのが、日韓首脳の話談であったといえる。

朝日新聞の記事を例にとると、共催決定前には共催に否定的な記事

論調が多かったことは既述のとおりである。しかし、共催決定後に電話会談があり、更に橋本首相が共催に積極支援を約束したり、建設省が施設整備に協力意向を示したりと、政府レベルで共催への協調ムードが作り上げられた。紙面上、6月1日の時点では1面で友好的な記事が多かったにも関わらず、総合面・スポーツ面で非友好記事量が上回ったため、全体的にマイナスとなった。しかし、その後3日間で非友好記事量は急速に減少し、友好的な記事量が増加、逆転した。(図5参照) その間に前述の政府レベルでの積極友好ムードの提示があった。朝日新聞の論調転換の背景には、政府の姿勢の明確化があったと推測される。

この時期の動向は概略三紙に共通している。「共催」に対して否定的な論調を三紙の中では最も強力に展開してきた読売新聞も次第に協調路線を示し始めた。

そして大会直前、大会期間はすべて友好ムードの報道であったことは記憶に新しい。

このように見てくると、「共催」に関する各紙の論調は、人々の心情、経済効果の分析といったあたりで当初形成され、ついで現実認識に立った路線に転換したことが明らかである。そしてその現実主義のきっかけを作ったのは、政府であった。現実主義といかに対峙するかというのはジャーナリズムにとって重要な課題であるが、この事例に関しては各紙に現実が重くのしかかったと考えられる。

そしてこの論調の変化は1996年の時点ですでに確固たる路線として確立されていたと考えられる。その故に、2001年の大会呼称問題は、日本側からすれば心情的には言いたいことも多々ある問題であったにもかかわらず、あまり大きく取り上げられることはなく、結果として友好ムードに水を差すような記事もほとんど現れなかった。

大会期間中の全国での過熱ぶりは繰り返し報道された。日本全国が大会に巻き込まれ、にわかサッカー・ファンも数多く生まれた。こうした中で、韓国に対しても友好的なムードはさまざまな場合に強調され、世論調査においても韓国への親近感が増大している。このような世論の形成にメディアが大きな役割を果たしたことは疑いが無い。そしてそのようなメディアの論調はいわば既定の路線に従ったものであった。

石川 旺

単独開催が退けられるという重要な事態が生じた時、メディアの当初の論調は、人々の間に生じた残念という心情をくみ上げようとしたり、経済的に手に入れそくなったものを論じたりというように展開した。だが、人々の心情にある部分は同調し、やや否定的な論を提示してみたものの、その路線を維持、展開することはならず、政府の動向に反応し、現実主義路線に速やかに転換していった。分析から読み取れるのはそうした経緯である。

ここに、論調形成の一つの過程を見ることは出来ないだろうか。

つまり、様々な事態に対してメディアは論調を提示するのだが、特に急激であったり予測していなかった事態に対する時、メディア論調は人々のあいだに広がっている情緒を忖度しつつ提示されるのではないか。それがメディアと受け手の間のコミュニケーションの成立を容易にするのではないか。

しかし、この手法は危険な側面も併せ持つ。メディアとしては、そのような情緒的な反応を越えて、理性的、合理的な論調を逐次展開しなければならない。しかし、自らが展開した情緒的な論調から抜け出せなくなる場合もあるのではないか。冒頭に述べたように、9.11以後のアメリカのメディアの状況は、この初期段階における情緒忖度路線から抜け出すことが出来ないままに、長期間推移した。日本の拉致問題関連報道も、情緒的な側面が強調されてきた結果、理性的な議論が十分ではないままに推移してきているように見受けられる。そうだとすれば、W杯関連報道は、初期の情緒的な論調展開から、早い時期に転換が行われた事例であるといえよう。そこには、各メディアの現実認識と政府の動向が大きな契機として存在していたのではなかろうか。

- (1) 『月刊世論調査』1997年5月号、1998年8月号
- (2) 辻知広・飯塚寿子「日本人とスポーツ」『放送研究と調査』1996年10月号、pp.38-53.
- (3) 上村修一「ワールドカップの熱狂とテレビ」『放送研究と調査』2002年10月号、pp.12-19.

メディア論調の形成－2002W杯サッカー大会の事例分析－

図1 全体記事量の推移

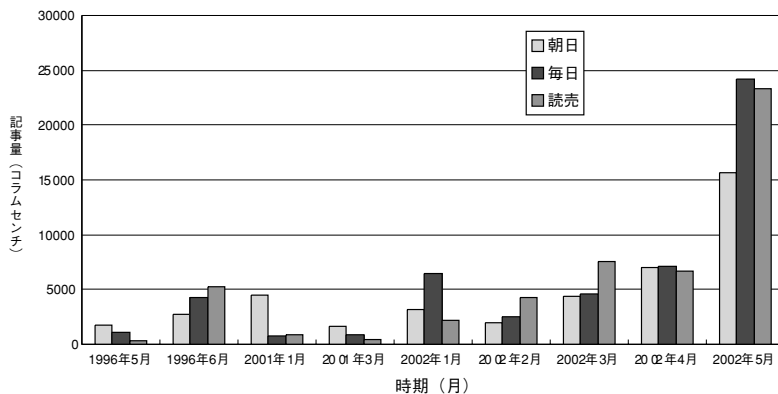


図2 朝日新聞記事分析

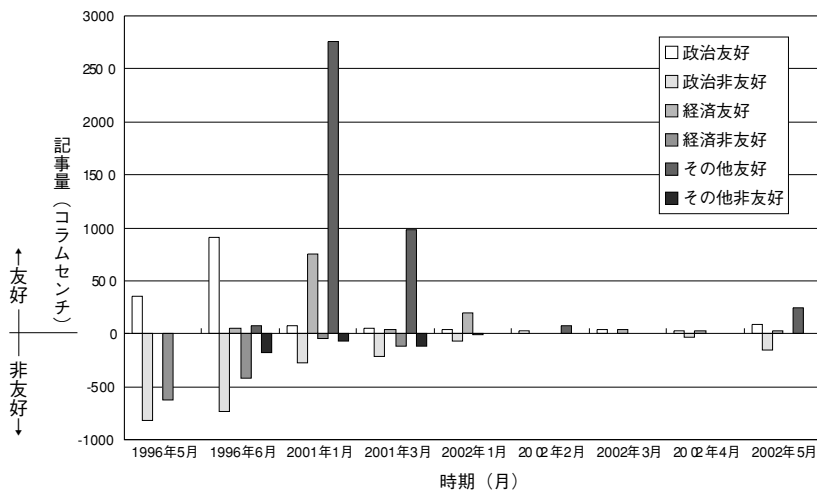


図3 毎日新聞記事分析

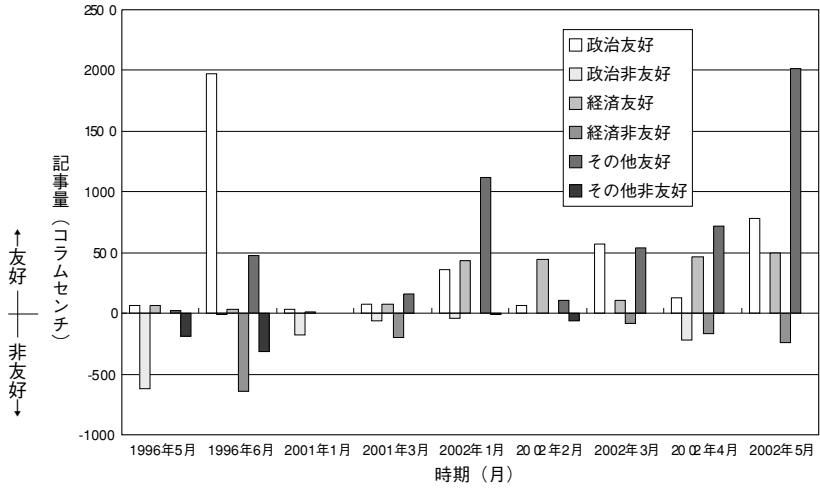


図4 読売新聞記事分析

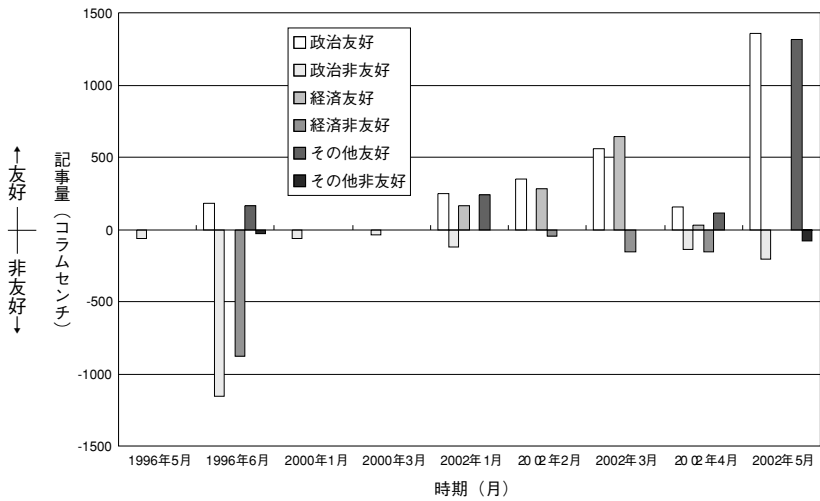
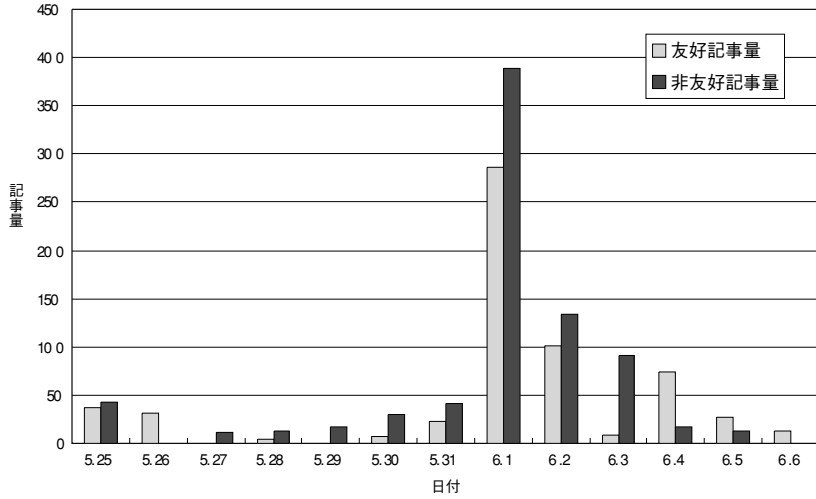


図5 共催決定期の朝日新聞記事分析



有事法制とジャーナリズム

—新聞は防衛秘密法制・有事法制をどう伝えてきたか—

韓 永學
横内一美
千 命載
板倉孝雄
田島泰彦

はじめに

I 防衛秘密・有事法制の経緯・概要と論点

II 新聞論調の展開—時系列に即して

III 考察

おわりに

はじめに

2001年9月11日、アメリカで起きた同時多発テロ事件（以下、9.11事件）を機に、「テロ対策特別措置法」が制定されるとともに、防衛に関する秘密保護を強化する方向で自衛隊法が一部改正された。その後、2002年4月には有事の際の対応を定めた、いわゆる「有事法制3法案」（武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案）が閣議決定・国会に上程された。このように、最近防衛・有事に関する法制度の新設や構想のムードが一気に高まっている。一連の動向からは、有事への備えが読み取れる一方で、平時には考えられない国家権力の強化に伴うメディアの取材・報道を含む市民的自由の制約も懸念される。

そこで、本稿では、メディアがこの種の問題状況をどのように捉えて報道してきたのかを検証してみたい。検証対象は9.11事件以降急速に浮上した有事法案を中心としつつ、同じく9.11事件を機に新設され、有事法案の先駆的な意味も含む防衛秘密保護法制も取り上げる。検証対象媒体は新聞ジャーナリズム、中でも「朝日新聞」「毎日新聞」「読売新聞」「産経新聞」4紙の社説および解説等にもみる論調を整理・考察することにする。検証期間は、9.11

事件から2002年11月に至るまでとし、各紙のスタンスを明らかにしながら、新聞ジャーナリズムの対応のあり方を検討する。Ⅰでは防衛・有事法制の経緯と主要内容を紹介しつつ、問題の所在を論点として提示し、ⅡではⅠでの議論を踏まえて一連の論調を整理する。ⅢではⅡでの整理を基にⅠで提示した論点を具体的に検討したうえで、トータルな考察を試みる。

この研究は、大学院新聞学専攻田島泰彦研究室の院生を中心とする共同研究として、教員の指導の下で取り組まれた。

I 防衛秘密・有事法制の経緯・概要と論点

1 防衛秘密保護法制の新設

(1) 経緯と概要

9.11事件を受け、2001年10月29日、テロ対策特別措置法の制定、海上保安庁法の改正とともに自衛隊法が改正された。9.11事件の翌日9月12日に政府・与党連絡会議において中谷防衛庁長官が自衛隊法改正の必要性を主張してから2ヵ月足らず、10月5日に自衛隊法改正案が閣議決定され、衆議院に設置された国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会において審議が開始された10月9日から約3週間という短い審議期間での成立だった。この自衛隊法改正によって、大規模テロのおそれがあるような状況下では、国会の承認を要する防衛出動及び治安出動では対応が難しいのではないかとの議論から、有事と平時の間に「事態緊迫時」の概念を取り入れ、自衛隊と在日米軍施設の警護のためにより軽易な手続きで自衛隊の出動を可能とする「警護出動」が新たに加えられた(81条の2)。また、2000年9月におきた現職の海上自衛官による駐在ロシア武官への秘密漏洩事件を受け¹、守秘義務違反に罰則を設けていた以前の規定とは別に、「防衛秘密」を漏洩した者への罰則を強化した規定を設けている。この「防衛秘密」は①自衛隊法別表第4に掲げられた10項目²のうち、②公になっておらず、③わが国の防衛上特に秘匿することが必要で、④防衛庁長官が指定したものとされ

¹2001年10月25日、第153回国会参議院外交防衛委員会において小池晃委員による「なぜこのような防衛秘密条項を設けたのか」という質問に対し中谷防衛庁長官が答弁で言及。

²改正自衛隊法第96条2関係別表第4「①自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究②防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報③前号に掲げる情報の収集整理又はその能力④防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又

た（96条の2）。

改正以前の守秘義務規定では、対象者（刑法上の正犯）が職務上秘密を知りえた自衛隊員だけだったのに対し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者とし①防衛庁職員以外にも②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者③防衛庁との契約に基づき防衛秘密にかかわる物件の製造もしくは役務の提供を業とする者も対象（96条の2）となり、民間人も処罰（122条）されるようになった。罰則規定も強化され、1年以下の懲役または3万円以下の罰金だったものが、5年以下の懲役が課されることになり、未遂及び過失漏洩も処罰される（過失漏洩は1年以下の禁固又は3万円以下の罰金）。日本国民の国外犯規定が盛り込まれたほか、共犯などの処罰の範囲が「企て、教唆、幫助」（それぞれ1年以下の懲役又は3万円以下の罰金）から、「共謀、教唆、煽動」に変更され、罰則も3年以下の懲役と厳罰化された。

（2）問題の所在と論点

上記の処罰範囲の拡大によって、防衛に関する情報に対して、ジャーナリストの取材や研究者、市民団体からのアクセスが制限されてしまうのではないかと強い懸念が示されており、実際に国会での審議においても質問されている。外務省秘密漏洩事件いわゆる西山事件³を挙げ、改正自衛隊法122条4項に規定された教唆犯が報道の自由と取材の自由を侵害しないかという質問に対し、中谷元防衛庁長官（当時）は、贈賄や脅迫など手段、方法が刑罰法令に触れるもの及び情を通じるなど法秩序全体の精神に照らして社会通念上是認することができない形態でなければ教唆に該当しないと説明した⁴。これは、改正以前の自衛隊法や国家公務員法の守秘義務にかかわる教唆と同じであり、西山事件決定における考え方も同様であって、通常取材活動が防衛秘密漏洩の教唆に該当することはなく、報道の自由を侵す危険はないという政府の判断を示したものである。

は研究⑤武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第8号及び第9号において同じ。）の種類又は数量⑥防衛の用に供する通信網の構成又通信の方法⑦防衛の用に供する暗号⑧武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法⑨武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法⑩防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（第6号に掲げるものを除く）。

³ 最一小決昭53.5.31刑集31巻7号1053頁。

⁴ 2001年10月16日、第153回国会衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会において、今川正美委員の質問に対する答弁。

安全保障上の理由から、一定の防衛に関する秘密を保護する必要性は認められるにせよ、上記のような政府の説明は、取材・報道の自由を侵害しない根拠を明確にしていないこと、また、自衛隊についての秘密事項のうち、「防衛秘密」の指定については、防衛庁長官の専権事項であることから、判断基準が不明確で、防衛庁長官の恣意的な判断で国民に知らされて当然の情報が知らされない危険性があることなどの批判が野党だけでなくメディア関連団体⁵からもなされている。防衛秘密には実質秘性を求められることから、その秘密性については、内容の是非を含め最終的には司法審査に服する⁶としているが、情報公開法の不開示基準において外交・防衛情報については行政の判断を尊重し、司法による審査を緩くする基準を設けていることがあり、司法判断を仰いだ場合に厳格な秘密性の基準が適用されるかどうかは疑問である⁷。また一度指定された防衛秘密の解除手続きについても、現行法では規定されておらず、検討が必要である。

いずれにせよ「防衛秘密の指定、漏洩した場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないように運用すること」という内容を含む「自衛隊法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」⁸が参議院で出されている点からもこの問題の重要性が窺える。

以上のような自衛隊法改正の内容とそれにかかわる議論から、①なぜこの時点で改正が必要なのか、②基本的に厳罰化を図る防衛秘密の強化が市民的自由にどうかかわるのか、③罰則の強化と処罰対象者の拡大がメディアの取材の自由に及ぼす影響などの論点が提示できよう。これらの論点を中心にⅡでの論調整理を経て、Ⅲで具体的な考察を行う。

⁵ 2001年10月24日、日本民間放送連盟「報道委員会見解」を国会へ提出。他にメディア関連団体の声明としては同23日、メディア総研「自衛隊法改正による『防衛秘密』保護制度の導入に反対する」声明。同24日、新聞労連「『防衛秘密』を盛り込んだ自衛隊法改正案の成立に反対する声明」、民放労連「『テロ対策特別措置法』、自衛隊法改正案に反対する声明」を発表。

⁶ 2001年11月6日、第153回国会衆議院安全保障委員会において今野東委員の質問に対する中谷防衛庁長官の答弁。

⁷ 田島泰彦「テロに乗じた『防衛秘密』保護法制の創設」原寿雄・桂敬一・田島泰彦『メディア規制とテロ・戦争報道』（明石書店、2001）97頁。

⁸ 2001年10月29日、第153回国会参議院本会議「自衛隊法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」。

2 有事法制

(1) 経緯と概要

2002年2月4日、小泉首相によって発表された第154回通常国会の施政方針演説において示された「国民の安全を確保し、有事に強い国づくりを進めるため、与党とも緊密に連携しつつ、有事への対応に関する法制について、取りまとめを急ぎ、関連法案を今国会に提出します」との方針の下、政府は4月16日、武力攻撃事態法案、安全保障会議設置法改正案及び自衛隊法改正案からなる有事関連3法案を閣議決定し、4月17日、国会に提出した。事態対処に係る安全保障会議の役割の明確化・強化を目的とした安全保障会議設置法改正案では、具体的に諮問事項の追加、議員に関する規定の整備、事態対処専門委員会の設置が挙げられている。自衛隊の行動の円滑化を目的とした自衛隊法改正案において、物資の取用など、防御施設構築の措置及びこれに伴う権限、緊急通行、保管命令に違反して隠匿した者など及び立ち入り検査を拒んだものに対する罰則、防衛出動手当の支給などが具体的に挙げられている。また、自衛隊法による関係法の改正として、部隊の移動、輸送、土地の利用、建築物建造、衛生医療、戦死者の取扱のそれぞれに関する特例措置が挙げられている。

また新たに提出された武力攻撃事態対処法案は、国家と国民の安全を脅かす武力攻撃事態への対処に関する基本理念及び態勢作りのための法整備を目的としている。武力攻撃事態に至った場合、首相はその認定をはじめ、対処方針、対処措置などからなる対処基本方針案を作成する。想定されている有事対応を具体的に示すと、他国の侵攻またはそれが予測される事態が発生した場合、首相は、安全保障会議とそれを補佐する事態対処専門委員会に対して事態認定を含む対処基本方針の諮問を行い、答申を受け、対処基本方針を閣議決定した後、国会による承認を求める。防衛出動を命じる場合はその旨も対処基本方針に盛り込む。国会承認を求める間も、首相を対策本部長とする武力攻撃事態対策本部は、対処基本方針に基づいた対処措置を行うことができる。この対処措置には自衛隊の作戦行動のほか、地方自治体・指定公共機関に対する施策の総合調整・指示・代執行も含まれる。これらの対処措置は、国会による不承認の議決がなされた場合には速やかに終了される。

(2) 問題の所在と論点

a) 「平和主義」と緊急権

憲法9条において「平和主義」という規定を持つ憲法の特殊性と、国家と国民の安全を守るための安全保障上の必要性との兼ね合いの中で、防衛力の国家的位置付けを確立するための議論が必要である。

また、憲法に衆議院が解散されている場合の参議院の緊急集会に関する規定が置かれている以外には、日本国憲法にはこの種の明示された規定は存在しないが、自衛隊法に規定された手続きでは自衛権の行使が行政権の一部であって、内閣を代表する内閣総理大臣の命令に基づき執行されることを前提としている。同様の法律として災害対策基本法、国民生活安定緊急措置法などが存在する。

憲法学においては、国民の抵抗権と国家の緊急権は対抗関係にあるとする見解が通説であるが、明示された条文がなければ緊急権は行使できず、また明文化により権力濫用の危険を防止できることから立法の必要を主張する多数意見と、現行憲法下でも非常措置をとることは可能であり、憲法に明文化することで権力濫用の危険をうむおそれがあることなどを理由として立法の不必要を主張する少数意見に分かれている⁹。

b) 自衛隊の行動と私権の制限

現在の日本では、有事に際して、自衛隊の行動を妨げるような法規が多く、効果的な防衛行動が取れないか或いは超法規的に行動するしかなく、効果的に国民を守ることが出来ない¹⁰。また、有事法制が未整備だと、わが国に対する武力攻撃が発生した場合においては国民の生命や財産保護などの規定がないために、国民の基本的人権がむしろおかされるのではないかという視点からも、有事法制自体の必要性は説かれてきた。しかしながら、その内容は、私有地、国有地での戦闘開始前の陣地構築など、国民の私権を制限することが前提となるものであり、自衛隊創隊以来、有事法制の法的整備は行われてこなかった。

有事において、自衛隊の行動はどのような状況で、どのように私権と抵触する可能性があるか、またその場合、どの程度私権を制限すべきか、という

⁹ 芦部信喜「序－有事立法論議を超えて」ジュリスト701(1979.10.1)14頁、古川純「安全保障会議の設置と国家緊急権確立の方向」ジュリスト865(1986.7.15)41-46頁。

¹⁰ 加藤秀治郎『「憲法改革」の政治学』(一芸社、2002)143頁。

点が国民生活のうえで重要であることは論を待たない。第154回国会に提出された武力攻撃事態3法案については、武力攻撃事態法制定後、2年以内に制定される個別法において規定されるものとされており、不明確なままであった。この点に関しては2002年11月11日、与党から示された修正案において、国民保護法制の「輪郭」が示されているものの、現在（2002年11月20日）のところ審議がなされておらず、今後の十分な検討が期待される。

また現行の自衛隊法103条では有事での「防衛出動」に際して、任務遂行上必要と認められる場合に都道府県知事に要請して、土地・施設・物資などの徴用や、民間人を労働力として確保できるとしているが、これを実施するために必要な手続きに関する政令が存在しないことから効果を發揮していない。阪神・淡路大震災ではこれが障害となった結果、災害派遣については災害対策基本法などが見直されることになったが、有事に関しての規定は以前のものである。このため、自衛隊法改正案及び与党が2002年11月11日示している武力攻撃事態対処法案修正案のなかで、手続きなどについて定める予定である。また自衛隊法改正案では、防御陣地構築にはある程度の期間を要するものであることから、防衛出動命令下令以前の段階でも防御陣地を構築するための土地の使用を可能とすること（改正案77条の2）、部隊の移動・展開時に私有地を通行できる緊急通行権（改正案92条の2）などについてもこれらの過程で発生する損失についての補償も規定されているが、補償額の査定、申告期間など手続きについての妥当性についての議論は必要である。

c) 武力攻撃事態の定義の曖昧さ

現行の自衛隊法では、武力攻撃が発生するか、その恐れのある場合に限りらざれていた有事の範囲に「武力攻撃が予測される事態」を含めるとしたことが武力攻撃事態対処法案の大きな論点である。このことから有事の認定基準が以前と比べて、あいまいなものとなった。政府見解は、「武力攻撃事態」の定義について、武力攻撃を「わが国に対する外部からの組織的・計画的な武力の行使」と規定し、その主体については「国だけでなく国に準ずるもの」とした。また、「武力攻撃事態」に含まれる「武力攻撃が予測されるに至った事態」については、「武力攻撃のおそれのある場合」には至らないものの、ある国がわが国を攻撃するために予備役召集や軍事施設の構築を行っているなど「武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合」が該当すると説明した。「武力攻撃のおそれのある場合」については、ある国がわが国

に武力攻撃を行う意図を明示し、多数の艦船あるいは航空機を集結させているなど「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合」が該当する、とした¹¹。

しかしながら、これらの見解は条文に明記されておらず、また「予測される事態」と「おそれのある事態」、「周辺事態」との区別、認定の客観的基準等の規定が曖昧であり、恣意的な「武力攻撃事態」の認定を許す恐れがある。予想される脅威が大規模テロなど広範囲にわたることから、厳密な定義は難しいにしても、より詳しい判断基準を国民に示す説明責任が政府にはある。

このような「武力攻撃事態」の定義自体が曖昧で判りづらいとの批判¹²があり、2002年11月11日明らかになった与党の修正案の中では、それまで前述の三段階に定義されていた「武力攻撃事態」を、①武力攻撃が発生した事態②武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるにいたった事態を定義とする「武力攻撃事態」、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態を定義とする「武力攻撃予測事態」の二つに分けた。また、想定されている脅威が冷戦期のままであり、冷戦の終結以後、生物兵器の使用を含んだ、予測が困難な大規模テロ攻撃の脅威が増大したことへの対応が盛り込まれていないこと、及び工作船対処においても武力攻撃事態と認定して対処するのでは社会に対する影響が大きすぎることなどを批判されていたが¹³、この点に関しても武装不審船の出現、大規模テロの発生など諸事情を踏まえ、①情報の集約・事態の分析・評価を行うための態勢充実②事態に応じた対処方針策定準備③警察、海保と自衛隊の連携強化、を行うことを修正案に盛り込んだ。

d) 武力攻撃事態の認定における国会関与の低さ

有事とは私権の制限を伴うものであることから、民主主義国家における有事体制への移行は、厳格な要件と手続きに基づいて、国民の代表によって決定されなければならない。内閣総理大臣とそれを補佐する安全保障会議によって武力攻撃事態が認定された後、国会によって承認を受けるまでの間も対

¹¹ 2002年5月16日、第154回国会衆議院の武力攻撃事態への対処に関する特別委員会での岡田克也委員の質問に対する福田官房長官の答弁。

¹² 2002年5月7日、第154回国会衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会での中谷防衛庁長官に対する土井たか子委員の質問など。

¹³ 2002年5月16日、第154回国会衆議院の武力攻撃事態への対処に関する特別委員会での福田官房長官に対する岡田克也委員の質問など。

処措置を講じて良いことからくる首相権限の拡大と事態認定に対する透明性確保の問題があり、また国会承認後の国会関与のあり方に著しく具体性が欠如しており、事態の終了手続きが規定されていないことなど、多くの問題点が挙げられる。また「武力攻撃事態」における「対処基本方針」の国会の承認についても、「予測される事態」での「防衛出動待機命令」は事後承認、「おそのの場合」での「防衛出動命令」は原則、事前承認となるとの説明¹⁴がなされているが、法的手続きがわかりにくい点が指摘されている¹⁵。

国会承認を原則、事後承認としたことは、事前承認を前提とした防衛出動命令との整合性において問題を含むものの、大規模テロなど迅速な対処を必要とする安全保障問題の性格を考えれば止むを得ない。しかしながら、一度国会が承認したあとは、対策本部による個別の対処措置を終了させる権限及び武力攻撃事態そのものを終了させる権限は国会になく、また対策本部から国会への報告義務もないことから、国民の代表たる国会の関与の低さについて検討が必要である。また武力攻撃事態認定の透明性確保の観点から、政府の説明責任を明示し、情報公開がなされる必要がある。

e) 指定公共機関とメディア

地方自治の本旨や報道の自由の観点から、「地方公共団体」「指定公共機関」に対して、行政による指示、場合によっては代執行までが認められている点についての問題が取り沙汰されている。

「指定公共機関」については、対策本部長が対処措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときに、国の行政機関、地方公共団体、指定公共機関に対して「総合調整」を行うことができる。この場合には地方公共団体及び指定公共機関は、対策本部に対して、意見を申し出ることができる。この「総合調整」に基づく所要の措置が実施されず、国民の生命、身体もしくは財産の保護または武力攻撃の排除に支障があり、特に必要と認められる場合には、対策本部長の求めに応じ「指示」が地方公共団体及び指定公共機関に出される。この「指示」に基づく所要の措置が実施されず、指示が出されたときの要件に加えて、緊急性を認められたときに内閣総理大臣自らまたは

¹⁴ 2002年5月16日、第154回国会衆議院の武力攻撃事態への対処に関する特別委員会での岡田克也委員の質問に対する福田官房長官の答弁。

¹⁵ 2002年5月7日、第154回国会衆議院の武力攻撃事態への対処に関する特別委員会での中谷防衛庁長官に対する岡田克也委員の質問など。

関係大臣を指揮して対処措置を実施する「代執行」を行う権限が規定されている。この指定公共機関は公共的機関及び公益の事業を営む法人で、政令で定めるものとされている。

指定公共機関に含まれる民間企業に対する問題の中で唯一、具体的な論議になったのが報道機関である。災害対策基本法をモデルとし、武力攻撃事態対処法案においても、指定公共機関として警報など緊急情報の伝達のために放送事業者が含まれており、明示されている日本放送協会（以下、NHK）以外の民放各局に対しても指定公共機関となりうること、速報性において放送媒体におとる新聞に対してもインターネットでの告知の可能性を挙げ、指定公共機関となりうると政府の見解として示した¹⁶。この見解と同時に、報道規制は行わない旨、法案に明示すべきではないかとの岡田克也委員の質問に対して、武力攻撃事態対処法案の基本理念として、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、制限を加える場合は、必要最小限のもので、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない旨明記されていることから、報道の自由を含む国民の自由と権利が尊重されることは当然であり、「制限は考えていない」という福田官房長官の答弁がなされている。

これに対し、日本民間放送連盟をはじめとする各種メディア関連団体は、国民の『知る権利』に奉仕する報道機関が、政府に奉仕するものに変質しかねないとして、政府による情報統制の危険性を訴え、報道機関を指定公共機関とすることへの反対意見を表明した¹⁷。

以上のような有事法案の問題の所在から、報道分析に向けて重要な論点を提示するならば、①「平和主義」や国家緊急権など憲法解釈にかかわる問題、②自衛隊の行動と私権の制限、③武力攻撃事態の定義の曖昧さ、④国会関与の低さ、⑤指定公共機関とメディアなどが挙げられよう。これらの論点を中心にⅡでの論調整理を経て、Ⅲで具体的な考察を行う。

¹⁶ 2002年5月16日、第154回国会衆議院の武力攻撃事態への対処に関する特別委員会での岡田克也委員の質問に対する福田官房長官の答弁。

¹⁷ 2002年7月18日、日本民間放送連盟、国会及び内閣に対し「武力攻撃事態法案による指定公共機関制度に対する意見」を提出。他に4月20日、日弁連理事会「有事関連3法案の廃案を求める決議」採択。5月2日、日本ジャーナリスト会議、日本マスコミ文化情報労組会議、出版労連、新聞労連、民放労連、報道の自由を求める市民の会、メディア総合研究所の連名で「有事関連3法案の審議入りに抗議する」声明を発表。衆議院内閣委員会、参議院法務委員会、衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会の各委員に送付。

Ⅱ 新聞論調の展開一時系列に即して

1 防衛秘密法制の導入と新聞論調

(1) 改正法案成立まで

2001年10月5日に政府はテロ対策特別措置法とともに防衛秘密にかかわる自衛隊法改正案を閣議決定・国会に提出した。10月14日になって「朝日」は解説を掲載し、政府が防衛秘密の新制度導入を図る背景には、日米同盟強化を考える米国の要請や対米支援の姿勢づくりへの政府の思惑、すなわち自衛隊員だけでなく防衛秘密に接する政治家や国家公務員、民間業者の全体に取り締りの網をかけようとするとも指摘した。また独自に情報を取って真相に肉薄しようとする報道機関への抑止効果も出てくることなどから、防衛庁による今回の改正案の狙いが自衛隊員の守秘義務強化だけのものでないことは明白だと主張した。

「朝日」は、衆院の審議過程で与野党がともに賛成にまわったことに対しても直ちに反応を見せた。同紙は10月16日の社説で、なぜ今防衛秘密の新制度導入が必要なのかを問い、国会などでの議論がまだほとんどなされていないことを懸念するとともに、テロ対策とはきちんと分けて徹底的に開かれた議論をするよう強く求めた。また今回の改正案には知る権利にかかわる重大な条文が含まれており、既存の自衛隊法とは構成要件も罰則の重さも全く異なる新しい規定であると指摘した。①何が守られるべき秘密かは第一義的に当の防衛庁長官が決め、漏らせば自衛官だけでなく一般の国家公務員や防衛産業の社員らも5年以下の懲役に処されるなど処罰の人的対象が拡大した点②教唆した者も3年以下の懲役とするなど防衛問題に対する取材・報道の自由を規制し、メディアを通じた国民への情報開示内容を狭めかねない点を摘示している。

10月18日、自衛隊法改正案が衆院で可決され、参院に送られた。「毎日」は翌19日、包括的かつ批判的な視点で社説を展開している。衆院ではテロ対策支援法案に審議が集中し、改正案の内容や運用に疑問や懸念を残したまま通ってしまったことを批判したうえで、防衛秘密の対象の10項目に抽象的表現が多く、秘密を漏らした自衛官や国家公務員の最高刑引き上げと一緒に、「(漏洩を)共謀、教唆、煽動した者」も処罰対象に加えた点は運用に不安を

持つと批判した。さらに情報公開が求められる現在、マスコミや市民団体の活動が違法行為とされたり、政府に不都合な情報が恣意的に秘密扱いで抑えられる恐れなど言論・報道の自由、知る権利などとの関係で何が重要情報など、政府見解などで明確化する必要があると主張した。

防衛秘密の新設を盛った自衛隊法改正案の参院審議が始まったことを受け、「朝日」は10月24日、改めて精査と十分な審議を求める社説を掲載した。改正案は自衛隊に関する防衛秘密の保護という新たな領域を設けるもので、防衛秘密が認められれば、あとは対象や内容を広げても「量的拡大」で処理されていく恐れがあると指摘した。自衛隊には暗号関係など守らねばならない防衛上の秘密は当然あると認めつつも、国の行方に大きな影響を及ぼす自衛隊の運用や研究などは主権者である国民に十分に知らされるべき情報であり、その調整を図るうえで今提出されている自衛隊法改正案の内容が本当に適切かどうかをもっと徹底的に吟味し、正面から議論を尽くすべきだと注文した。

(2) 改正案の成立以降

自衛隊改正法案が成立した(10月29日)あとは改正案に対する社説・解説は見られない。ただ、2002年に入り防衛庁の不祥事が相次ぎ、その際に防衛秘密問題も取り上げられた。まず、ロシア軍のスパイが航空自衛隊の元自衛官に防衛秘密を提供するよう働きかけていた事件が明らかになった(2002年3月22日)ことに対し、「産経」は3月24日の主張で、自衛隊改正法において防衛秘密を漏らした場合の罰則が懲役1年以下から5年以下に引き上げられたが、罰則だけでは国益に通じる秘密は守れず、守ろうとする個々の意識が大事であると述べた。

次に、防衛庁の情報公開請求者リスト作成問題(2002年5月28日「毎日」のスクープで発覚)については、「読売」は6月13日の解説で防衛庁の体質を批判した。ここでは、今回の不祥事の背景に組織防衛に走りがちな防衛庁の問題と、国民の協力や信頼を得るために、国の安全保障に悪影響を及ぼさない限り防衛政策や防衛情報を開示するという意識の薄さの問題を指摘しながら、防衛庁は情報公開の基準作りに取り組むべきだと主張している。

さらに、8月5日には、陸上・航空各自衛隊の基地などを結んで指揮管理などを行うネットワークの設計図とIPアドレスが外部へ漏れていたことが明らかになった。これに対しては「毎日」と「産経」が社説を掲載している。

前者は7日の社説で、外部に漏れるような管理の下で重要なシステムを作っていたこととネットワークの大本となる設計図が流出したことの問題点を批判しつつ、管理体制のお粗末さを批判した。一方、後者は9日の主張で、機密度の高い防衛システム開発に携わる関係者のモラル低下がクローズアップされたと指摘し、防衛秘密の漏出防止については一般国民に国家秘密を守る義務は今のところ課せられていないが、こうした事件を契機に新たな国家秘密を保護する法制度を検討すべきだと強調した。

2 有事法制と新聞論調

(1) 閣議決定まで

2002年1月4日、小泉首相は、年頭会見で不審船事件について言及し有事法制の整備を急ぐ考えを強調した。これに対し、「産経」は翌日の主張で、有事法制整備の意向に評価を示しつつも、問題は集团的自衛権の問題を抜きにしては、結論は得られないとし、その追究を迫った。同紙は21日の主張でも同様の視点から、政府・与党内の一部慎重論を批判しながら、集团的自衛権問題や憲法改正に正面から取り組むべきであるとの認識を示した。26日の主張では、諸外国はどこでも国家有事に際して、国民が何らかの形で義務や分担をすることが常識であると指摘し、私権制限が否定的に論じられている傾向を批判した。「読売」も1月26日に社説を掲載し、有事法制の検討の開始から25年経て不整備になっているのは政治の怠慢と断じ、「産経」と同様に早期整備を強調した。

一方、「毎日」は2月6日の社説で「有事における自衛隊の活動をめぐり、法整備しておく必要性は認める」としながらも、議論され方について、「国民の基本的な人権に十分な注意を払う必要がある」と指摘し、国民の安全確保・生活維持の法制化が後回しになっている点を批判するとともに、テロや不審船の場合も有事の枠組みで法整備しようとする主張について、有事の定義の再確認が必要であると注文を付けた。

3月19日、有事法制の骨格が明らかになった。政府が提示した骨格についての各紙の評価を見てみる。

「朝日」は翌日の解説で、①法案の全体像はあいまいなまま②国と地方公共団体の関係など当初から難航が予想された部分は詰まっていない③有事に際して日本がいかに対応するかさだめる基本理念は「検討中」としているに過ぎない、と未熟さを批判した。さらに残された課題として、基本的人権に

関わる私権制限の考え方、国民の役割、国会の関与を挙げた。「毎日」は21日の社説で、日本が武力攻撃に直面した際の国と地方公共団体の関係、医療や運送に携わる民間人への命令が憲法の枠内におさまるかどうかが最も重要な課題であるとし、「現行憲法が原理とする基本的人権の尊重を踏み外すことは決して許されない」、「憲法上疑義がある強制力を伴う法制化は再考を求めたい」と主張した。この点について「読売」は同日の社説で、基本的人権を制限する有事法制は許せないなどの反対の声を理解できないとし、「有事法制がなければ、自衛隊は超法規的に対処するしかなく、かえって必要以上に人権が侵害されかねない。誤った理解に基づく有事法制反対論は百害あって一利なし」と断じ、上記2紙との見解の相違が鮮明であった。

政府の有事法制整備の作業が大詰めを迎えた段階で、「朝日」と「産経」が社説を掲載した。前者は、3月28日の社説で、冷戦中に想定された大規模な日本侵攻のような事態が予想されるわけではなく、急がなければならない事情はないと主張した。そして大規模テロや武装不審船など「新たな脅威」は現行法制のもとで警察、自衛隊、海上保安庁の連携強化、住民の避難や救助活動を検討するのが先で、新たな法整備はそのうえで考えることだと述べ、時間をかけてじっくり検討するように求めた。同紙は4月3日の解説記事で、冷戦時代有事法制はタブーだったが、9.11事件や北朝鮮の不審船との交戦が国民の間に有事の備えを強く意識させているとし、消極的でありながらも有事法制の必要性に関しては否定していないことが分かる。

他方で、後者は4月4日の主張で、前日与党3党に説明された法構想について、国防は自衛隊だけでなく国民全体の務めだと示した点、外国からの侵略に対する抑止力が高まる点の2点を重要な意義として評価した。その上で、緊急事態への即応のための首相への一時的権力集中の検討や軍事力をコントロールする機構の整備といった点で今後への期待を示した。

(2) 国会上程と審議

4月16日、有事法制の関連3法案が閣議決定され、翌日国会に提出されたことを受け、4紙は17日一斉に社説を掲げた。

まず、「朝日」は、法の想定する「武力攻撃事態」の定義や国民の「必要な協力」の範囲の曖昧さを指摘し、政府の裁量次第になりかねないと懸念を示した。また、国民の生命や財産を保護する法整備は後回しにされ、全体像が見えないままの先行には不安が残ると述べた。さらに今の国際情勢の中で

何が本当の脅威なのか、この法案をどう位置付けるのかなどを問いながら、国会で国民が納得いくまで丁寧な議論をすべきだと主張した。

「毎日」は、有事法制の必要性に疑問を呈し、「朝日」と同様、武力攻撃の定義や国民の「必要な協力」の内容の不明確さを憂慮した。法案は全体として、「首相が地方公共団体と指定公共機関に指示する権限と国民の協力に関する規定は、基本的人権の尊重を根本原理とする憲法との関係で問題をはらんでいる」と批判し、メディアとの関連で、①指定公共機関にNHKを明示し、言論・報道の自由、国民の知る権利が侵される恐れがある②「その他公共機関」と曖昧に規定した対象に民放や新聞、雑誌、出版も加えたとすれば、「憲法の範囲内」を掲げてきた法整備の原則が覆ることになる、と具体的な問題点を挙げた。

「読売」は、定義が曖昧であると批判し限定的な文言で規定するよう求める上記2紙とは反対に「あらゆる緊急事態に幅広く対処できる法整備を急ぐ必要がある」とし、実効ある危機管理の法制を整備するという視点からして、有事の対象を「外部から武力攻撃を受けた事態」と「武力攻撃が予測される事態」に限定している点が不十分であるとの見解を示した。また、法案自体の不備な点として、①指示する内容を他の法律で決めるまでは首相が自治体への指示権を行使できない仕組みになっていること②業務従事命令違反に対する罰則規定が盛り込まれていないことを挙げた。数多くの課題があるとしながらも、有事3法案を早く成立すべきという姿勢は変えていない。同紙は、この日の解説記事で「朝鮮半島で武力紛争が起きた場合に、『周辺事態』と『予測される事態』が並存する可能性があり、その際に集団的自衛権の行使ができなければ、米軍への十分な支援ができずに日本の国土防衛の重大な妨げになりかねない」と論じた。

「産経」は、有事法制が具体化してきたことを評価するが、法案の措置に不十分な点を認めている。第1に、テロ、不審船などの緊急事態の対処に関して、「迅速かつ確に実施するために必要な施策を講じる」と記された点について、「いつ、どのような措置を取るのかを明示しなければ、画餅に帰すことになる」と批判し、有事法制に有効なテロ、不審船対策を盛り込むことを求める。第2に、武力攻撃事態の場合に、政府が対処基本方針を作り、閣議決定を経て、国会承認を得る段取りについて、ミサイルが飛来するような事態に即応できるか疑問を投げかけている。

5月7日、有事法制関連3法案が衆院特別委員会で審議に入った。特別委員会での審議について、「読売」は5月11日の社説で、「米同時多発テロのような、予測困難な危機にも対応できる、柔軟な仕組みでなければならない」と述べ、具体的なケースの説明を求める野党側を非現実的だ、と批判した。

一方「毎日」は、13日の社説で、「『おそれ、予測、必要最低限、合理的に必要と判断』など、法制の用語があいまいなままでは、国民の理解と支持を得られない」との立場を示した。同紙は24日の社説でも、国民の保護法制が後回しにされているために、「武力攻撃事態法案の全体像まで問われてしまう」、「米軍が軍事行動する周辺事態の時から『武力攻撃が予測される事態』として国民生活に制約を課すのかどうか不明確だ」と、国民の私権制限にかかわる場面について具体的に示す必要があると主張した。

「朝日」は5月19日の社説で、武力攻撃事態の定義の曖昧さと米軍支援をする周辺事態との境に関して、具体的には自衛隊が私有地でも陣地を築ける「武力攻撃が予測されるに至った事態」と、部隊が実際に展開される「武力攻撃の恐れのある場合」について周辺事態との兼ね合いに触れておらず、拡大解釈される恐れがあると強い懸念を示した。また、国民の生命・財産の保護に関する法整備が後回しされ、自衛隊ができることばかり先行していることにも懸念を示した。

「朝日」は5月22日の社説で、与党3党が野党欠席のまま公聴会日程を単独採決したことに対し、有事の備えは必要としてもその内容には十分な審議を尽くすことが不可欠で、きちんとした議論を飛ばして成立を急ぐ姿勢は到底認められないと主張した。先の日米防衛協力の指針（ガイドライン）関連法案（93時間）や国連平和維持活（PKO）協力量案（89時間）に比べ、今回の審議時間（32.5時間）ははるかに短いと指摘し、国民の多くが法案の内容を理解しないまま成立を急ぐようなものではないと批判した。

「産経」は、5月20日の主張で有事法制の国会提出で「安全保障をめぐる法的整備がようやく進められようとしている」と評価の姿勢を示しながら、対テロの分野で依然として基本方針が固まっていない実情に不満をにじませ、「日本は国際的な責務をいかに果たしていくべきか徹底した議論が必要」と主張し、有事法制の文脈でのテロ対策も視野に入れた対応が必要であるとした。

(3) 継続審議への動き

有事法制関連3法案が審議されている最中、5月28日、防衛庁が情報公開法に基づいて情報の開示を請求した人たちの身元を調べて、リストを作っていたことが発覚した（「毎日」のスクープ）。この事件と関連し、「朝日」は翌日の社説で、問題の主体である防衛庁が中心になっている政府が今回の有事法案を成立させようとしていることを批判した。

一部から有事法制関連3法案の継続審議がやむを得ないという見方が出ている中、「朝日」は6月3日の社説で、「政府として胸を張れるものを改めて国会に出すのが筋であり、今国会での成立にこだわるべきではなく、国民保護や米軍支援などの法案を含め全体像をきちんと用意して出直すべきだ」とし、「現状では会期を延ばしたところで法案の本質的欠陥は埋まるまい」と批判した。また、与党に法案修正で切り抜けようとする動きがあることに対して、できるものから先にとりほど軽々しい問題ではなく、改めて全体を見渡した上で問題点を直し、大方の国民が納得のいく法整備を目指すべきであると主張した。

「読売」は同日の社説で、有事法案がいまだに衆院通過のめどさえ立っていないことは「憂うべき状況である」とし、11日の社説でも、有事関連法案継続審議はやむを得ないという声を無責任と述べ、「何が国益か、原点に戻って、議論を深めるべきだ」と主張した。「産経」も、10日の主張で、「国のありようを考えれば、有事法制が存在しないという国家体制の根本的な欠陥の是正が最優先されるべきだろう」とし、「読売」と同様の認識を示した。

その後、有事法制関連3法案継続審議の方針が明らかになったことについて、「読売」は、7月14日の社説で「今国会での成立に向け、強い指導力を発揮しなかった小泉首相や自民党執行部の責任は重いといわざるを得ない」と非難し、25日の解説でも、避難や復旧に関する具体的な内容を問われると「今後検討する」と繰り返すだけだった首相らの姿勢から有事関連法案の論議の中身は「終始低調で政府側に準備不足の面も目立った」と不満を述べた。さらに野党側については「審議でも、武力攻撃事態に関する『予測される事態』『おそれのある事態』などの解釈論に傾き、国家存立の基盤をめぐる議論を矮小化してしまった」と批判した。「産経」も、8月1日の主張で、有事法制の審議が進まなかったのは、防衛庁の情報請求者リスト作成問題の発覚が影響したことを挙げつつ「どのような事情があろうとも、重要な有事法制が先

送りになり、改革にブレーキがかかる現状は見直しができない」とし、再び早期成立を求めた。

こうした「読売」や「産経」の主張とは反対に、「朝日」は7月29日の社説で、日本の防衛対策全体を今の時代に即して見直すときにもきており、法案を小出しにしてすませるような話ではあるまいと廃案にして出直すべきだと主張した。法案が自衛隊の行動から制約を取り払うことばかりを優先したあまり、国民保護の法制や米軍支援の法制を明らかにしていないという本質的な不備に着目し、審議を再開したいなら、改めて法案の全体像を明確にする必要があると述べた。

(4) 臨時国会での議論

臨時国会の開幕に向けて「産経」は10月3日の主張で、有事の際にいち早く対応できるシステムを整えていることが平時からの抑止力となり安全に役立つと指摘し、有事3法案に対して「国、地方公共団体、公共機関、個人が、一致協力して有事に対処するのだという世界共通の防衛理念を明文化している」と評価した。その上で、有事に果たす国民の役割が“協力”にとどまっている点に疑問を呈し、有事における国家の意思決定過程の簡素化や総指揮官への権限の一時的集中について考えることを課題として提示した。さらに同紙は17日の主張で、「臨時国会での有事関連法案の成立を最初からあきらめるような政府・与党の姿勢はまったく承服できない」とし、引き続き有事関連法案の早期成立を目指すべきとの見解を示している。「読売」も17日の社説で臨時国会での法案成立が必要であるとの主張を展開した。

その後、衆院有事法制特別委員会は11月11日、前国会から継続審議になっている有事関連法案の審議を再開、与党は修正案を野党に提示するとともに、政府は有事法案成立後2年以内に整備するとしている国民保護法制の「輪郭」(骨子)を示した。これを受け、「朝日」「読売」「産経」が社説を掲載した。「朝日」は12日の社説で、修正案について、武力攻撃事態を定義し直したが、これであいまいさを少しでもぬぐうことになるだろうか、疑問を投げかけた。また、国民保護法制の輪郭については「避難や救済、ライフライン確保など、多くは検討項目を羅列したに過ぎない」と批判した。一方、「読売」は同日の社説で、与党の修正案提示と政府の国民保護法制の輪郭提示を機に、野党は修正協議に応じ、早期成立に協力すべきだと主張し、無責任な先送りはもう許されないと再度強調した。「産経」は17日の主張で、国民保護法制は国

民に「協力」を求めているに過ぎない。災害よりはるかに深刻な有事に、国民はこの程度の役割分担でいいものか」と、法制の甘さを問題にした。さらに、国民保護法制の今後の議論には「神学論争ではない現実論議で、国民の国防意識を掘り起こす」ようにと踏み込んだ注文をつけた。

Ⅲ 考 察

以上、防衛秘密の保護を強化した自衛隊法改正と有事法制に関する4紙の論調を整理した。これらの事柄は単なる法整備の問題にとどまらず、そこに潜んでいる憲法解釈や言論・表現の自由を含む基本的人権の問題など論争的な課題を数多く内包していることから、各紙の立場の相違が相当表れた。そこで、以下では、4紙それぞれのスタンスをIで提示した各論点に則して具体的に検討してみたい。

1 防衛秘密保護法制の新設をめぐって

(1) 個別論点の考察

a) なぜこの時点で改正が必要なのか

本来立法の趣旨からすると、防衛秘密保護の強化はテロ対策とは明確に区別される問題領域であるにもかかわらず、説得性のある立法事実も提示されなかったことから、なぜ同時期に法制化が図られなければならなかったのかについてジャーナリズムは疑義を示すべきであったと考えられる。しかし、全体的に強い追及は見られず、「朝日」が疑問を呈したにとどまった。その後、改正案の衆院通過の翌日になって「毎日」が改正案を批判し、防衛秘密保護の強化がテロ対策と同時に仕立てられたことを間接的に問題にした。しかし、「読売」「産経」はこの点を含め防衛秘密保護の強化を問うような論調は展開していない。

b) 防衛秘密保護の強化と市民的自由のかかわり

改正自衛隊法により処罰範囲の拡大や厳罰化で防衛秘密保護が図られることになるが、市民側からすると防衛・軍事に関する情報が統制される恐れが高まったこと、民間人でも防衛にかかわる従業者・労働者も服務規律が課されること、メディアを含め市民からの防衛・軍事情報への直・間接的アクセスを萎縮させかねないことなどさまざまな弊害がもたらされる。この点に関する新聞の論調からは、単に処罰範囲の拡大や厳罰化の内容の列举を越え、

市民的かわりにおいて防衛秘密保護の強化に内在している本質的な問題に肉薄する姿勢は見られない。

「朝日」は防衛秘密の新制度の主要内容を摘示し、条文の文言から読み取れる問題点を批判することに重点が置かれ、制約される市民的自由の具体像を総合的に読者に示すことができなかった。一方、「毎日」は「朝日」に比べ、この問題が及ぼす影響を見つめる視野がより狭く、市民的自由一般には議論が及ばず、主に言論・報道の自由との関係を重視していることが分かる。この点についても「読売」「産経」には論調の展開が見られず、改正案に対する評価も明らかにされていないことが分かる。

c) メディアの取材の自由への影響

改正自衛隊法は、ジャーナリスト、研究者など取材や調査を行う側に防衛・軍事情報源へのアクセスを難しくさせ、メディアの取材の自由を著しく制限する場面をもたらし、高度の実質秘性が要求される防衛・軍事秘密の判断を国民から隔離し密室行政への恐れを孕んでいる。したがって、今回の防衛秘密保護の強化は国民の知る権利に奉仕するメディアにとっても看過し難いものに違いない。

しかし、4紙の論調からすると、その切実さが読者に十分伝わるとはいえず、メディア固有の問題として限定的に取り上げられたといえる。つまり、今回の防衛秘密保護の強化が抱える問題状況を国家、メディア、市民という三極構造の文脈から情報の受領者たる市民（読者）に体系的に説明する努力が足りなかったと考えられる。「朝日」「毎日」からは、メディアへの抑止効果や国民の知る権利への制約を懸念する言及はなされているものの、「読売」と「産経」はこの事項に関しても、指摘すらしていない。

(2) 総括

自衛隊法の改正による防衛秘密保護法制の新設をめぐることは、同時期に制定されたテロ対策特別措置法の背後に隠れ、国会での審議はもちろん4紙の報道量も少なかった。社説や解説レベルでは、改正案成立前までは「朝日」と「毎日」のみが取り上げたに過ぎなかった。加えて、防衛秘密保護の強化は市民的自由、中でも取材の自由の制約など表現・メディアの自由への制限をもたらすにもかかわらず、この問題に関して4紙はそれほど追及の姿勢を示さなかった。

「朝日」と「毎日」両紙からは、改正案の問題点を一部指摘する論調も見

られなくもないが、なぜこの時点で改正なのかという根本的な問いをはじめ、メディア自身の萎縮効果を含め防衛秘密の強化がもたらす様々な問題状況を的確に捉える視点が貧弱であった。一方、「読売」と「産経」が改正案の成立まで社説や解説を掲載していないのも批判しなければならず、これは国民の知る権利に奉仕する表現者の一角として危機感を欠いていたことの証左といえよう。改正案が成立した後は、防衛庁を取り巻く不祥事に際して「読売」や「産経」も、間接的でありながらも防衛秘密保護の強化問題に触れているものの、改正内容の本質に迫る論調は展開されなかった。

2 有事法制をめぐって

(1) 個別論点の考察

a) 「平和主義」・国家緊急権

「平和主義」と有事法制との折り合いの付け方を考えるうえで、議論の前提となる日本国憲法が持つ「平和主義」の特殊性・固有性への理解を検証したところ、4紙とも実質的な主張や見解を提示していないことが分かる。法案の成立に慎重な姿勢を求める「朝日」「毎日」と、法案の早期成立ないしより包括的な法制整備を求める「読売」「産経」の対極的な立場は鮮明であるが、前2紙が果たして「平和主義」の特殊性・固有性を吟味したうえでの慎重論を唱えているのかは必ずしも明らかではない。一方、「産経」は、有事3法案は「世界共通の防衛理念を明文化している」（2002年10月3日）と評価しているところからも分かるように、「平和主義」の特殊性・固有性をめぐる議論なしに有事法制を安易に国際的な理念で捉えようとしている。

有事3法案の中核をなす武力攻撃事態法案は成立された場合、先に成立した周辺事態法と連動して運用される蓋然性が高く、従来の政府解釈と異なり集团的自衛権の事実上の行使に結びつく恐れも排除できないといえよう。「朝日」と「毎日」はこうした問題に対し、明示的な見解は示さなかったが、「読売」は有事法案が閣議決定・国会提出された時点で、「集团的自衛権の行使ができなければ、米軍への十分な支援ができずに日本の国土防衛の重大な妨げになりかねない」（2002年4月17日）とし、事実上集团的自衛権の行使を容認した。また、「産経」は首相が年頭会見で有事法制整備の意向を示した段階で、集团的自衛権問題や憲法改正に正面から取り組むべきだとし、集团的自衛権問題が俎上に上ることを求めた。

次に、国家緊急権に関しては、学者の間でも憲法に規定がないためその発

動を定める法制を違憲とする立場と現憲法の枠組みの中でも一定の法制が可能であるとの立場が混在していることが示唆するように、新聞の論調には立憲主義の観点など理念的・法的尺度から慎重なアプローチがなされるべきであると考えられる。この点に関して4紙は明示的な言及はしていない。しかし、「朝日」は2002年4月3日の解説で外国の緊急事態法制を紹介しながら、超法規措置を避けるために有事法制の必要性を消極的に認めているものの、国家緊急権の憲法的位置付けを含め理論的レベルでの踏み込んだ見解は提示していない。

b) 武力攻撃事態の定義の曖昧さ

武力攻撃事態の定義の曖昧さは武力攻撃事態法案の全体の根源的問題として、有事法案の個別的論点の中でもっとも注目を浴びている。「読売」と「産経」は武力攻撃事態の定義自体には固執せず、有事法制にテロや不審船問題など予測困難な危機にも対応できる柔軟な仕組みを求めている。一方、「朝日」と「毎日」は武力攻撃事態の定義など用語の曖昧さが国民に制約をもたらすことを指摘し、政府の拡大解釈の恐れを警戒している。武力攻撃事態の定義が有事法制の中核を成す武力攻撃事態法案の前提的かつ最重要問題であるだけに、この問題に4紙が対極的な論調（「読売」「産経」対「朝日」「毎日」）を取ったことにより、他の個別論点をめぐる論点にも影響を与えたと推測される。

c) 自衛隊の行動と私権の制限

有事法案は自衛隊を円滑に動かし、自治体や国民の協力を得ることを念頭に置いている。有事3法案の一つである自衛隊法改正案から、自衛隊の具体的な行動とそこからもたらされる私権制限などが読み取れるが、4紙は武力攻撃事態法案に関する報道に重点を置いたため、それほど具体的な論調は表れていない。特に自衛隊の具体的な行動をめぐる社説や解説は数少ない。ただ、自衛隊の行動範囲に関しては「読売」が必要以上に基本的人権が侵害されることを防ぐために有事法制による自衛隊の行動範囲を定めることを追認しており（2002年3月21日）、他紙はこの問題に踏み込んだ追及や見解を示さなかった。

私権制限に関しては具体的な場面を描きながら主張を展開したり、解説を加える姿勢は足りなかったが、4紙とも一定量の紙面を割きこの問題を見つめている。「朝日」と「毎日」は私権制限を有事法案の問題の一つとして捉え、

注意を払うことを注文している。しかし「読売」と「産経」は私権制限に対する否定的な見解を批判し、国家有事に際して国民の協力を当然視した。

d) 国会関与の弱さ

あらゆる手続きにおける国会の関与問題に関しては、4紙ともそれほど大きく取り上げていないが、「朝日」がその欠如を有事法案の一課題として指摘している一方、「産経」からは事後承認はやむを得ないとの論理に立っていることが読み取れる。国会関与の弱さに対し、首相の権限は有事法制の運用において様々な側面で強化されうることに関連し、「朝日」は武力攻撃事態の定義や国民の必要な協力の範囲の曖昧さを、「毎日」は地方公共団体と指定公共機関に指示する権限について批判した。しかし、「産経」は緊急事態への即応のための首相への一時的権力集中を検討することに期待を寄せた。

e) 指定公共機関とメディア

有事法案が抱えている問題の中でも指定公共機関にかかわる事項はメディアに直結する論点であるから、この点に関する新聞論調はもっとも注目される。しかし政府の答弁に関する事実報道はともかく、全般的にそれほど重点が置かれていないことが分かる。とりわけ「読売」と「産経」はこの問題をめぐる主張はもちろん、問題状況の摘示も見られない。この2紙に対し、「毎日」は社説で言論・報道の自由、国民の知る権利が侵される危険性に加え、曖昧に規定された指定公共機関の対象を問題にし（2002年4月17日）、4紙のなかではことの重大さを読者に伝える姿勢が見られた。「朝日」はNHKに取材した内容を社会面で触れた（2002年4月17日）だけで、社説や解説で明示的な見解を示さなかった。

(2) 総括

長年研究されてきた有事法制がこの度初めて閣議決定され、その全容が明らかになったこともあり、4紙は多くの紙面を割いて報道した。4紙は社説や解説も数多く掲載し、自社のスタンスを明らかにした。

俯瞰的にみると、「朝日」と「毎日」が有事法制の成立に一貫して慎重な態度を崩さなかったことに対し、「読売」と「産経」は有事法制の必要性を強調し、早期成立を要請してきたことが分かる。そのような二極的な対立構造の中で、4紙すべてに共通する点はほとんど見受けられないが、敢えて挙げるとすれば、有事法制の早期成立に懸念を示している「朝日」「毎日」も

含め、4紙とも有事法制の必要性自体は否定していない点である。その上で、類似した論調を見せる2紙それぞれの相違点について考察すると、「朝日」と「毎日」の相違点は、「朝日」がより具体的な根拠を示して政府の示す有事法案を批判し、最も強い懸念を見せている点にあり、「読売」と「産経」の相違点は、「産経」が国際的な基準を強調しながらより踏み込んだ見解で有事法制の即時整備を求めている点にあるといえる。

また、個別的看着ていくと、上述したように有事法制が含まれている論点は多様かつ複雑であり、それぞれの論点に対する各紙の主張が網羅的に示されたわけではなく、論点によっては明示的な言及が見られない。とりわけ理念的・憲法的論点に対する検討は不十分だった。有事法案は様々な私権が制限されるなど国民の生活に直結する内容を含んでいることに鑑み、明確な論点の整理や問題点の摘示の上で分かりやすく伝えることが求められたが、4紙の社説や解説は理解しやすいものにはなっていなかったことが指摘できる。また、メディアが指定公共機関として想定されている点について、その是非や影響を本格的に検証する姿勢はほとんどなく、NHKのみならずメディア、市民社会全体にかかわる問題として見つめる視点を欠いていたことも批判されるべきものであろう。

結果的に、4紙は有事法制をめぐる個別論点の提示や主張に終始している傾向が強く、全体的問題状況や自社のトータルの見解が必ずしも十分に提示されたとはいえない。

おわりに——今後の課題

以上、防衛・有事法制の経緯と主要内容を紹介した上で、それらに関する4紙の論調を整理し考察を行った。

今後の課題として新聞ジャーナリズムには、すでに提出されている3法案にとどまらず、国民保護法制など今後明らかになる有事法制の全体的構造を視野に入れ、その必要性やあり方などより根源的な問題提起の上で、各論的なアプローチを行うことが求められる。有事法制は個々人の生命、財産を含む国の安保にかかわる重大な事柄であるだけに、国民が議論の主体となり、慎重な判断がなされるべきであることから、新聞ジャーナリズムには常に国民に分かりやすく的確な判断材料を提供することが要請される。

有事法制とジャーナリズム－新聞は防衛秘密法制・有事法制をどう伝えてきたか－

また、防衛秘密保護法制の新設により取材の自由の制約が懸念されていることに加え、明記はされていないものの、新聞も有事法制に立脚し指定公共機関の一角になりかねないことを勘案すると、新聞ジャーナリズムは防衛・有事法制の重要な利害関係者であることに留意すべきである。すなわち、新聞は有事に連動して防衛・軍事情報へのアクセスを制限されるのみならず、指定公共機関として取材・報道が政府の統制下に置かれる危険性を注視しつつ、国民の知る権利との関係からもこの問題を見つめる姿勢を堅持しなければならない。

19世紀オーストラリア植民地新聞の生成過程

鈴木 雄雅

本稿は本『コミュニケーション研究』第15号（1985年）から第26号（1996年）まで断続ながらも8回にわたり掲載してきた19世紀オーストラリア植民地における新聞の生成過程（「オーストラリア新聞発達史」ほか）の終章にあたる。修正を加えた全文は、以下のサイトで読むことができる。

<http://pweb.sophia.ac.jp/~s-yuga/phdthesis00.pdf>

1 19世紀前半のオーストラリア植民地新聞界

オーストラリア植民地最初の印刷人ジョージ・ヒューズ、続く政府印刷人ジョージ・ハウ、ロバート・ハウ親子が創刊した植民地最初の週刊新聞『シドニー・ガゼット』、そしてタスマニア・ジャーナリズムの創始者アンドルー・ベントと彼の『ホバートタウン・ガゼット』をとおして、1820年代前半までのニューサウスウェールズ（NSW）植民地新聞界ならびに1810年代のタスマニア植民地新聞界を論述した結果、次の3点が明らかにされた。

- (1) オーストラリアでは囚人出身で印刷技術をもった流刑者が植民地政府の命により印刷の特権を入手し、政府の公告などの印刷を行った。彼らは印刷機材の貸与を受け出版物の発行に関してはある程度の自由裁量があったが、労働面では無償に近い働き手であった。
- (2) そして官板的性格ではあったが週刊の新聞が発行され、それを通して植民地政府は政府情報・告知を行い、上意下達的なコミュニケーション体系の確立を図った。ただ量的には少ないが、徐々に一般のニュースも新聞をとおして植民地社会に流布し始めた。
- (3) もちろん最終的な発行権限（検閲）は政府当局者にあったが、印刷・ニュースの収集・編集・発行体制が個人（または少数）の手に限定されていた。

1803年と言えば、日本では享和3年第11代将軍徳川家斉の時代である。木版刷りの、不定期刊のかわら版があったものの、まだ新聞類似物と呼ばれる類いのものでしかなかった。しかしながら翌年にはロシア人レザノフが通商

鈴木 雄雅

を求め長崎にやって来たように、日本、徳川幕府にとって二百年近く続いた鎖国から世界へ向かって門戸を開くか否か、続く半世紀苦悩の時代の始まりにあった。

イギリスでは、J. ウォルター一世 (John Walter, 1739-1812) が創刊した『ザ・タイムズ』(The Times, 1785.1.1+) が確実にその勢いを増していた時代である。同紙は中産階級を読者対象にして政府の批判も行い、しかも正確な報道と論説を売り物にし、経営的にも安定するという新しい新聞の在り方を呈示しつつあった。一方アメリカ植民地を見ると、1号しか発刊されなかった1690年の『パブリック・オカレンシズ』(*Publick Occurrences Both Forreign and Domestick*) そして第二の新聞『ボストン・ニューズレター』(*Boston News-Letter*, 1704.4.24-1776) のように、1776年の独立期までに“御用新聞”(Published by Authority) 的性格の新聞に始まり、次第にゼンガー (John Peter Zenger) の『ウィークリー・ジャーナル』(*New York Weekly Journal*, 1733.11.5-1751) のように植民地政府・総督を批判する新聞が発行される傾向にあった。

アメリカではバージニア植民地の建設が始まった1607年から先の第1号の新聞が現れるまで83年、そして次の新聞が現れるまで14年かかっているが、最初の定期刊行の新聞『ボストン・ニューズレター』は、イギリス最初の日刊紙『デイリー・クーラント』(*Daily Courant*, 1702.3.11-1735) が Elizabeth Mallet によって創刊されることに遅れることわずか2年足らずであった事実は注目される。

オーストラリア植民地では印刷機があったにもかかわらず、使いこなせる印刷人がいなかったために宝の持ち腐れであった期間がある。しかしながら、それは入植初期において、政府の公示・伝達は社会的にも口頭コミュニケーションで十分可能であったことを示しているのではないだろうか—食料の確保、開墾、探検に数少ない労力を費やさねばならなかったことも、印刷媒体にまで手が回らなかった大きな理由であろう。

ところで、本国イギリスにおいて出版物の自由が制度的に確立されたのは、王政復古 (1660年) の後出版物の取締強化を目的として出されたいわゆる特許検閲法 (Press Licensing Act, 1662) がウィリアム三世 (Prince of Orange, 1650-1702: 在位1689-1702) によって廃止された1695年に溯る。その後各国においても多くの障害を克服しながら、「新聞の自由」は社会の中で定着する。

アメリカではバージニア州憲法の権利章典第12条（1776年）が近代的言論の自由を保障した最初の成文憲法になったのに続き、合衆国憲法修正第一条（1791年）にも言論の自由保障条項がもられる。フランスでは周知のとおり、大革命後の人権宣言（1789年）に思想および意見の自由なる交換の権利、自由な著作出版活動を認めたが（第11条）、その後すぐナポレオン（Napoleon I, Napoleon Bonaparte, 1769-1821）に始まる約百年の間、新聞の自由は一進一退を繰り返す。

発行許可制度や事前検閲制度に代わって、イギリスでは新聞紙法（Newspaper Act）や印紙税法（捺印法、Stamp Act 1712-1855）、広告税が新聞界の新しい芽を潰そうとした。なかでも「知識に対する課税」（tax on knowledge）といわれた印紙税や広告税は19世紀半ばまで続けられ、イギリスにおける大衆新聞の登場が遅れた最大の要因ともいわれるくらいである。それとは対照的に、北米植民地に波及した印紙税法は新聞発行者の猛反対にあい、彼らが革命運動の中心になっていくところに特異性が見られる。今日でも独特のイメージをもつアメリカの新聞界や彼らの新聞自由に対する理念も、多くがこの時代から生まれたといわれている。そしてゼンガー事件（1734年）において、アメリカは国王や政府を誹謗した場合の政治的誹謗（seditious libel）に関し、本国よりも一世紀も早く事実立証による免責が一時的にしろ植民地社会に認識された。

こうした本国、アメリカの影響を受けてか1820年代オーストラリアに現れた、植民地政府の手によらない独立の民間紙『ジ・オーストラリアン』は明らかにそれまで発行された新聞とは違っていった。最大の特徴は、経営面で政府に頼らず、独立採算を目指したことであるが、新聞の発行者自体の考えが違っていたのである。言うまでもなく、W. C. ウェントワースやR. ワーデルがもった「自由なプレス」という新しい考えは、それまで告知媒体でしかなかった新聞の官報的機能を、言論表現手段として新聞を利用し、世論を作り上げることに新聞の存在意義を見出したのである。ただそうした状況は、彼ら（専門的）送り手の出現とともに、受け手すなわち植民地人階層における自由移民の増加そして経済構造の変化などが出現した主たる要因となったことも見逃すことはできない。それまでの二極構造一役人らのエリート層か、一般人あるいは囚人層—からの分化、多様化が『ジ・オーストラリアン』『モニター』といった新しい新聞の読者層として必要だったのである。この段階に

において民衆がそうした自由を要求したかどうかは、容易に判断しかねるが……。

前後するが、経営面での独立とは財政基盤、新聞の売り上げと広告からの収入に依存することである。とくに後者の面では紙面に広告を載せ、広告主から掲載料を徴収、発行部数が多ければ多くの広告がとれ、収入面で潤うという経済資本の原理が、以後植民地新聞界の発展過程に重要な要素となった。

自由なプレスの進出に対して、植民地政府は本国同様の政策を導入しようとした。それまでの名誉毀損、政治的誹謗では抑止しきれないものを感じたのであろう。植民地ジャーナリズムの生成過程でのウェントワースやワーデル、あるいはG. ハウ、A. ベントらが果たした役割は、イギリスにおいてJ. ミルトン (John Milton, 1608-74) や「人民による特権もまたある」と叫んだJ. ウィルクス (John Wilkes, 1727-97)、アメリカ植民地でのベンジャミン・ハリス (Benjamin Harris, fl.1673-1716) やフランクリン (Benjamin Franklin, 1706-90) に匹敵すると言っても過言ではあるまい。

オーストラリア植民地において週刊新聞から日刊新聞が主流となる歴史的発展は、『シドニー・ガゼット』が1827-31年の間一時期日刊となった、あるいは1830年代に週刊から週2、3回発行の新聞が増加した事実から見られるように、政府と新聞との対立期が終わる頃であった。現代に続く日刊紙の最初は1840年にそれまでの週3回刊から日刊に移行した『シドニー・ヘラルド』である。日刊紙の出現は、それまでの政府との対立構図から、記事の種類、内容の変化を必然的に生じた。言わば、長谷川如是閑の言う「同心円の対立」(長谷川、1947) から発生した新聞の円が一部、交差する部分を持つことになった状況への変化である。日刊紙の登場は量的拡大という一面はもちろん持つものだが、それ以上に質的变化をもたらしたのである。

そして、新聞の自由がほぼ確立された1830年代以降、NSW植民地には『シドニー・モーニング・ヘラルド』を筆頭に多種多様な、多くの新聞が出現した。その背景には、シドニー以外にも初期労働者階級が定住する都市がいくつか出来上がっていた事実を見逃せない。トーリー派、ホイッグ派といった政論新聞的な性格をもったもの、宗教色を背景に社会、政治、教育論争を新聞の主義主張にとりいれたものなど、まさに玉石混淆の時代が1850年代までの20年間続く。ちょうど、アメリカ植民地が独立した後、フェデラリスト党とレパブリカン党の対立による政党新聞時代があった時期、同じく日本での政党機関紙の時代などに似ている。

しかしながら、そうした新聞はいずれも、その使命あるいは目的を成し遂げたかもしくは失敗したとき、消え去っていく。そして、まず経営基盤が確立している新聞（新聞の企業化）、読者をひきつける意見、世論誘導的な記事（キャンペーン）を掲げることや植民地内ばかりでなく他の植民地、母国をはじめとしていわゆる今日的な国際ニュースを紙面に載せる新聞が生き残ることになる。日本で言えば、大新聞から小新聞への過渡期に見られる新聞の発展過程である。囚人輸送反対の論陣をはり、地方都市の読者獲得や議会報道を積極的にとりいれ、技術革新の導入にも柔軟な対応策を示し、ジョン・フェアファックス一族を中心に結束を固めた『ヘラルド』がやはり特筆される存在であろう。

これらの面で、本国の『ザ・タイムズ』のとった施策は、植民地新聞界のみならず世界のジャーナリズム発展に多大な影響を与えた。同紙は1814年、いち早くケーニッヒ式蒸気印刷機を導入、W. H. ラッセルの例にみられる戦争特派員を送り、海外ニュースの収集に積極的であった。またこの時期アメリカの『サン』（*Sun*, 1833年）に代表されるように、廉価でニュースや読み物を大衆に売る大衆紙（または大衆報道紙）出現の兆しが見えた。フランスでも1836年、廉価新聞の先駆紙である『プレス』（*La Presse*）が創刊された。いずれも都市大衆化状況の進展期に入る直前であったが、オーストラリア植民地においてそのようなニュース収集と価格の値下げに心血を注ぐ大衆新聞の登場は、ビクトリアでのゴールドラッシュが始まる1850年代半ば以降まで待たねばならなかった。

一方、タスマニア植民地は1816年以来、官板の『ホバート・タウン・ガゼット』の独占であったが、同紙を買い取り一般商業紙としたA. ベントの論調が反政府的になるや、植民地政府はこれの対策に頭を悩まし、意のままになる印刷人を見付けて、政府直轄の『HTガゼット』を新たに発行した。その結果、同一題号の新聞が2紙存在するという状況を呈したのである。初期ジャーナリズムにおける新聞題号の売買・権利は、印刷機の買収・譲渡により発生することが常であったため、こうしたトラブルは、例えば日本の外国人居留地においても『ジャパン・ウィークリー・メイル』と『ジャパン・タイムズ』の間でも見られた（1878年、明治11）ことである。

外交官時代には「政府無き新聞を選ぶ」との名言を吐いたトーマス・ジェファソン（Thomas Jefferson, 1743-1826）でさえ、第3代合衆国大統領に

就任すると、「虚偽と歪曲に満ちた新聞」と、己を攻撃する新聞を非難している。1820年代のタスマニア新聞界はある意味で、まさに当然とも言える新聞機能、すなわち環境の監視機能—社会環境もむろんだが、それ以上に植民地・本国政府を監視すること—に目覚めたのである。それはN S W植民地新聞界の動きと呼応する。

西オーストラリア植民地新聞界はまず手書き新聞に始まり、次に活字新聞に移行するというビクトリア植民地と似た発達過程を示したが、短命な小新聞が続出する時期がなかったことやエスタブリッシュメントな新聞を追い越し、リーディングペーパーとなるような民間紙との間に熾烈な競争がなかった点など、一般に多様性に欠けるものであった。そのどれもが、経済的問題も含めてあらゆる面で初期植民地社会の不活発性に起因する。

既にN S W植民地入植から約半世紀たっており、同時期に入植した南オーストラリア植民地と比べても、広大な大陸の西岸に位置した西オーストラリア植民地新聞界の低迷さが目立つ。それはいかに新聞があろうとも、読者をはじめとして様々な社会的要因が新聞の発生過程のみならず成長に重大な意味合いをもつことを教えてくれる。

ところが、そうした状況からこの地の新聞所有者たちにとって、新聞と社会の発達に応じて数少ない弱小の競争紙を統合していくことがさほど難しい問題とならなかったのは、やや皮肉である。西オーストラリア植民地ではまだ大規模に一家が経営する組織体制は確立しなかったが、十分にその基礎地ができていたと言えよう。

もう一点、東海岸とのコミュニケーションの維持が難点となり地理的悪条件が西オーストラリアの開発の遅れにそのままつなげたのは事実だが、19世紀半ばを過ぎるとそれがこの地を押し上げることになる。というのは、イギリスとのコミュニケーション・ルートの接点となったからである。インドのガルヤセイロン、スエズ、シンガポールなど当時の港が、かつては16、17世紀アムステルダムやヴェネチアがニュースの集配地となり繁栄した事実と同じ理由である。その結果、西オーストラリアはテレコミュニケーションの発展期に、もてあそばれる悲喜を味わう植民地ともなる。

アデレードを中心に入植した南オーストラリア植民地の新聞はその出現以来、社会にすぐれた貢献をし、重要な役割を演じてきた。1840年代初期の氾濫期に飛び込んだ多くの新聞人も、当時のジャーナリストの文学的才能や精

神的高揚を示してくれた。

人口数万に満たない19世紀半ば以前の小さな、そして他と隔離されたコミュニティにおいて、新聞が政府公告や船舶情報といったものの案内、商業広告、一般ニュースなどを提供してくれる唯一の定期的な媒体であったとは必ずしも言い切れないかもしれない。手短かに言えば、彼らは社会の番犬であった。南オーストラリア植民地の様相は各植民地の発達過程と比べ、それ程異なるものではなかった。それは新聞の発達過程にも言えることで、新聞は入植が始まった初期のアデレードの世相を確実に映してくれた鏡であった。

当時の植民地新聞を眺めてみても、絵や写真、漫画、クイズなどはない。見出しのスペースもない。紙面はほとんど大判4頁建てで、4～6コラムのものが多く、広告収入がおもな財政源であったが、分類されているわけではない。大工や洋服仕立屋、パン屋、宿屋、競売、教員募集、医者にいたるまでがひしめきあっていた。まだ定期郵便が英国との間に確立されていなかったから、新聞を積んできてくれる船の到着は、最新のニュース、ヨーロッパのことを知りたい人々を賑した。

しかしながら、政府直系あるいは政府が補助してくれる数少ない新聞を除けば、この時代に経営的に採算の取れるものは少なかった。『レジスター』のジョージ・スチブンソンに代表される編集人や所有者たちも、しばしば厳しい財政難に陥った。植民地の不況が新聞への打撃と即結びついたのも、また事実である。

他方、政府とジャーナリストとの対立は南オーストラリア植民地でも見られたが、NSWやタスマニアで起きた争いに比べ、それ程激しいものではなかった。たとえ、もし『レジスター』が政府役人の誰かを攻撃するようなことが起きても、彼はそれに対し特に反ばくしようとは考えなかっただろう。その代わりに、彼の擁護は政府系『サザン・オーストラリアン』がきちんとしてくれたからである。4頁建ての新聞のほとんどが、わずか数人の編集人の手によって作られたのも、この時代の植民地新聞の特徴であった。付け加えれば、現在ではシドニーとメルボルンがエスニック・メディアの中心であるが、南オーストラリアはドイツ人をはじめとして、英国以外からの初期入植者が多かったことを反映して、この時代にしては珍しい非英語系新聞・雑誌が登場している。

19世紀前半を通じて常にNSW新聞界の影響下にあったビクトリア植民地

では、入植とほぼ同時期に新聞3紙が鼎立して、早くも競争の状態が見られたが、他の植民地と異なり政府と新聞人との間に自由なプレスをめぐる対立はなかった。同地での新聞が比較的波風たたず発展した背景には、時代的・保守的な気質もあったが、まだ読者層の地理的広がりが小さく、しかもゴールドラッシュを境に人口が急増したこと、それにより短期間に都市化が進んだことなどが、19世紀後半の新聞発展の主たる要因として挙げることができよう。1850年代ビクトリアの人口は9.7万人から53.9万人と5.6倍も急増、地方の人口もそれに伴い増加した。それは植民地の財政状況の改善、経済力の強化をもたらした。大都市（metropolitan）地域が誕生し、囚人の輸送反対やゴールドラッシュによる中国人排斥運動あるいは自治植民地化への要求は必然的に政治力拡大の方向に進んだ。これら種々の社会的変化はまさに大衆社会出現の条件に適合するものであったと言えまいか。

1850年代以降のコミュニケーション技術の発展は、ことビクトリアにとって幸いした。「地の利」ということかも知れない。蒸気船の寄港地、それもシドニーに着く前の海外ニュースが手に入った。いち早く電信の実験が行われ、アデレード、シドニーを結ぶ中継地となったこと、さらに鉄道の敷設・発展が、それまでの主流であった馬車による新聞輸送を、確実にかつ安全にそして安い実用的手段として置き換える兆しを示したからである。いずれも19世紀後半のオーストラリア植民地新聞の発展に大きな要因となった。

2 19世紀後半のオーストラリア植民地新聞界

次に19世紀後半から連邦結成に向けてのオーストラリア植民地新聞界を眺めてみる。

この時までにはシドニー新聞界の雄と成りつつあったジョン・フェアファックスは『シドニー・モーニング・ヘラルド』を旗艦に帝国の拡大に入り、その途中の1877年に死去したが、既に経営と編集の分業体制が確立していたから、何ら揺るぐ心配はなかった。二度にわたる『エンバイア』を下してからは『デイリー・テレグラフ』が勃興するまで競争紙がなかった。『テレグラフ』の創刊は彼の死去の2年後だから、実際には現在のシドニー新聞界につながる競争紙を見ることはなかった。唯一競争相手となったベネットの夕刊紙『ニューズ』や地方紙も、読者が朝、夕の市場に固定化されると、明らかに『ヘラルド』の朝刊市場の独占を脅かすまでには至らなかったのは明白である。

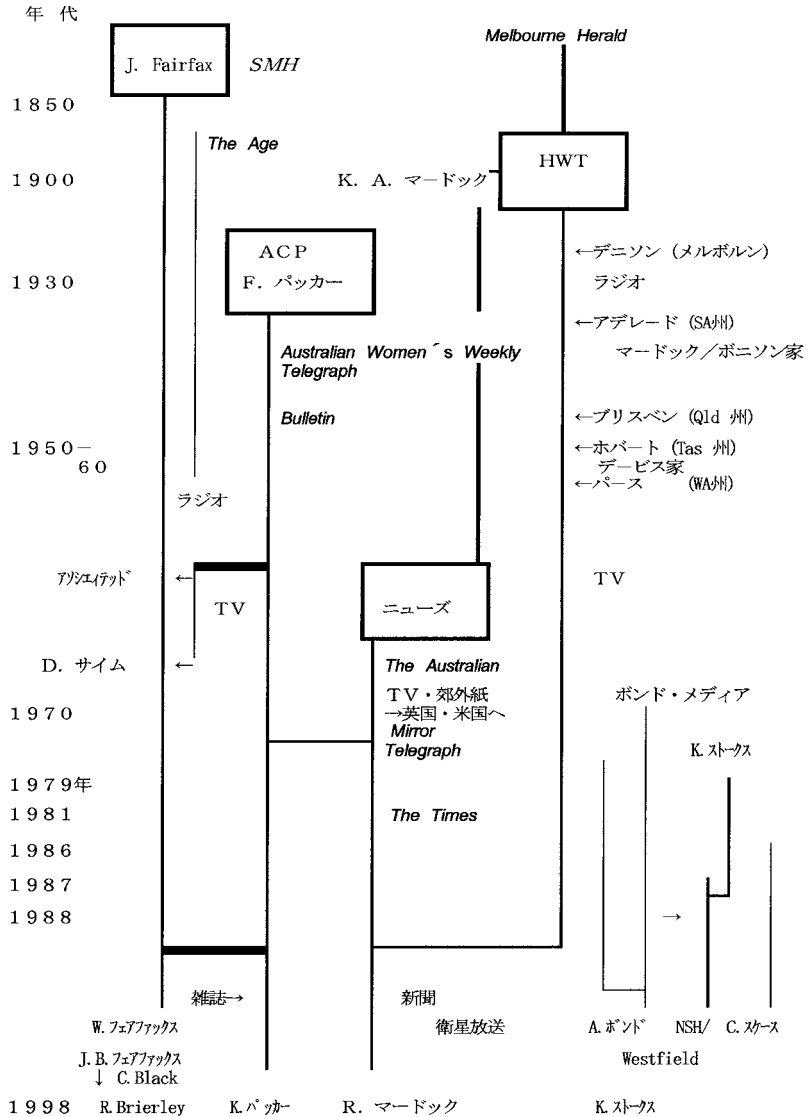
そうしたシドニー新聞界とは対照的に、D. サイムの『ジ・エイジ』と『アーガス』は明らかに19世紀後半のビクトリア植民地社会を二分した新聞であった。『ジ・エイジ』も、『アーガス』もゴールドラッシュ時、発行部数が『ザ・タイムズ』と同じ程にあったという理由からか「植民地の『ザ・タイムズ』」、「南半球の『ザ・タイムズ』」と呼ばれたりした。同じことは『ヘラルド』にも言われた。植民地オーストラリアの新聞と新聞人にとって、目標はやはり母国英国の新聞界であったし、おそらく、それは他の国の新聞、新聞人も同じであったことだろう。

『アーガス』『ジ・エイジ』はコミュニティをある方向に導いたばかりか、新しい道を推進し植民地の保護主義を促した。『ジ・エイジ』は基本的にダイナミックだった。パワーがあり明解な目的達成に努力した。ただ、『ジ・エイジ』と比べ『アーガス』はやや中間的な位置付けだったかも知れない。19世紀後半そして次の時代ともに、ニュージャーナリスティックな発展が『ジ・エイジ』と『アーガス』に見られた。新しいやり方を積極的に取り入れようとしなかった『ヘラルド』が、結果的にオーストラリアで成功したことは、フェアファックス一族ののち百年の方針を作り上げたと言っても過言ではあるまい。もしこの時代、敗れはしたが1920年代のデニソンのようにフェアファックスがメルボルン新聞界に進出していたら、その後の地勢図は大きく変わっていたかもしれない。

そうしたシドニー、メルボルン新聞界に比べれば、他の植民地において都市新聞界の波風は少なかった。西オーストラリア・パースではハケット家の『ウェスト・オーストラリアン』、南オーストラリア・アデレードではボニン家の『ジ・アドバタイザー』、タスマニア・ホバートではデービス家の『マーキュリー』と、そしてクインズランド・ブリスベンでもファミリー所有ではなかったが『クーリア』が他紙を圧倒して、明らかに現代につながるメディア・オーナーの流れを確立した（次頁参照）。それらは遅くとも1860、70年代までに完了している。

一方、地方紙は19世紀後半が華やかな時代の幕開けとなった。とくにクインズランドやNSW地方紙界はそうだった。いずれも、植民地政治を左右するほどの政治的威力はなかったが、西オーストラリアのゴールドラッシュ時における日刊紙のように、たとえテント張りの掘っ立て小屋のようなところから生まれても、地方新聞は地元コミュニティに十分な影響力があったとい

主要メディア・オーナーの動向



える。そして、まず地方紙で働き、次に地方の小さな新聞社の社主になるか、都市に出てさらに大きな新聞の編集者になるという流れが出来たのも、この時代の特徴である。その要因のひとつに、新聞の数が全体に増え、植民地新聞界市場は地理的拡大を含めて産業規模として成長したことがあげられよう。とはいえ、地方紙の経営は新聞の開花期にみられるようにまだ不安定なところが多分にあり、その意味でまだ植民地ジャーナリズムの初期の段階が始まったばかりであった。

技術革新の影響は、オーストラリア新聞界でも世界と同じように語られるであろう。電信の導入により世界中のニュースが迅速に手に入るようになり、蒸気プレスとロータリープレスの導入は、必要とされる部数の生産を可能にした。電信の記事は多くが英国、欧州、アメリカの新聞や雑誌からの再録ではあったが、“Domestic News”（英本国のニュースの意）、“The War” “Late European Telegrams” が読者の関心をひいた。そして鉄道網の完備、郵便、電信サービスの拡大により、都市部から遠距離であっても新聞を読みたい人々に配布できるようになったから、都市紙の地方進出、地方紙の出現を促した。地方人も、朝食をとりながら地方紙と共に都市紙を読めるようになった。まだ日刊の地方紙が少なかったからである。都市紙は1日か2日早く地方紙を出し抜くこともあったが、地方紙は都市紙からニュースの切り取りができたから、少しぐらい遅くとも地方の読者—農場主や牧場主—は望む記事を読むことができた。

教育の普及は新聞経営者に、教育を受けた読者ばかりでなく、書物よりも教育を受けて社会に出た人々にも目を向けさせた。彼らの嗜好は未開発であり、かつ文学的要素よりも事実を好んだ。努力なしに、朝食時に新聞が読める、乗り合い馬車あるいは路面電車や蒸気トラム、郊外を繋ぐ電車の中で読める新聞が喜ばれた。この時代に登場した夕刊紙はそうした人々の要望を理解し、彼らにあらゆる場面で出会う紙面開発に努力を注いだ。

こうして植民地新聞は最新のニュースを伝え、コメントすることに専念する媒体に変容し始めたのである。時代的にもアメリカの影響が強くなったが、基本はイギリスからまたはイギリス流のものを好んだ。オーストラリアの新聞も、世界の新聞界の流れに乗り、多数の読者を獲得するような手法を競って取り入れる時代にさしかかった。

1850年代初め、4頁以上ある日刊紙は珍しかったが、90年代にはブロード

シート判の10頁建て以上が主流となり、地方紙ともなると、30-40 頁となっていた。朝夕刊紙とともに土曜日版、そしてイラストやスポーツをふんだんに紙面化した日曜紙の登場も見逃せない。

19世紀後半、オーストラリア社会は明らかに、より教化された“文明開化”の時代を経験したと言えよう。オーストラリア・ジャーナリズムはもはや「囚人プレス」の時代に戻る恐れはなくなったが、それは名誉ある仕事に到達したわけでもなかった。

19世紀後半に見られるオーストラリア植民地ジャーナリズムの特徴は、ひとつに既に「囚人プレス」とは囚人出身の者たちが発行する新聞という意味ではなくなり、囚人輸送反対のキャンペーンをはる新聞を指す言葉となっていたことがある。事実、この時期に登場するジャーナリストのバックグラウンドは、19世紀半ばまでのそうした囚人出身とは明らかに異なり、家系に囚人や移民者がいた者から自らこの地を求めてやって来た者へと、ジャーナリズムの世界に入る人々の背景も確実に変わって来た。

19世紀後半のオーストラリア・ジャーナリズムを形成した人々は、過去においてもジャーナリズムの経験がある者たちが圧倒的となった。たとえ新聞の経営者や記者でなかったにしても、新聞や雑誌に投稿、寄稿していたような、ある種フリーランス的な職業の経験者が多かった。

1870、80年代になると、ジャーナリズムの中核を握っていた経営者や著名なジャーナリストは別にして、もうオーストラリア生まれで大学出の新聞人が珍しくなくなってきた。しかも、彼らの中で政治の道へ入るものが少なくなかったのも、19世紀後半のひとつの特徴と言えよう。各植民地が任命制から選挙による議員選出の自治評議会になったこともそれを促進した。19世紀前半において新聞人出身の議員はウェントワースら数人しかいなかったが、後半には各植民地の政治界そしてのちの連邦議会で新聞出身の政治家が活躍する。

スコットランド出身者に限られてはいるが、プレントイス (Prentis, 1983) による植民地議会議員の職業別の出身では、NSW植民地でパストラーリスト、法律家につき第3位、ビクトリア植民地で第2位、クインズランド植民地でも第3位と、新聞経営者・ジャーナリストの政界進出が目立ち、ジャーナリズムが明らかに政界への登竜門でもあったことを証明している。H. パークスはその代表的な人物であることは言うまでもない。連邦結成以後の首

相でもカーティン、ディーキン、スカリン、ワトソンがジャーナリスト出身であるうえ、植民地政府の首相、閣僚となれば相当の数にのぼる。彼らが新聞紙面をその政治的主張の実現に向けて利用した例は、何もオーストラリア新聞界に限ったことではないが、新聞の近代的機能のひとつとしてやはり植民地ジャーナリズムの形成過程において表出する。

新聞製作の面においても、19世紀後半は明らかに近代化の波を迎えた。19世紀前半は多くの場合、前述したとおり、ごく少数の者が新聞の製作全般を行っていたが、徐々に新聞編集と印刷工程の専門職化が現れた。むろん記者や編集人の多くは印刷人出身者が少なくなかった。それとともに、職能別組合が誕生した。

19世紀半ばを迎える頃になると、SMHを最初として、それまで数人で行われていた編集体制が編集長（現在でいえば「編集局長」に値する職務であろう）制度に改革されていく。また、南オーストラリア植民地の『アドバタイザー』の創刊にみられるように、新聞社の所有主の権限と新聞製作の編集権は分離するものであるとの意識が明らかに芽生え始めた。シドニーのDTの編集者たちが突然辞表を出したのも背景にそうした意識があったからである。クインズランド新聞社や近代化に積極的なSMH、『ジ・エイジ』などはそうした機構改革、新しい印刷機の導入により発行部数を伸ばす基礎を築いていった。そしてまた、女性が植民地ジャーナリズムに本格的に登場するのもこの時期である。ただし、古くはタスマニアのA. ベントの妻が夫の投獄時に新聞発行の責任者となったり、一時はSGもR. ハウの妻が同紙を所有した例にあるように、既に19世紀前半から彼女等はジャーナリズムに痕跡を残して来たとも言える。なお、週刊誌『ブレイティン』(*Bulletin*, 1880+)については、その影響から当初本論文構成のひとつに企画されたが、明らかに週刊誌ジャーナリズムであることを鑑み、最終的には割愛し、別の機会に論証することにした。

この時期、世界の新聞界の発展状況を眺めてみると、オーストラリアのみならず各国において新聞の近代化が見られ、世論の形勢に大きな影響を与えてくる。われわれは今日、そのことの意味の深さと重大さを、不十分ではあるがようやく理解できる素地が出来たぐらいに過ぎない。「内なるジャーナリズム」で連邦結成に向かったオーストラリア・ジャーナリズム界ですら皮肉にも、一世紀後の現在「ニュースの植民地」(鈴木, 1988)になろうとは夢

鈴木 雄雅

にさえ思わなかった。旧国家が崩壊し近代国家への過渡期から完成に至るまでの新聞の果たした役割に似たものが、現代の国境を越えて飛び交うメディアが担っているのかも知れない。

【引用・参考文献】

Boyce, G.Curran and Wingate, P.ed. 1978 *Newspapers History: from the 17th to the present days*. London: Constable.

Griffiths, Dennis. ed. 1992 *The Encyclopedia of the British Press: 1422-1992*. UK: Macmillan Press.

長谷川如是閑 1947『新聞論』政治教育協会

小糸忠吾 1982『新聞の歴史—権力とのたたかい』新潮社

Lee, Alan J. 1976 *The Origin of the Popular Press in England 1855-1914*. London: Croom Helm.

Prentis, D.Malcolm. 1983 *Scots in Australia*. Sydney University Press.

Smith, Anthony. *The Newspaper: An International History*. London:Thames and Hudson. 仙名紀(訳)1988『ザ・ニューズペーパー』新潮社

鈴木雄雅 1988「オーストラリアにおける電信の発達と新聞社の成長」荒井・春原・高木編『自由・歴史・メディア』日本評論社

韓国言論仲裁委員会の活動に関する一考察

－韓国メディア調査から－

橋場 義之

- 1 はじめに
- 2 言論仲裁委員会とは
 - a 発足経緯
 - b 仕組みと機能
- 3 活動実態
 - a データ
 - b 参考事例
- 4 メディアの姿勢と変化
- 5 若干の考察とまとめ

1 はじめに

日本のマス・メディアは近年、市民の強い不信にさらされている。不信の主な背景には、マス・メディアによるプライバシー、人権の侵害とそれに対するマス・メディア側の不十分な対応があると思われる。このような状況の中で、研究者やマス・メディア自身の一部からは、活字メディア業界による救済機関として「報道評議会」の設置を求める声も出ている。報道評議会は主に欧州諸国を中心に設置されている第三者機関である。そのあり方は設置主体・財政基盤・対象メディア・機能などの面でさまざまであるが、有識者や市民、メディアなどの分野からの代表者によって構成され、「報道の事実」に誤りがある」「報道によってプライバシー・名誉が傷つけられた」などといった苦情・不満・人権侵害などの訴えを審議し、裁定などによってトラブルの解消や被害の救済を行うというのが一般的な目的である。日本では、1997年にNHKと日本民間放送連盟に加盟する放送局によって「放送と人権等権利に関する委員会機構（BRO）」が設立されているが、新聞・雑誌などの活字メディアではまだ、同種の第三者機関はない。このような報道評議会の設置を求める動きに対して、日本の活字メディア界の意見は「業界全体の

橋場 義之

機関は、各社の自主性をそこなう恐れや取材・報道の萎縮効果も懸念され、一気に設置するのは時期尚早」というのが大勢を占めている。しかしながら、「個人情報保護法案」など“メディア規制3法”といわれるような法規制が政府で進められようとしていることや市民の不信が無視できないまでにいたっている状況を踏まえ、毎日新聞社が2000年10月に「『開かれた新聞』委員会」をスタートさせたのを皮切りに、各新聞社は社外の声を反映させるために、外部の有識者を委員に迎えた社内オンブズマン的な独自の第三者機関を次々に設置させている¹のが現状である。

以上のような日本のメディア状況を踏まえ、同時に韓国でも約20年前からすでに欧州にみられる「報道評議会」と類似した機能を備えた機関である「言論仲裁委員会」が活動していることから、現代マス・メディア研究会²の天野勝文(日大教授)、洪沢重和(昭和女子大教授)と筆者の3名は2002年8月下旬から1週間韓国を訪れ、同国に於けるメディア調査を実施した。調査は、韓国の主要な新聞社、テレビ局および言論仲裁委員会などの幹部に対するインタビューが中心であり、調査テーマも多岐にわたっている。また、インタビューは上記3名が共同で行ったものの各自の関心に基づき通訳を通して随時質問をしている。本稿は、あくまで筆者の関心と責任の範囲で、今調査の中から「言論仲裁委員会」の活動に関するインタビュー調査結果と言論仲裁委員会発行の「2001年年次報告書」などを元に、同委員会の仲裁実態と役割、韓国マス・メディアの対応などについてまとめ、日本の活字メディアにおける第三者機関設立に関する議論の足がかりとなる課題などを抽出しようと考えてみたものである。なお、入手した資料の一部は本学大学院後期博士課程の韓永學さんに翻訳をお願いしたが、その責任は筆者に帰することを付記する。

2 言論仲裁委員会とは

a 発足経緯と仕組み・機能

¹ここでいう「第三者機関」とは、毎日新聞社の「『開かれた新聞』委員会」設置以降、各社に設置されたものであり、日本新聞協会のまとめによると、協会加盟社のうち、計31社(2003年1月現在)となっている。もっとも、これらのすべてが読者の苦情処理に直接関与する機能をもっているわけでは必ずしもなく、編集局が委員の紙面に対する意見を定期的に聞くという役割だけのものも多くみられる。

²現代マス・メディア研究会は、毎日新聞記者OBで大学で教鞭をとった経験者と現職者で構成される。主宰は天野勝文・日大教授。

まず、言論仲裁委員会の発足経緯を歴史的に概観する。

韓国では1981年、全斗煥軍事政権の下で言論基本法が制定され、その中で「訂正報道請求権」（同法第49条）の規定が設けられた。既存の刑事上・民事上の法的救済システムが「報道被害」の両当事者にとって必要かつ十分な救済手段になっておらず、また、言論仲裁委員会が設立される前から機能していた新聞倫理委員会など自主規制期間の救済措置が実効面で限界を抱えていることもあったからである³。同規定は報道に対する市民の幅広い「反論権」の導入を制度化したものとされており、それを担保する法的機構として言論仲裁委員会が同年3月31日、設立された。ちなみに「反論権」とは一般に、報道被害者が、原因となった記事・番組を掲載・放送したメディアに対して、本人が作成した反論文の掲載・放送を請求できる権利と理解されている。具体的には、記事・番組の内容が真実であるなしにかかわらず、当該メディアに修正、変更、追加、削除など様々な形態で反論ないし反駁文の掲載・放送を求める権利を指しており、迅速かつ効率的な権利回復手段として19世紀以降フランス、ドイツなど大陸法系の国々で広く認められている⁴。だが、言論基本法はメディア界の批判と抵抗にあって1987年に廃止され、新たに定期刊行物登録等に関する法律（以下、定刊法）と放送法に改められた。さらに、総合有線放送法も1991年に成立し、反論権はこれら3法でそれぞれ規定されることになった。その後も定刊法や放送法の改正が続き、反論権は現在、改正定刊法と新放送法で規定されている。同委員会は、こうした韓国の法制下でいくつかの枠組みの変更を経ながらも報道被害に対する救済機関として定着してきたものである。

b 仕組みと機能

次に、言論仲裁委員会の仕組みと機能について、資料⁵と同委員会幹部へのインタビューをもとにみる。

³ 韓永學「韓国の言論仲裁委員会制度」（田島泰彦、原寿雄『報道の自由と人権救済』2001年、明石書店、p 318）

⁴ 反論権に関する、韓国を含む世界の動向については、韓永學の以下の著作に詳しい。博士論文『反論権に関する研究』（上智大学2002年度）、「比較法研究／「メディアと人権救済」の国際動向 韓国」（『法律時報』74巻12号）。

⁵ The Press Arbitration Commission発行『Introduction To The Press Arbitration Commission』、韓国言論財団発行『THE KOREA PRESS 2002』

同委員会は首都ソウルに5つ、それ以外の10の地域に各1つの計15の仲裁部で構成されている。各仲裁部には5人の仲裁委員がいて、実際の審理に当たっている。5人の委員のうち2人は裁判官の有資格者、1人はメディア界出身者、残りの2人は大学教授や教育者などが主に任命され、委員の任期は3年となっている。

救済対象となる「報道被害」は、非常に幅広い被害事実をその救済対象として取り扱っていることが特徴といえる。一般に報道被害には、名誉毀損やプライバシーの侵害など実質的な人権侵害の実態の存在が挙げられているが、韓国では、取材によって得た発言内容の解釈とその記述方法までも含めた報道内容が被取材者の意図に反する場合も「被害」とされて反論報道の請求が行える。また、対象となるメディアは、改正定刊法と新放送法で規定されている新聞、雑誌、地上波テレビ、衛星テレビ、CATVテレビ、ラジオのすべてである。ちなみに、韓国のマス・メディアは、2000年現在で総合日刊紙の全国紙が朝鮮日報、中央日報、東亜日報など12紙、地方紙は釜山日報など34紙、スポーツ紙は4紙、経済紙は5紙で、その他を含めて計117紙ある。通信社は聯合ニュース1社のみ、雑誌は計6468誌、放送局は計21社となっている。⁶

これに対する言論仲裁委員会の権限としては、「仲裁」と「是正勧告」の二つがある。

「仲裁」は、1996年に改正された定刊法第18条第6項で「仲裁部は職権で当事者の利益その他あらゆる事情を斟酌し申請趣旨に反しない限度内で事件の公平な解決のため仲裁決定を行うことができる」とされ、職権仲裁制度が導入されている。それまでの仲裁制度では当事者間で合意が成立しなければ、それ以上はなにもできないという批判があったため、仲裁の実効性を強化するためにとられた措置である。しかしそれでも、当事者への法的強制力は与えられていないため、その仲裁結果を当事者が受け入れない「仲裁不成立」のケースが生じている。この場合は、当事者の異議申請制度（定刊法第18条第7項）によって、職権仲裁決定が送付された日から7日以内に当事者は仲裁部に異議を申請することができる。

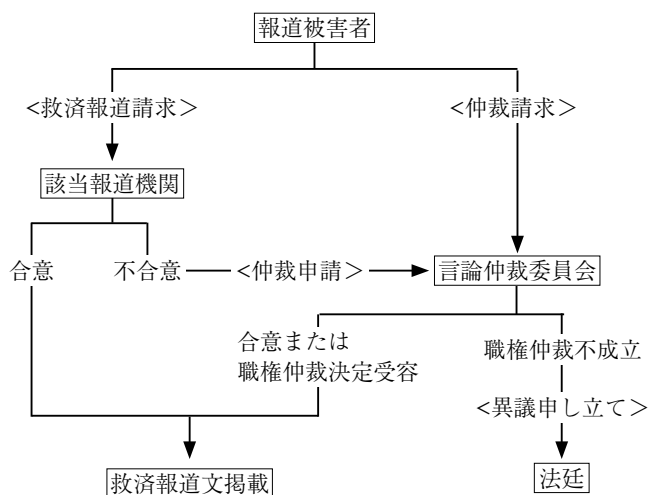
一方、「是正勧告」は、仲裁申請がなくても言論仲裁委員会にある審議室が紙面審議の中で侵害内容があると判断した場合、是正勧告小委員会を通し

⁶ 韓国言論財団発行「THE KOREA PRESS 2002」による

て自主的に侵害事項を関係メディアに是正勧告するシステムである。名誉毀損やプライバシーの侵害が大半を占めているが、実名報道ばかりではなく匿名報道でも事実上本人であることが分かるような報道に対して勧告している例も見ることができる（後述の具体例参照）。

なお、同委員会の傘下には「選挙記事審議委員会」という組織もあり、すべての選挙記事の公正性に関する審議している。選挙報道では、選挙が終わってから間違いを見つけてからでは被害回復が遅いとの理由から、選挙の4か月前から選挙終了までの間だけ設けられる。委員は大韓弁護士協議会から1人、言論学会から1人、市民団体、国会の与党と野党から1人ずつと仲裁委員会の推薦する人物の計9名以内で構成される。

<救済システムの流れ>



3 活動実態

それでは、言論仲裁委員会が発行した「2001年年次報告書」を元に、仲裁活動の実態を俯瞰してみる⁷。

a データ

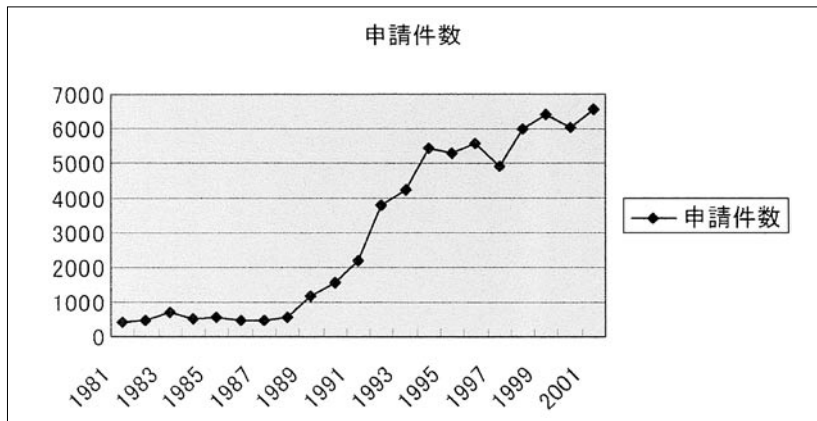
⁷統計上、被害者が報道機関に直接請求して解決したケースは当然ながら除かれている。

◆申請件数と処理結果

まず、申請件数は2001年の1年間で計659件。この申請に対する言論仲裁委員会の処理結果をみると、「合意」229件（34.8%）、「仲裁決定」29件（4.4%）、「仲裁不成立」132件（20.0%）、「棄却」18件（2.7%）、「却下」2件（0.3%）、「取り下げ」249件（37.8%）となっている。

申請件数	調			停		
	合 意	仲裁決定	仲裁不成立	棄 却	却 下	取り下げ
659 (100%)	229 (34.8%)	29 (4.4%)	132 (20.0%)	18 (2.7%)	2 (0.3%)	249 (37.8%)

同委員会設立以来2001年末までの21年間、仲裁申請は累計で6357件である。



1990年代に入ってから急増傾向が明らかである。言論仲裁委員会の長年にわたる活動実績を踏まえ、時間の経過とともに蓄積されるメディア側の“学習効果”を考慮すれば申請件数は暫減するとも想定される。しかし、このことに関する質問に対して、言論仲裁委員会の朴英植・委員長は「件数が伸びているのは、国民の間にこの制度の認知度がかなり高くなってきていることと、委員会の活動が信頼されているため」と説明⁸。朝鮮日報の宋熙永・社

⁸2002年8月27日、ソウルの言論仲裁委員会事務局でインタビュー

長室長は「(1987年の民主化以降) とくに金泳三政権時代からは、だれでも自分の権利を主張する雰囲気になった。それで、どんな読者も言論仲裁委員会や裁判所に(気軽に) 訴えるようになっていいる」と背景を解説した⁹。

◆救済報道

言論仲裁委員会の仲裁を受けて、メディアが「救済報道」をしたのは、2001年で392件、申請件数全体の59.5%となっている。報道形態は、大きく「反論報道」「訂正報道」「おわび報道」「PR報道」「事後報道」の5種類あり、実際には申請事件の内容に応じてそれらを組み合わせた報道も見られる。また「取り下げ」が申請全体の37.8%とかなり多いが、下の表でも分かる通り、実際にはそのうちの約半分(53.4%)は何らかの救済報道がなされている。このことから、いったん言論仲裁委員会の仲裁という場に持ち込まれながらも、最終的にはそうした公式の場を避けて当事者間で合意されたものが多数あるという実態を垣間見ることができる。

処理結果	総件数	被害救済報道件数	被害救済報道種類									被害救済報道率	
			反論報道	反論&おわび報道	反論&PR報道	訂正報道	訂正&おわび報道	反論&PR報道	反論&反論	事後報道	PR報道		その他
合意	229	222	131		1	70	4		11	5			96.9%
仲裁決	29	9	5			3				1			31.0%
仲裁不成立	132	27	20			5				1	1		20.5%
棄却	18	1				1							5.6%
却下	2												0%
取り下げ	249	133	51	1	6	40	3	6	2	11	12	1	53.4%
計	659	392	207	1	7	119	7	6	13	18	13	1	59.5%

⁹2002年8月30日、ソウルの朝鮮日報本社でインタビュー

◆申請者の請求別処理結果

申請者の請求は、「訂正報道」が全体の64.3%と過半数を上回っており、受け手側からみれば、韓国メディアの報道の主要な問題点は「正確性」にあるということがみてとれる。もっとも、言論仲裁委員会の林炳国・審議室長によると、訂正報道請求にメディア側が応じた場合、賠償請求訴訟を起こされた時の証拠とされることがあるのであまり認めたがらない。訂正報道する場合は、民事上の証拠として使わないことや民事訴訟を起こさないことを約束していることがある、という¹⁰。このことは、わが国の新聞界における第三者機関の機能を考える上での示唆となる点であろう。

請 求	合意		仲裁決定		仲裁不成立		棄却		却下		取り下げ		計	
	頻度	%	頻度	%	頻度	%	頻度	%	頻度	%	頻度	%	頻度	%
反論報道	84	38.0	15	6.8	61	27.6	2	0.9	1	0.5	58	26.2	221	100
訂正報道	140	33.5	13	3.1	68	16.3	16	3.8			181	43.3	418	100
事後報道	5	25.0	1	5.0	3	15.0			1	0.5	10	50.0	20	100
計	229	34.8	29	4.4	132	20.0	18	2.7	2	0.3	249	37.8	659	100

◆その他

表は略すが、報道被害の類型は、2001年末までの累計で仲裁申請事件の5518（86.8%）がプライバシーの侵害と名誉毀損事件が占める。その他は、信用毀損（744件）などである。

仲裁申請人の類型では、2001年末までの累計で、個人が3644件と当然ながら最も多い。次いで会社、一般団体、公共機関・公共団体、宗教団体、教育機関などの順となっている。

媒体別では、2001年末までの累計で、新聞3857件（60.7%）、放送1037件、週間新聞923件、月刊誌254件、時事週刊誌151件、通信88件、ケーブルテレビ21件、その他12件となっている。

また、是正勧告は2001年末までの累計で3856件となっている。

b 参考事例

では、どのような被害が実際に言論仲裁委員会の仲裁の場に取り上げられ、

¹⁰2002年8月27日、ソウルの言論仲裁委員会事務局でインタビュー

どのような仲裁結果が出されているのか。2001年年次報告書からアトランダムに選んだ申請事件（翻訳：韓永學）を具体例としていくつか挙げてみる。ただし、各事例については、とくに当該メディア側がどのような判断をして受け入れたかを筆者が調査できていないため、ここでの考察は差し控え、あくまで紹介するに留めておく。

1 反論・訂正報道

ケース①美容師協会平澤支部総会で定款が無視されたまま、候補者資格のない申請人が支部長として選出されたように報道され被害を受けた

事件番号：2001ソウル仲裁161

請求名：反論報道請求

申請人：イムインスン

被申請人：美容新聞

仲裁部：ソウル第1仲裁部

受付日：2001.6.11

処理結果：合意

<対象となった報道>

美容新聞：『支部総会あちこちで不協和音発生』という見出しの記事（2001年5月15日付2面）

内容：

大韓美容師会定款に基づき4月末日までに支部総会を終えなければならないという規定によって実施されている全国各支部総会で、相次いで「不祥事」が発生しており、会員からの不満の声が高い。

先月3日、議政府支部立候補登録過程で登録拒否と関連し、キムスクヒ前議政府支部長が入院する事態まで発生しており、水原市八達区支部では参加者の操作と委任状偽造により、会員が足りなかったにもかかわらず総会を強行したとの主張も提起されていて、総会をめぐる不協和音が相次いでいる。

また、平澤市支部では定款を無視した総会の強行で多数の会員から非難の声が高まっている。

平澤支部の場合、先月9日候補者登録を締め切った結果、2名の候補が登録（この過程でイムインスン氏は選管委により1つの免許証で2個所の事業所を運営していた事実が発覚し、資格を満たしていないことで登録が拒絶された）を終え、24日総会に突入した。

橋場 義之

総人員207名に参加者88名、委任状92名として成員報告を終えたものの、総会は進まず突然候補者推薦問題が提起された。立候補者2名がちゃんと存在しているにもかかわらず、上級機関である支会のある役員が定款を無視して新しい候補者を推薦しようと提案したことで、総会場の雰囲気は急変、遂に選管委によって資格を満たしていないことで登録が拒絶されたイムインスン候補が加勢し、総会場は乱れていた。

当時候補者として出馬した2名のうちの1人、ジャンヘスク前支部長は「定款を離れた総会進行は認めないので、その場で辞退するようになった」とし、「今回の総会は明確に無効で、現在上級機関に陳情書をはじめ事実調査と確認結果を通報してくれることを要請しているところである」と述べた。

大韓美容師会定款15条3項役員選出規定によると、候補者がいない場合に限って総会現場で推薦を受けて立候補することができる」と明記されている。

<申請人の主張>

申請理由：申請人は大韓美容師会平澤支部長として当選されたイムインスンである。2001年5月15日美容新聞に報道された記事は事実と異なるため反論報道を求める仲裁を申請する。

1つの免許で2箇所の事業所を運営したことが発覚されたとする記事に対し、1つの免許で2箇所の事業所を運営していたことについての問題は市役所によって行政上問題がないように整理された状態であるため、候補登録に何の瑕疵もないことを市役所も認めたとし、総員207名に参加者88名、委任状92名に関する件は総会録の原本と異なる事項である。上級機関である支会のある役員が定款を無視して新しい候補者の推薦を提案したとする報道も上級機関から総会を主管したのではなく、候補登録過程は平澤市会員らの合意の下で多数決の支持を得て選管委が受け入れてくれたことで通過されたものである。

美容新聞社は通報者個人の意見を載せたにもかかわらず、申請人に事実如何を確認せず歪曲報道して1免許2箇所の事業所云々という記事内容により申請人が行政上不正を行ったように多くの会員に誤解を引き起こして事業に莫大な損失を被ったし、また美容新聞の記事内容を複写して美容師会中央会で報道したように平澤市全会員に宣伝配布したことで、平澤を代表する支部長としての申請人の名誉に大きな精神的被害と損失を与えた。総会に対する全般的な責任は総会を主管したジャンヘスクにあることが監査の結果確認さ

れており、支部長である申請人には何ら欠格事由がないことが判明した。

申請人が要求した反論報道文：

- ・タイトル：平澤市支部総会 合理的で正常な総会であったことを宣言
- ・内容：2001年4月24日平澤市支部総会は合理的で完璧な総会だったにもかかわらず、これを認めず個人的な(?)欲望と猜忌心により美容新聞に事実と異なる記事を通報したのは平澤市会員らのプライドを傷つけたものである。

2001年5月15日付第135号美容新聞の記事内容が、まるで中央会で通報したように新聞を複製して平澤市全会員を相手に配布した行為は責任が伴わなければならない。

総会というのが手段と方法を選ぶことなく、人格も無視してしまいポストのみを大事にすることで、不法に行われる総会もあり、間違った進行で無効になる総会もある反面、正常で完璧な総会もあることを会員らもよく知っている。

平澤市支部総会に対する全般的な責任は総会を主管したジャンヘスク氏にあるにもかかわらず、新しく支部長になったイムインスン氏が行政上不正を行い、また総会進行に責任があるように報道したのは間違いである。

新しく選出された支部長イムインスン氏は総会当時候補だっただけで、総会主管と何の関係もないのだ。

合理的で正常な総会で善意の競争をして負けたらきれいに承服し、ともに協力して折り合うのが真の美容師で、すばらしい美容師とも言えよう。

<合意事項>

- ・タイトル：反論報道文
- ・内容：美容新聞5月15日付2面『支部総会あちこちで不協和音発生』という見出しの記事の中、平澤市支部総会で定款が無視されたまま候補資格のない会員が支部長に選出されたように報道したが、当時平澤市支部長として選出されたイムインスン氏は次のような反論を提起しました。

イムインスン氏は「支部長選挙の際候補登録のため書類を整理し候補資格に問題がなかったし、これは市役所でも確認された事実で、総会参加者は在籍会員207名のうち参加88名、委任状30名で定款規定によって合法的に成員され、また事前に選管委が候補登録を受け付けてくれなくて候補登録ができなかったが、会議場で平澤市会員らが候補推薦をして会員らの多数決合意で

橋場 義之

選管委が候補登録を受け入れてくれたので選挙に臨むことができ、支部長選挙は合法的に行われた」と明らかにした。

・被申請人は上記報道文を被申請人が発行する美容新聞2001年7月1日まで2面ボックス記事として掲載し、タイトル活字の大きさは仲裁対象記事の小見出し（平澤、議政府…）と同一大きさにし、本文は本文活字の大きさにする。

<合意事項の履行結果>

美容新聞：『反論報道文』タイトルの下の記事（2001年7月1日付2面）

内容：<合意事項参照>

ケース②申請人が運営する幼稚園が他の私立幼稚園より4倍以上高い教育費を徴収しているとの報道は事実と異なる

事件番号：2001大田仲裁1

申請人：ジャンスンオク

請求名：訂正報道請求

被申請人：大田毎日

仲裁部：大田仲裁部

処理結果：取り下げ

<対象となった報道>

大田毎日：『私設幼稚園教育費「千差万別」』という見出しの記事（2001年12月14日12面）

内容：天安地域私設幼稚園の教育費が千差万別、一部幼稚園間の父兄負担額が4倍以上の差があることが明らかになり、父兄らからの顰蹙を買っている。

さらに一部幼稚園では各種付帯費用と教育費の数ヵ月分を一度に徴収し父兄の負担金が80万ウォンに上るケースもあり、父兄らの私教育費の負担を過重させているとの憂慮が提起されている。

父兄らによると、シンプ洞H幼稚園の場合、入学金4万ウォン、教育費13万ウォンなど17万ウォンであり、ウォンソン洞B幼稚園も入学金と教育費を含め13万ウォンとして策定し園児を募集している。

しかしサンヨン洞J幼稚園の場合、▲願書代（5万5千ウォン）、▲園児服代（9万7千ウォン）、▲準備物代（19万4千ウォン）、▲教育費45万ウォン（3ヵ月分）で延べ79万6千円に達し、一般私立幼稚園に比べ、父兄の負担

が4倍以上であることが明らかになった。

また、大半の幼稚園は悪化された経済事情を勘案し、教育費を月別に徴収する反面、一部幼稚園では準備物と教育費など3ヶ月、1年分を一度に徴収している。

このような現象は、一部私立幼稚園が早期教育に関心のある父兄らの教育熱を巧妙に利用し、各種の名目で教育費を策定したからだと分析される。

とくに、一部私立幼稚園の教育費高額策定は私教育費負担の次元を越え、父兄間の違和感まで生じさせているとの声が提起されている。(後略)

<申請人の主張>

申請理由：申請人はゼーラ幼稚園を天安市所在サンヨン洞1222番地に1985年に開園し、95年に新築・運営しており、2000年12月14日付の大田毎日新聞12面『社説 幼稚園教育費千差万別』という見出しの記事と関連し、その虚偽事実を指摘し訂正を求めようとする。

本件記事で言及した天安サンムン洞J幼稚園はゼーラ幼稚園として、サンヨン洞所在の英文イニシャルJ幼稚園はゼーラ幼稚園が唯一であることを明らかにする。第1に、教育費3ヶ月徴収部分は、国内幼稚園の場合、教育費受納時自立的に月別または分期(3ヶ月)別に受けられることになっている。第二に、願書代5万5千ウォン部分は、入学金と本代を合わせた金額にもかかわらず願書代のみ額が5万5千であると間違った報道をしている。第3に、準備物代19万4千ウォンは、幼稚園附設外国語塾の英語教材費で幼稚園とは関係のない内容である。第4に、他幼稚園に比べて教育費(45万ウォン)が4倍もの差があるとする部分は比較対象にされた他幼稚園の場合は1ヶ月の合計で、申請人の幼稚園は3ヶ月の合計分であるが1ヶ月分として同一比較し、まるでゼーラ幼稚園がとんでもなく高くもらっているように歪曲報道した。ゼーラ幼稚園の1ヶ月収納額は13万ウォンで、3ヶ月分が39万ウォンである。

以上のような間違った報道はゼーラ幼稚園が教育費を不当に高くもらっているような印象を父兄に与え、園児入学を忌避させたことで園児募集に苦勞しており、このため莫大の財産上の損失を受けている。

本件記事によるゼーラ幼稚園は精神的・物質的に莫大な被害を受けており、より深刻なのは25名の職員と教師の給料が支払われていないなど深刻な経営難に陥っていることである。

橋場 義之

申請人が要求した訂正報道文：

- ・タイトル：訂正報道文
- ・内容：

本紙の12月14日付12面『社説 幼稚園教育費千差万別』という見出しの記事の中、天安サンヨン洞所在ゼーラ幼稚園関連の一部内容が事実と異なったので、訂正します。

本記事の中、教育費3ヶ月徴収部分は業界の自律事項で瑕疵がなく、願書代5万5千ウォンは入学金と願書代を合わせたもので訂正します。

また、準備物代19万4千ウォンはゼーラ幼稚園の附設外国語塾の英語教材費であることが確認されており、教育費が45万ウォンで他幼稚園に比べ4倍に近いと報道した部分も実際ゼーラ幼稚園の3ヵ月分(39万ウォン)を他幼稚園の1ヵ月分と間違えて比較したものが明らかになったため訂正します。

・被申請人は上記訂正報道文を大田毎日新聞12面右上にボックス記事として掲載する。

2 是正勧告

ケース①

是正勧告：第2001-20号 中部日報 発行人 ユウソクホ

決定：貴殿が発行する中部日報2001年1月12日付19面『常習性暴行・窃盗10代に令状』というタイトルの記事の中で、下記の報道内容について是正を勧告します。

報道内容：「…警察によると、イ君は9日午前10時20分頃富川市素砂区○○○洞にある○コーヒーショッに進入し、従業員ユン某氏(22・女)を威嚇、性暴行した後現金2万ウォンを奪って逃げるなど15回にわたり犯行を行った嫌疑である。…」

理由：上記記事は性暴行の被害者の名字と年齢及び勤務先の英文イニシャルと洞(行政単位)単位までの所在地を摘示し、本人が誰なのかを推測できるようにし、他人の名誉を毀損したため(憲法21条4項、刑法307条、性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律20条などの違反)「定期刊行物登録等に関する法律」18条8項により上記決定のような是正を勧告します。

2001.2.19

ケース②

是正勧告：第2001－37号 祖国日報 発行人 ユンジンヨン

決定：貴殿が発行する祖国日報2001年1月16日付11面『常習麻薬投薬20代女検挙』というタイトルの記事の中で、下記の報道内容について是正を勧告します。

報道内容：「…警察によると、彼らは去年11月中旬午後3時頃水原市長安区ジョンジャ洞にある彼らの家でヒロポン〇〇〇gを〇〇〇に混入し投薬するなど、延べ5回にわたりヒロポンを投薬した嫌疑である。…」

理由：上記記事が向精神性医薬品であるヒロポンの1回の使用量と服用方法等を摘示したことは、読者に薬物使用を誘発させる恐れがあるため「定期刊行物登録等に関する法律」18条88項により上記決定のような是正を勧告します。

2001.2.19

4 メディアの姿勢と変化

以上、具体事例を参照しながら言論仲裁活動の現状をみてきたが、こうした言論仲裁委員会の活動について韓国のメディアはどのように受け止めているのだろうか。限られた範囲ながら実施できた関係者へのインタビュー結果を紹介する。

まず、韓国においてすでに21年を経過している言論仲裁委員会の活動全般にわたる評価について、当事者である言論仲裁委員会の朴英植・委員長は次のように述べている¹¹。

「本委員会は言論を弾圧する団体ではなく、言論を理解してくれる機構として理解をしています。法律だけで扱いをすると、判断が硬くなるなどの問題を起こしやすいが、委員には言論界出身のOBが必ず1人はいるので、法廷でやるよりはもうちょっとソフトな結論を出すことができる。この機構がスターとした当初は、プレスの側でもそういった（言論の自由に対する拘束力、弾圧という）見方をしていました。しかし、例えばこの機構がなかったとしたら、何か問題が起こった時にはそのまま法廷に行くしかない。法廷に行くと、やるかやらないかとか、そういう判断しかできない。それが、ここ

¹¹2002年8月27日、ソウルの言論仲裁委員会事務局でインタビュー

では和解ができたり、話し合いができたということがあるので、すべてのものがこちらにいったん寄って、ものごとが静まってから、(それでも解決できない場合は)法廷に行くという形になっているので、言論のための機構でもあるように見えています」。

同委員会の崔正・事務総長も「私は言論界の出身ですけれども、仲裁委員会は言論を助けてくれる機関でもあるという認識が広まっています。ここでやることはスポンジみたいに、報道被害者も報道側もお互いの怒りを吸収して仲裁するという形を取っている」と評価していた¹²。

報道側の方でも、ほぼ同様の受け止め方をしているようだ。例えば、朝鮮日報の宋熙永社長室長は「言論仲裁委員会の役割は非常に大きかったし、これからも大きくなるのではないかと判断しています。特に一般市民の人権をもっと考えて書かなければならないという認識を記者たちに植え付けました。わが社は仲裁委員会の仲裁については100%受け入れるという立場を取っています。言論の自由への影響はない。概して、この制度は今までは成功しているのではないかとわが社は評価しています。この制度発足に当たって、わが社も最初は反対し、韓国のマスコミ界も『言論の自由に悪い影響を与える』という立場を取った。しかし、人権問題の解決のためには、マスコミ界にとってもいい制度ではないかといまは考えています」と述べている¹³。

言論仲裁委員会制度は、記者が人権を考えるきっかけとなったという意味で大きな役割を持ったといえるだろう。そして、それは同時にマスコミ各社の自衛策ともいえる対応をももたらした。それには二つの側面があることがインタビューの中でも示されている。

まず、言論仲裁委員会の林炳国・審議室長は、「言論仲裁委員会制度によるメディアの報道の仕方にどんな変化があったのか」との質問に対し、次のように語った¹⁴。

「二つの大きな変化がみられました。ひとつは、人を特定して言うのを結構止めるようになった。言うことがあれば匿名で言ったりする。特定の人を指すと、その人が仲裁申請の当事者になるわけですから。もう一つは、報道の前に弁護士を通して人権侵害しないことを確認してから報道するよう努力

¹²2002年8月27日、ソウルの言論仲裁委員会事務局でインタビュー

¹³2002年8月30日、ソウルの朝鮮日報本社でインタビュー

¹⁴前掲インタビュー

するようになったことです」

つまり、実名報道が非常に慎重になったこと、そして各社独自の自律的な組織の整備である。

自律的な組織整備に関しては、例えば朝鮮日報では二つの社内制度を作っている。ひとつは顧問弁護士制度であり、もうひとつは読者権益保護委員会の創設である。前者は1996年、後者は2002年4月のことである。前出の宋熙永社長室長の説明を引用しよう¹⁵。

「仲裁委員会とは別に、わが社は社内に2つの制度を作りました。ひとつは顧問弁護士制度で、7年目になります。これは5名以上の顧問弁護士に、読者の人権上の問題がないかどうか、ゲラをチェックしてもらう制度です。弁護士はもし、問題があると判断すると『もしこれを報道しても、私は弁護しない』と非常に厳しく判断するのです。そうして報道しないと、場合によっては読者から『どうして他の新聞には載っているのに朝鮮日報には載っていないのか』と抗議が来たりすることもあります。でも、その理由は説明できないんですね。人権上問題があるからで、それを説明したら、また人権問題を起こすことになるからです。(中略) もうひとつは、読者権益保護委員会で、今年(2002年)4月発足させました。医者など市民代表九人がメンバーとなり、朝鮮日報と系列メディアの報道によって人権や権益を侵されたとする読者の訴えを、まずこの委員会で解決するよう努力するのです。できなければ言論仲裁委員会に行くという仕組みです。委員会は月1回開きます。委員たちは編集局の幹部や記者とも討論し、『この報道はこの側面では人権問題になる可能性があるから、もっと注意した方がいい』などと、圧力をかけます」

こうした動きは中央日報でもあり、同社の李相彦・企画チーム長は次のように説明した¹⁶。

「わが社には社内オンブズマンのような組織として、審議室と労働組合の公正報道委員会というのがあります。前者は1995年、後者は1989年に発足しました。審議室には局長と次長レベルの記者5人がいて、読者から記事に対して抗議があると、その窓口になります。編集局の部署に連絡をし、各部署

¹⁵前掲インタビュー

¹⁶2002年8月29日、ソウルの中央日報本社でインタビュー

橋場 義之

の対応を集めて報告する。中央日報には『訂正と反論』というコラムを3年前から2面に設け、それまで各ページばらばらに掲載していた反論報道や訂正報道を一括して掲載しています。労働組合の公正報道委員会のメンバーはすべて一線の記者で、月2回会議を開き、2週間分の記事について報告しています。一方、社外の人に中央日報の記事を見てもらう『読者委員会』という組織もあります。弁護士とか市民団体とか専業主婦といったように、それぞれ専門分野からの代表で構成され、月1回の会議で紙面に対する意見を述べます。社ではその要約を報告書にまとめてみんなで見ています」

5 若干の考察とまとめ

以上、韓国の言論仲裁委員会制度は①法律によって設置された②すでに20年以上の歴史的な積み重ねがあり、救済機関としてすでにメディア・市民双方の間で定着した感がある③救済申請の根拠を、メディアに対する市民の幅広い反論権に置いている④司法判断を仰ぐには、同委員会への申請とその審査を経ることが前提となっている⑤同委員会設置の後で、各社独自の自律的な取り組みが進められている——などの特徴をみることができる。

ただ、同委員会の活動を通じたメディアへの影響の一つとして、報道の匿名化問題が気にかかるところである。先に紹介した「人を特定して言うのを結構止めるようになった。言うことがあれば匿名で言ったりする。特定の人を指すと、その人が仲裁申請の当事者になるわけですから」という言論仲裁委員会の林審議室長の発言¹⁷や、朝鮮日報の宋社長室長が「社会が多様化されて面白い記事は沢山あるから、(報道被害といわれるような)危ない記事は書かないほうがいいんです」と語った¹⁸ことは、母言の違いという海外インタビューの限界を勘案しなければならないものの、報道におけるダイナミックな活動の意欲がそがれる傾向を見せ始めているのではないかという一抹の危惧を感じさせるものであった。

これらを前提に、日本の活字メディアが、一般に「報道評議会」と称せられる報道への苦情や人権侵害に対処するための業界横断的な第三者機関をもし設置するとしたらどのような課題があるかを考えてみる。

¹⁷前掲インタビュー

¹⁸前掲インタビュー

まず挙げられるのは、①法律によらない自律的対応を活字メディアがどれだけでもできるか②法律によらない機関を設置した場合、活字メディア各社がその裁定結果をどれだけ受け入れるだろうか③報道被害の範囲をどこまでと規定するか④司法と機関との役割分担をどうするか⑤メディアと被害者双方に信頼される委員をどう選出するか——などであろう。

①については、本論の冒頭でも述べたように、韓国では仲裁委員会設立より前に、すでに新聞業界全体の自律的機関として新聞倫理委員会があったものの、その活動実績に対してかなりの不満があったことが法的機関の設立のきっかけとなったという事情を見逃すわけには行かないだろう。そして、法的機関ができたことで、それをきっかけに今度はメディアの個別各社の中で自律的な取り組みが積極的に行われるようになってきているという歴史的な経緯をみることができるのである。英国では、プレス総評議会（1953年設立）、プレス・カウンシル（1961年設立）、プレス苦情委員会（1991年設立）という歴史の変遷を経ながら報道の自律的対応を目指してきたが、つねに「法的規制」の圧力にさらされてきている。そうした意味では、わが国の新聞など活字メディアの対応として、個人情報保護法案などメディア規制の危険がある法的規制の動きが直接引き金となったとはいえ、新聞各社の間に独自の第三者機関設置の広がりがあることはそれなりに評価されるべきことであろう。問題は、それらの機関が今後、どれだけ市民の不満と不信を取り除くために実効性ある活動を積み重ねていくことができるかにかかっているといえよう。

②については、韓国の場合、言論仲裁委員会が法的に設置を定められ、それが21年も継続してきた実績を踏まえれば、同委員会の存否を議論する時期は過ぎ、メディア側にとってはその存在を前提とした上での対応をしているというのが現在の状況であろう。その意味では、言論仲裁委員会の活動が「当初は言論界の反発もあったものの、中立的に運営してきたことが言論界にも被害者にも良い結果を生んだと思う」という林・言論仲裁委員会委員長の発言¹⁹は重いものがあるだろう。

③をめぐっては、同委員会が現在は扱っていない損害賠償請求事件を今後は扱えるようにしたい（朴委員長）との意向もあるようである。そうなれば

¹⁹前掲インタビュー

橋場 義之

報道被害をめぐるあらゆるトラブルが同委員会で処理されることになるわけで、世界に類のない独特の制度である韓国の言論仲裁委員会の動向には今後も注目していく必要もあるといえよう。

④については、韓国言論仲裁委員会の朴英植委員長に、市民代表委員の選出する際に苦勞はないかと質問したところ、「これ（委員）はかなり名誉ある仕事なので、人材不足ということはまったくないと語っている²⁰。韓国の場合は日本と異なって、コミュニティーにおけるリーダーへの信頼感が市民の間に存在しているといえるのかもしれない。翻って日本の現状をみると、ここ2年の間に全国の新聞社で第三者機関の設立が相次いでいるが、各社とも委員の人材不足に悩んでいる現実があり、中央での機関作りを除けば地方での組織運営は人材確保の上でもかなり難しいといわざるを得ないだろう。

いずれにしても、今回の韓国訪問調査では調査日程や他の調査項目との関係から、言論仲裁委員会の活動に関して必ずしも十分には行えなかった。このため、本論では、その全体的な評価について言及するまでには至らなかった。今後、現場の記者がこうした仲裁制度に対してどのように受け止めて日々の報道活動をしているか、仲裁の結果、報道の萎縮などはないのか、そして何よりも、受け手である一般市民の評価はどうか——などを、仲裁事例の詳細な分析と合わせて検討することが必要といえるだろう。

²⁰前掲インタビュー

パフォーマンスとしてのテレビ人生相談¹

—「おもいっきり生電話」の言説分析から—

申 美淑（本学大学院博士後期課程）3章分担
岡井崇之（本学大学院博士後期課程）1.2.3.4章
王 萍（本学大学院博士後期課程）3章分担

1. 現代メディアにおける人生相談の変容
2. 相談言説をめぐる先行研究：“相談”の分析から相談による“実践”の分析へ
3. 事例研究
 - 3.1. 概要
 - (1) 分析対象と方法
 - (2) 相談者とコメンテーターの属性と役割
 - (3) 相談内容と人間関係の類型
 - 3.2. 分析
 - (1) 司会者の進行テクニク
 - (2) コメンテーターの発言
 - (3) 解決策の提示
 - 3.3. 考察
4. 結論にかえて

¹本稿の文責は筆者3人にあるが、筆者たちに加え金根希（本学大学院博士前期課程）、朴津葉（本学大学院博士前期課程）、鄭寿泳（本学大学院博士前期課程）で行った共同研究の成果であることを付記しておきたい。

1. 現代メディアにおける人生相談の変容

メディアにおける人生相談というジャンル²は、新聞や雑誌の印刷メディアにおいても、またラジオやテレビの放送メディアにおいても、かつてから連綿と存在してきた³が、現在のメディア状況を見渡すと、とりわけテレビという媒体においては、人生相談は従来のものとは異なった構造を持つものへと変容してきている。

その大きな特徴が、「人生相談のエンターテインメント化」と呼べるような様相の出現である。このような現代的様相へとつながっていく端緒となったのが、番組開始から15年を迎える『おもいっきりテレビ』（NTV）におけるひとつのコーナー、「おもいっきり生電話」の登場だったといえるだろう。同コーナーは相談者、司会者、コメンテーター、観客によって構成されているが、司会者であるみのもんたの回答やその独特の口調で人気を得ており、司会者のパーソナリティーがとりわけ大きな役割を担っているところにその特徴がある。近年になって、やらせ問題や回答者の数々のスキャンダルもあいまって社会現象にまでなった『怪傑熟女！心配ご無用』（TBS 1997-1999年）や、前述のみのが司会を担当した『愛する二人 別れる二人』（CX 1998-1999年）など、人生相談を扱った視聴者参加番組が急増したが、これらの番組を見れば明らかなように、テレビにおける相談番組は極めてショー化された形で展開されており、もはやそれらは、相談者と回答者との相互関係を通じた人生相談という側面だけで捉えられないものとなっている。

現代における人生相談の在り様を考える際に、もうひとつ特徴として挙げられるのは、それらが必ずしも「相談番組」として成立しているわけではないということである。その多くが、必ずしも人生相談を番組タイトルに掲げているのではなく、例えば前述の「おもいっきり生電話」のように、むしろ

²ここでいう「人生相談」とは、相談者が、直接的にあるいははがきや電話などの装置を通じて間接的に登場し、恋愛、家族、将来などの問題についてメディア空間で回答を求めらるものを指す。

³新聞における身上相談の成立過程の考察を行ったものとして、池内一「身上相談のジャンル」『思想の科学・芽』久山社所収、1992年、初出は1953年、がある。同論文を所収した特集の位置づけについては後述する。他に、カタログハウス編『大正時代の身上相談』カタログハウス、1994年、なども参考になる。

番組内の一コーナーとして存在している。つまり、メディアにおける人生相談は「相談言説」としてメディア・ディスコースの中に横断的にちりばめられているのである。このような傾向を考えると、「相談番組」としてそれ単体を抽出し分析するのではなく、テレビジョンのなかに布置された「相談言説」として捉えていく必要があるだろう。

そのような相談言説の構造を理解するうえで、「情報バラエティー」に関する概念規定を行った水島⁴の議論が示唆的である。それによると、制作側が便宜的に使用していた用語だった「情報バラエティー」という用語は、かつて自明であった『ジャンル』を横断する特徴的な形式と構造を持ったジャンルとして概念化することが可能であるとされるが、ここで着目しておくべき点は、そのような「情報バラエティー」の空間を構成する形式的要素が、キャスター、レポーター、コメンテーター、アシスタント、視聴者の人物配置に表象されているなかで、最も重要な要素として視聴者（あるいは視聴者の表象）が挙げられていることである。だとすれば、視聴者の声を構成上の主要な要素として扱っている相談言説は、現代日本におけるテレビに氾濫している「情報バラエティー」の特徴的形式を最も体现しているといえ、同時に冒頭で触れた娯楽化傾向と、番組内に散在している相談言説の構造を説明している。

本稿の目的は、まず綿密な言説レベルの分析を行うことによって、冒頭で述べたような現代のテレビジョンにおける相談言説の特徴を見出すことにある。筆者は、テレビジョンにおける言説の認知的な効果がスタジオ・セティングやカメラアングルのような技術的コードによって変わってくるのではないかということを、スタジオでのトークを中心に構成されている政治討論番組を事例として既に提起した⁵。また、前述の水島が「情報バラエティー」における「内容に対する形式の優位」性を指摘しているように、テレビ研究において相談内容単体の分析だけでなく、相談言説を取り巻き規定する空間構成の分析、あるいは言説による実践の分析を行う作業が課題となっているのであり、相談言説においても同様のことがいえる。具体的にいうなら、相

⁴水島久光『「情報バラエティー」のダイクシスとアドレス』石田英敬・小森陽一編『社会の言語態』東京大学出版会、2002年。

⁵岡井崇之・金京煥・黄美貞・宮所可奈・石川旺「2001年参院選テレビ討論番組の内容分析」『コミュニケーション研究』32号、2002年。

談言説が展開される場を、相談者と回答者の間の単線的なコミュニケーションの場としてではなく、司会者、コメンテーター、スタジオに参加している観客などの多層的な声の交錯する場として考え、その言説の総体として一体何が意味されるのかということをお問わなければならないのである。

次章では、相談言説をめぐる先行研究について若干の検討を行い、本稿における課題を探る。

2. 相談言説をめぐる先行研究：“相談”の分析から相談による“実践”の分析へ

相談言説に関してそれほど多くの研究蓄積があるわけではない。しかし、今後の研究課題を導き出すことを目的としてあえてそれらを分類・整理するとするならば、「相談言説を通じた分析」と「相談言説そのものの分析」とに大別できる。

相談言説を通じた分析とは、言説に表れた内容や言語表現の分析を通じて、その背後にある社会構造—社会規範やイデオロギーなどとの相関関係—を導き出そうとするアプローチである。このような傾向を持つものとして、例えば見田⁶は、対面状況以上に身上相談に不幸の諸要因が鮮明なかたちで顕在化しているという理由から、“戦略データ”として新聞の身上相談を用い、同時代における不幸の形式を類型化した⁷。しかしながら、見田が自ら言及しているように、メディアとしての特性から相談言説として表れてこない（あるいは隠蔽される）もの⁸が存在する。同研究ではこのうちのいくつかは分析上の「限界」であるとしながらも、方法論的に乗り越えられるものとして考察が進められている。しかしながら、見田が扱った1960年代における新聞の身上相談と現在のテレビにおける相談言説の間には相当の時間的・構造的な隔りがあることに注意を払っておかなければならないだろう。冒頭で述べたような今日の相談言説の構造的変化を考えてみたなら、相談言説に見ら

⁶見田宗介『新版 現代日本の精神構造』弘文堂、1965年。

⁷同様の傾向を持つものとして、太郎丸博「身の上相談記事から見た戦後日本の個人主義化」(光華女子大学『変わる社会・変わる生き方』ナカニシヤ出版、1999年)。

⁸見田は、①投書の書けない人びと②「インテリ」の不幸③道徳上のタブー④政治的・宗教的少数者の問題⑤体制の根本的な価値にかかわるような要因⑥あまりにも特殊的・個人的な問題⑦「人生案内」としてとりあげるに値しないほどささいな不幸—を挙げている。

れる内容と社会構造を直接的に結びつけることが難しい作業であることは明確であろう。このことは、相談言説を通じた分析が有用であるとしても、相談言説が置かれたメディアの技術的・制度的特性や空間構成をより詳細に見ていくことが当面の課題であることを示しているといえよう。

次に相談言説そのものに注目し、その内容に関心を特化させた研究を参照しておく必要があるだろう。このような研究動向として、1953年に雑誌『思想の科学』で行われた「身上相談の特集」に触れておかなければならない。この特集は、プラグマティックな問題関心を主旨とする同研究会のアプローチに基づき、脱領域的かつ多様な視点から身上相談を捉えようとしている。ここでは、そのなかで鶴見⁹と加藤¹⁰が提起した分析視角についてその今日的意義を考えてみる。

鶴見は「身上相談」を「新聞、雑誌、ラジオ等のマス・コミュニケーションの機関をとおして発表される質問と回答の形式による人生問題の処理方法」と定義しているが、「質問者」と「相談者」両者のコミュニケーションを通じて、果たして問題解決が遂行されているのかどうかを問題とした。ここでは、マス・コミュニケーションの機関という装置は身上相談を成立させている要件ではあるものの、両者のコミュニケーションにあくまで主眼が置かれている。鶴見がコミュニケーションの成立を導き出したのに対して、池田¹¹による論考は両者のやりとりにはズレがあるという前提に立ち、そのようなコミュニケーションの不一致状況の中で規範が提示される過程を分析した。この論考は、現代における相談言説の在り様の断片を捉えているが、これらのアプローチに共通していえることは、相談者と回答者のコミュニケーションの形式あるいはそのなかにおける規範の表れ方への着眼にとどまっており、この点で「相談に閉じた分析」であったことである。

加藤による論考は、雑誌『平凡』における相談内容の類型化と内容分析を行ったうえで、「身上相談の肉体主義」「身上相談の家族主義」「身上相談の異常心理」という特徴を導き出し、身上相談の多くが身体（特にセクシュア

⁹ 鶴見和子「身上相談の論理」『思想の科学・芽』久山社所収、1992年、初出は1953年。

¹⁰ 加藤秀俊「身上相談の内容分析」『思想の科学・芽』久山社所収、1992年、初出1953年。

¹¹ 池田知加「『人生相談』にあらわれる規範の言説—コミュニケーションの不一致と規範の関係—」『立命館産業社会論集』第36巻第3号、2000年。

リティ)に関わるものであること¹²、問題の発生集団が家族・家庭といったドメスティックな空間に置かれていること、またそれらが、マス・コミュニケーション機関という「権威」を備えた回答者と相談者との間の支配-服従の縦の関係として成り立っているなどの点を指摘している。これらの論点は今日の相談言説に援用して比較検討することが可能なものであるが、ここでは、むしろ加藤がこの時点で、劇化(dramatization)という効果を狙って『平凡』が用いた「相談を小説にして答える」という形式が、マス・コミュニケーションにおける身上相談の特徴を最も表しており、相談言説の「読みものとしての在り様がすでに成立していることを見抜いていたことに注目しておきたい。

劇化とは、制作者がオーディエンスを意識し相談言説をドラマ的に構成することを指していると考えられる。相談言説をめぐるこれまでの研究は、それらがメディア空間で行われている「媒介された相談」であることを十分考慮してこなかったが、現在に広く見られる高度に媒介された相談言説を考えてみたならば、「相談」の分析から、相談による“実践”の分析へとという視座の転換が必要となってくるであろう。つまり、相談そのものの内容分析や相談における規範表出の分析だけでなく、メディアに固有の相談言説において、その番組の全体的な構造の中で何が実践されているのかを丹念に見ていく必要があるといえるのである。

このような問題意識から、本稿では前述したように、「媒介された相談」の草分けであり、最も典型的な事例として、テレビ番組『おもいっきりテレビ』における「おもいっきり生電話」を対象に、相談者、司会者、コメントターの言説の内容と形式の分析を行う。

3. 事例研究

3.1. 概要

(1) 分析対象と方法

分析対象として収録したものは、2002年6月の1カ月間に放送された『おもいっきりテレビ』(NTV 放送日:月-金、放送時間:午後0時-1時:

¹²この点では、新聞の身上相談に道徳的タブーに関するものが表れないとする見田の指摘と異なり、媒体によってセクシュアリティに関わる相談が顕著に見られる／見られないという現象が起きている。

55分)における「おもいっきり生電話」(放送時間:午後1時20分-35分)である。収録したビデオは20日分で、合計300分である。全発言を書き起こし、分析していった結果、同番組で重要な位置を占めていると思われた①司会者の進行テクニック、②コメンテーターの発言、③解決策の提示形式—を本稿における考察の項目とした¹³。しかしながら、前章で確認したように、本稿の目的はそれぞれ個別の項目の分析にあるのではなく、相談言説をとりまく番組の構造を理解することにある。そのため、分析方法としては、具体的なやりとりを例示した上で、そのようなやりとりを通じた番組のフローのなかで、相談言説としてどのようなストーリーが構築されているのか、また、それによってどのような実践が行われているかを把握することを意識しながら分析を進める。

(2) 相談者とコメンテーターの属性と役割

相談者の属性、相談のトピックス、相談者と相談内容の関係、相談対象の人間関係に関する集計結果を示したのが表1である。まず、相談者の性別を見るとすべての相談者が女性だった。年齢層の分布を見ると、20-30代が12人(60%)、40-50代が4人(20%)、60-80代が4人(20%)となっており、主に、20-30代の比較的若い世代が離婚と家族の不満について相談をしている¹⁴。

【表1】相談者の属性・人間関係・相談内容の一覧¹⁵

相談者属性			相談のトピックス		相談者と相談内容の関係		相談内容の人間関係		
性別	人	年代	人	相談内容	件数	関係	件数	人間関係	件数
男性	0	20代	5	経済・金銭	2	当事者	15	夫婦	8
女性	20	30代	7	教育・子供	2	第三者	5	親・義親	5
		40代	3	男女	6			子供	4
		50代	1	家族	10			婿	1
		60代	2					嫁	1
		70代	1					孫	3
		80代	1					兄弟	3
								義兄弟	1

¹³コーディング作業は3人のコーダーによって行った。そのためコーダー間の主観的判断の違いを調整する目的で数回のミーティングを持ち調整を図った。

¹⁴相談者の社会層、職業は収録した番組の記録から判別できないため示していないが、司会者も相談者の職業を聞くことなく、相談者が“主婦”であるという前提が共有されていることは指摘しておかなければならない。

¹⁵相談の総件数は20件であるが、「相談内容と人間関係」の項目での合計数は、複数の項目に関わるものが6件あるため26件となっている。

次の表2は、回答者として登場したコメンテーターについて分類したものである。同番組は、司会者1人（男性：みのもんた）、アシスタント1人（女性：高橋佳代子）、コメンテーター4人（男：2・女：2）、スタジオ観覧席の観客、電話を通じたの声としての相談者から構成されている。ここで、アシスタントの役は番組の告知のみを担当し、司会者とコメンテーターの計5人が相談に対処するという形式を取っている。

次の表2が示しているように職業別に見てみると、俳優が男12人、女18人と男女とも一番多く登場している。そして、俳優、歌手、タレントなどを芸能人という枠組みで括ると、その占める比率は、男27人（67.5%）、女35人（87.5%）と、男女ともに高い割合を示しており、専門家や有識者ではなく、芸能人が相談に対処するという形式になっている。また、コメンテーターの年代を見ると、その全員が中年以上だった。

【表2】コメンテーターの属性¹⁶

区 分	男	女
俳 優	12 (5)	18 (4)
歌 手	6	8 (1)
タレント	3	3 (1)
作 曲 家	3	0
作 家	2	0
そ の 他	7 (2)	4 (1)
合 計	33 (7)	33 (7)

コメンテーターの属性を示す以上のデータからは、次のようなことがいえる。男女比が同じだったこと、また性的マイノリティと考えられる性的指向性を持つ人も含まれていたことは、ジェンダーバランスの観点からは多様性がある程度確保されていることを示している。しかしながら、年代および職業別に見た場合偏りが見られる。相談者の年代が20代-40代にかけて分布しているのに対して、多くの場合コメンテーターは年長者であった。これは、同コーナーを含んだ番組自体が健康や家族に関わるテーマを主に扱っていることと関係していると指摘されている¹⁷ように、全体的に女性と年長の男性視聴者を意識した番組構成になっていることを反映している。また職業別に見ると、その多くが有識者ではなく人生経験と一般的な知識の範囲で話す芸能人であったが、このことは、彼らに付与された役割が必ずしも相談に対する回答者ではないということを示している。

¹⁶括弧の中の数字は2回ずつ登場したコメンテーターの数を示している。その他のコメンテーターはキャスター、元スポーツ選手、大学教授、ソプラノ歌手、映画監督、スポーツ・キャスター、登山家、クラリネット奏者などである。

¹⁷水鳥、前掲論文、106ページ。

(3) 相談内容と人間関係の類型

前出の表1に示したように、相談内容を類型化してみると、借金や姑が金を要求するなどの金銭に関わるものが2件、育児や子供の不登校に関わるものが2件、離婚するべきかどうかといった問題や、不倫に関するものなど男女関係の問題が6件、嫁・姑との不仲や、夫が働かないことへの不満など家族内での人間関係の問題が10件となっている。これを見ると相談内容は多岐にわたるようにも思われるが、例えば、かつて見田が示した身上相談の訴えの種類¹⁸と比較した場合、病気やノイローゼなどの個人的な問題や、逆にマクロな社会問題などへの不満はまったく上がっていない。さらに、詳しく見た場合、家族の人間関係とは別の男女問題や教育もすべて家庭での出来事でしかないことを考えると、相談内容は閉じたドメスティックな空間での人間関係に集中している。これは、新聞・雑誌における身上相談を通じて、相談言説が“主婦”のジャンルとして編制されてきたと考えられることも大きな背景的要因になっているだろうが、このコーナーが置かれている番組の主旨に合わせて制作者が相談を選別していることの現れでもあるだろう。

次に、相談者と相談内容の関係を見ると、第三者として息子夫婦の不仲を心配するものなどが5件あったが、15件が相談内容の当事者であった。また、相談内容のなかで焦点となっている人間関係を類型化してみたところ、夫婦に関するものが8件と最も多く、親および義理の親に関するものが5件、子供に関するものが4件と続いた。

3.2. 分析

(1) 司会者の進行テクニック

司会者の全発言を取り出して分類した結果、分析対象の期間を通じて見られるパターンが存在していることが分かった。番組としての流れを形成するために司会者が用いている手法として、家族構成など基本的な情報を聞き出すための①聞き出し、詳細な事情を引き出すための②詳細質問、相談者に話す余地を与えず間髪を入れずにまくしたてる③たたみかけ、話題を転換させる④主題のすり替え、相談を中断させたり終わらせたりする⑤主導権の主体、の5つがそれである。

¹⁸見田、前掲書、7ページ。

①聞き出し

聞き出しは、司会者が相談を展開させるために、相談者に対して「どうしました?」「今日はどんなお話ですか?」「どうしたんですか?」など、相談者の身上に関する基本的な情報を聞き出そうとするものである。その内容を見ると、相談者の年齢、相談者と家族全体の関係、家族の年齢、仕事の有無と職業、知り合った場所、子供の有無と性別、恋愛結婚であるかどうか、結婚の有無と結婚して何年か、生活形態が同居か別居か、兄弟構成などに関する質問であった。なお、聞き出しにおいて、言葉使いや質問のパターンは相談者の属性や相談内容とは関係が見られなかった。

②詳細質問

相談者に対して基本的な質問をしてから、相談内容とその詳しい事情や問題の所在を把握するために詳細に問うものに以下のようなものがある。

[事例]

1. 相談者の「息子が離婚して子供3人を1人で育てているのがかわいそうだ」ということについて「離婚は正式にしたの?」「で、あなたは遠くに離れているの?」「彼は何て言っているの? お父さん、お母さんに」など(6月5日)
2. 相談者の「夫がパチンコに負けて帰ると目つきが怖くなり、それが物に当たります」という話に対して「どうするの? 当たると」「結婚して変わった?それとも子供が生まれてから変わったの?」「子供は可愛がってるの?」「仕事はちゃんとなさってます?」「家計はきちりしてる?」「勝ってくるときあるの?」など、夫の行動に関して質問(6月6日)
3. 相談者の婿が「7年前から家に月に1回か2回しか帰ってこない」という話に「見た目はどんな男なの?」など、娘の考え方と問題解決に直接的に関係がない質問も行っている(6月13日)
4. 相談者の夫が金にルーズで離婚を考えていることについて「お金にルーズ?どんなふうにルーズなの?」「今いくらぐらい生活費としてお金を入れてくれるの?」「旦那がいつ頃からルーズになったんですか?」など、ルーズになった時期、ルーズの形態と生活費は入れているかどうかについては詳しく尋ねるが、原因などについては問わない(6月27日)

司会者が詳しく聞き出すことは前の項目と同様に番組進行上の必要な方法である。しかしながら、3や4の事例に見られるように、その質問の内容がテーマと直接的に関係があるとはいえない質問も含まれていた。

③たたみかけ

たたみかけとは、質問が相談者にとって答えにくい場合、あるいは反論できない場合に、司会者が執拗に質問を行うものを指している。

[事例]

1. 相談者の息子に女性がいるようで嫁と離婚の話が進んでいるということについて「お母さん、どうする？ もし本当にそういう可能性がありましたら、夫婦で離婚する話になっているんだったら」「離婚するのはいいけど、奥さんと子供2人に養育費と慰謝料を払うだけの金は持ってるの？ 息子さんは」というふうにならぬに逆にならぬに相談者にどうしたいのか、慰謝料を払う能力があるかどうかについて質問（6月3日）
2. 恋愛結婚で4カ月、離婚したいという相談者に「何で結婚したのあんた？」と、結婚したことについて詰問するように答えを求める（6月10日）
3. 「帰って来ないって、あなたに原因はないですか？」「ちょっと聞きたいですけど、帰って来ない時はどこで寝泊まりしているんですか？」と、相談者に原因があるのではないかと責める（6月13日）
4. 「そんなことはどうでもいいから、火災保険はどこにあるの？」「住んでいる家が焼けたんでしょう、だから、火災保険はあなたのものでしょう」と相談者の話は無視し、回答者が内容をすでに決め付けて答えを求める（6月14日）
5. 「もしもし、あなた25歳でしょう？ あなた25歳の知恵で何考えてるの？ さっきから話聞いているけど、あなた人生をどう考えてる？」と、激しく叱責している（6月27日）

このようなたたみかける質問とそれに続く対話形式によって、相談が進むにつれて相談者の立場が次第に弱くなり、発言が抑圧されていくことが考えられる。しかしながら、そのような進行テクニックこそが同番組の司会者の特徴であり、視聴者の人気を得ている要素のひとつでもあることを考えると、相談者も視聴者もこのたたみかけを前提とし、むしろ予期している側面があることも踏まえておくべきであろう。つまり、前章で触れたような、司会者

がコミュニケーションを支配する“主”として存在し、相談者がそのコミュニケーションに服従する“従”となる「主従関係」が成り立っていると考えられるが、それがここでは番組人気の要素として自明のものとしてそれぞれの行為者に内面化されているのである。

【表3】問題解決と質問の関係

区 分	件数	比率 (%)
問題解決に直接的に関係する質問	99	57.9
問題解決に直接的に関係しない質問	72	42.1
質問の総計	171	100

表3は、前出の②と③の質問形式において、それらが問題の解決において

直接的に関係があるものと、直接的に関係しないものの比率である。分析対象の20日分における同形式の質問 総数が171件であり、その中で直接に問題解決に関係があると判断できるのは99件で（57.9%）あった。ここで、直接的に関係があるものとして判断して分類したのは、問題それ自体に関係がある質問、あるいは問題の所在を明らかにすることを目的として行っている質問である。この結果から判断すると、司会者が行う質問の約半数は問題の解決を志向しないものであり、例えば文脈に無関係な他の違うケースを用いることでチャカすなど、相談と真剣に向き合うというより、明らかに番組を盛り上げることを意図していると思われるものが多数あった。

④すり替え

すり替えと分類されるものとして、相談者が相談している内容から離れて相談者本人に話題を集中させたり、また突然対話を遮断して主題を他の話に移行させたりするものも顕著に見られた。

【事例】

1. 「お母さまが息子さん夫婦をどうしたいかということが問題じゃなくて、息子さん夫婦がどうしたいかというのが一番問題ですから」と、相談者が息子の浮気について相談しているにもかかわらず、夫婦の問題だと強調している（6月3日）
2. 相談者が出産した後、姑の態度が急変したとの相談に対して「まあ、いずれにしたってお祖母さんが元気でよかったですね」と「親が寝たきりになったら大変だわ」と、文脈から反れた発言をし、祖母を誉める（6月4日）
3. 相談者の「夫が子供のために外出してくれないので、子供が可哀そう

だ」という相談について、対話を遮断し「今28歳でしょう、子供が3人いると自分たちの世界をつくるからあと2人作ったらどう？」と違う主題に転換していく（6月11日）

4. 相談者の婿が家に月に1、2回しか帰らない状態で、結婚した娘が子供と相談者の家で同居していることで悩んでいる相談について、CM後「孫がかわいいでしょう？」と曖昧な発言をし、主題を変えて慰めている（6月18日）
5. 相談者の「兄が仕事をしてほしい」ということについて「仕事をしたらまた何かが起きるだろう」「そろそろあなたが自立するんでしょう？（相談者も）22歳ですから自立しなくちゃだめ」と相談者の兄が仕事をするように提案するより兄に何かがあったことに決め付けて兄より相談者本人が自立する年であると本人に主題を帰結（6月17日）

このような例を見ると、司会者は相談者が相談しようとする主題から離れて相談者本人に問題を帰結させたり、突然対話を遮断して主題を他の話に移行させる、曖昧で不明瞭な表現を用いる、あるいはちゃかすという方法を用いて、相談内容を司会者が組み替えて再定義して構成するということが頻繁に行われているのが分かる。

⑤主導権の主体

最後に、司会者が番組における主導権の主体として急に話を遮断したり転換したりする際のパターンを見てみる。

[事例]

1. 「今、ちょっとお知らせ入れるからちょっと待ってください」とCMに移行（多数）
2. 「どうもどうも。失礼します」「どうもありがとう」と終わる。しかし、最後の段階で司会者がコメンテーターと相談者の間に続いている対話に突然入って話を遮断して「一応、ほら。どうもどうも」など、時間的制約の理由で無理に相談を終わらせるシーンが多く見られた（多数）

このような例は、進行上の必要不可欠なものである。主導権の主体として司会者がふるまうことは、番組の進行役としての司会者に与えられた権限であり、分析結果からそれを説明するのはトートロジーでしかないだろう。しかしながら、相談途中に相談者の会話を遮って強引にCMに入ること、あるいは放送のスケジュールによって突然相談を遮断するというテレビジョンの

文法は、相談の主導権が相談者やコメンテーターではなく完全に司会者にあること相談者、コメンテーター、視聴者に強く印象づける役割を果たしていると考えられる。

以上、進行上のテクニックについてまとめると、司会者は相談者に対して身上に関する基本的な質問から具体的な相談内容についての詳細な質問を行うが、そのなかで相談者に対して上位から高圧的な態度でたたみかけることによって、相談者の発言の機会を奪っている。また、司会者は相談の内容から離れ他の違うケースを用いて相談内容を矮小化し、違う問題へと再構成するのである。

(2) コメンテーターの発言

①スタジオの空間構成

前項では司会者の発言を分析したが、ここでは、主にコメンテーターの発言を分析することによって、司会者／相談者／コメンテーター／観客といったスタジオ空間を構成している諸要素の関係を浮かび上がらせたい。

コメンテーターの発言を分析した結果、まず顕著に見られた特徴はその言語表現の形式とその内容である。まず形式についていえば、特に前述の司会者の言語表現と比較した場合にその違いが明確になる。その形式については、ほんの一例を挙げても、「しっかりしていらっしやる」「おっしやる」「お母さま」など、非常に丁寧で柔和な表現が用いられている、これは、強い口調で叱責・詰問する司会者の表現とは対照的である。

さらに、その内容を見てみると中立的で、客観的に状況を分析し、提言を行うものもあったが、「夫と別れたことは良かったわよ。そんな男と10何年もずっと一緒じゃなくて良かったんじゃない」（6月7日・コメンテーター女）、「旦那の両親の事は何も考えなくていいよ。何言っても気にしないでいいよ」（6月27日・コメンテーター男）など、相談者を慰め、同情する発言が特に目立った。

こうした表現の様式と内容からは、スタジオという空間の中でコメンテーターに割り振られた同情者としての役割がうかがえる。コメンテーターの役割が、必ずしも相談に対する回答者ではないことはデータの上からも述べたが、発言内容はそれを裏付けているといえるだろう。また、コメンテーターの発言の中で、司会者の意見や進行に対して意義を唱えるものは見当たらなかった。相談者と司会者の間の主従関係が成立していることは確認したが、

このようなコメンテーターの在り様は、さらに司会者を権威づけ、相談者を同情される弱い存在へと固定化する作用を持つと考えられる。

このように、相談者／司会者／コメンテーターの不均衡な関係が言説分析から見られるが、それらはトークの相互作用を通じてのみ形成されているわけではない。第2章で言及したようなメディアに固有の技術的コードやコンテキストが、トークに影響を及ぼしていることが次のような点から垣間見える。例えば、相談者の声を表象する際に用いられる電話機は相談者を匿名的で断片化された存在へと押し込む装置として機能している。現代のテレビジョンでは視聴者とやりとりを行う際に、技術的には電話機など必要ないが、“電話相談”であることに特別な意味がある。映像に映ることで身振りや手振りを交えて話すことができ、また肩書きと権威を与えられた司会者やコメンテーターと、受話器を媒介した〈声〉として表象される相談者の間にはそもそも大きな差異があるのである。例えば、司会者が相談者を叱責する際に頻繁に見られる、急に受話器を持ち出して「もしもし?」と強調するしぐさなどは電話機の装置としての作用を象徴しているといえるだろう。

また、スタジオにいる観覧者もそのような装置としての働きを持っている。1回の放送分につき観覧席の映像はおよそ3－5回にわたって映されるが、それらの多くは、相談者が司会者やコメンテーターに叱責されたり、あきれられたりした場面に集中している。例えば6月20日分では、女性コメンテーターの相談者に対しての「甘いなあ」という発言の後に、観客たちがため息をつく様子が映されている。さらに21日分では、司会者の「恐らく今日いらっしやるお母さんのなかにも『わたしの方がもっとつらかった』って方もいらっしやるかもしれませんね」という発言の後に観客を映している。これらは、ある種の世間・世論の代表として表象する装置として配置されているのであり、相談者だけでなく視聴者も納得させる効果を持っているように思われる。

②規範の表出

コメンテーターの発言を詳細に見ていくと、相談者を慰め、勇気づけようとするなかで様々な規範や価値基準が現れている。池田が『『悩み事』を問題として認識するためには規範的な観点が必要とされる』¹⁹と述べているよ

¹⁹池田、前掲論文、38ページ。

うに、相談言説において規範が現れるのは極めて当然のことであるが、ここでは、相談者とコメントーターとの対話においてコメントーターの発言に明示あるいは暗示される規範を、男女の固定的な役割に関するもの、家族・家庭に関するもの、社会に関するもの、子供・教育に関するもの—の4つに大きく分けて、それらが伝統的価値観によるものか、新しい価値観によるものかに分類した²⁰。

次の表4を見ると、男女および家族についての規範に関しては、女性は女性らしく、男性は男性らしくといった固定化されたジェンダー役割によるものや、妻の自己犠牲によって家族を維持させようとするような伝統的で家父長的なものが見られる一方で、夫や子供よりも自分の人生が大事だというような比較的新しいと思われるものも見られ、必ずしも前近代的な価値意識だけが基準として提示されているわけではない。

もっと大きな単位である社会についての規範は、ほとんど見られなかった。これは相談内容が家庭内の問題に偏っているためと考えてよいだろう。サンプルが少ないため断言はできないが、相談内容と直接関係のないマクロな社会規範については関心がないか、そうでなければ自由主義的な規範が表れるが、ジェンダーや家族といった身近なテーマに遭遇した場合には従来のものが表出しやすいといえるのかもしれない。子供に関する規範的言説はコメントーターの発言にはほとんど見られなかったが、司会者による発言が特に目立ったため付け加えた。司会者はしばしば、相談者本人よりも、子供の将来が大事であるということを強調しているが、その場合の子供観は伝統的な家父長イデオロギーにのっとっており、「子供は次のニッポンを任せる存在」などの表現に現れているように、男女や家族の問題をナショナルな言説へと収斂させている。水島²¹は、みのが相談者の怒りに対して、その意見内容を極端に演繹して見せることにより去勢させ、「家族」共同体の維持という上位のイデオロギーに問題を回収させ、視聴者にも妥協的読みを促す戦略を用いて無機質化すると結論づけているが、頻繁に用いられる「子供が大事」という価値観の背後には、日本というナショナルな共同の維持というイデオロギーが見え隠れしている。

²⁰何をもって伝統的価値か進歩的価値かを見なすのは判断が難しいのに加え、曖昧なものも多数あったため数量化することは避け典型的なものを挙げた。

²¹水島、前掲論文、106ページ。

コメンテーターの発言の言説分析からは多様な規範が噴出してきている様が見えたが、実はこの相談言説のフローの中では、これらがさほど重要な位置を占めてはいないことが明らかになる。

【表4】規範的言説の一例

区分	伝統	進歩的
男女	<ul style="list-style-type: none"> ・男は生涯愚痴を言うな (男) ・男は浮気をするもの (男) ・女性が折れるべき (女) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男の子が家に帰って弟の面倒をみることは素晴らしい (女)
家族	<ul style="list-style-type: none"> ・旦那の実家の問題は長男に相談する (男) ・お父さんがいない場合、お兄さんがお父さんの役割をしていくのが普通 (男) ・嫁の立場で旦那の家族の問題を発言したらご主人が難しくなる (男女) 	<ul style="list-style-type: none"> ・旦那の両親のことは何も考えなくても良い (男) ・姑との関係より家庭を大事に守っていくべき (女) ・夫婦・子供と一緒に野球やサッカーを見に行くことは良いこと (女)
社会		<ul style="list-style-type: none"> ・高校だけとか、大学とかあまり答えなくてもいい、学校はあまり大事ではない。自分が好きなことをやればいい。学校より友達が大事 (男)
子供	<ul style="list-style-type: none"> ・かわいい子には旅をさせること (司会者) ・子供は次のニッポンを任せる存在 (司会者) ・別れたら子供は自分の分身ですから (男) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供は親から独立していく (司会者)

(3) 解決策の提示

これまでの分析からは司会者およびコメンテーターの役割が見えてきたが、ここでは、同コーナーにおける最終的な帰結点として、相談者が悩んでいる相談内容についてどのような解決策が提示されているのかを見る。

相談内容についての解決策の判断としては、鶴見²²の分析枠組みを参考にして相談者と司会者／コメンテーターの間のコミュニケーションの傾向とし

²²鶴見、前掲論文。

て表れた形式を分類した結果、次の表5に示したように5つの傾向が見られた。まず、解決策の5つの形式について事例を見ることにする。

【表5】相談内容についての解決策の提示

解決策の提案区分	件数	比率(%)
相談者の悩みに対して直接的な解決策を提示	2	10
勇気を与えて慰める	5	25
我慢して努力を求める	7	35
解決の意思なし（非難・詰問・曖昧な態度）	5	25
関与しない（相談者の好きにきなさい）	1	5
全体件数	20	100

①解決策を提示

【事例】（6月13日）

相談内容：
7年前から婚

が月に1-2回しか帰ってこない、生活費も入れてくれない。

解決策提示：帰ってこない理由をチェックして婿が言っていることが本当かどうか確認してから良くない事をしている婿であるならば、家には入れないルールをつくることを提案。

このように、具体的な解決策を提示するもの、解決に向けた方向に導くものは2件しか見られなかった。

②勇気を与えて慰める

【事例】（6月26日）

相談内容：孫の不登校が心配、高校までは卒業してほしい。

司会者：シャープという大きな世界的な電気メーカーがあるじゃないですか。あの作った早川さんだって、小学校に上がるか上がらないかのときにね、お前は親もいないから家で預かっているのも大変だからといって奉公に出されてよ、日本で最初に電子レンジ、日本で最初にテレビを作った人よ。あなたのお孫さんが将来、あなた、大臣になるとかいろんな可能性を持ってるんだよ。それを考えたら、若者が今どういう生活しているかな。疲れたら帰っていらっしやいというくらいの気持ちを持ってあげた方が良くと思う。いい子でしょう、いい子でしょう。

相談者：いい子です。

コメンテーター男：2人で温泉でも行って話をした方がいいや、お祖母さん。

相談者：気が楽になりました。

司会者：楽？だめだめ、いつでも死んでもいいなんて。お祖父ちゃんに

も宜しくね。

この解決策の提示は、相談者が心配している問題について直接的な問題の核心から離れ、いつかは良くなるからと成功例を用いて慰める。

③我慢して努力を求める

[事例] (6月6日)

相談内容：主人がパチンコに負けて帰ると目つきが怖くなり、物に当たる。

コメンテーター男：ある意味お父さんの趣味としてはさ、そんなに家庭を崩すレベルではないよね。誰だって勝負事に負けたときはね、いらいらして物の一つに当たってみたくあるときもあるけれども、だけど程度っていうものがあるわけ。そういう程度を超えたときは考えなくちゃいけないということですよ。でもご主人は程度を超えてらっしゃる。

司会者：あなたも大変かもしれないけど、パチンコだけにたまに切れるとあってまして、でも、まあ頑張ってください、うまく。

相談者の悩み事について問題自体を縮小し、まだひどい状況ではないので、あなたが頑張ると突き放す。

④解決の意志なし

[事例] (6月12日)

相談内容：両親と弟の夫婦が仲良くなかったが、母が亡くなった後、父が家に弟夫婦を入れることを認め、入ってからは弟のやりたい放題の状態、父に食事も作ってくれない。

司会者：あなたがこういうことじゃなくて弟がお父さんと会話をばんばんさせるようにしないと、それからちょっともう一つ言ったけど自立してください、お父さん。

相談者：はい。

司会者：じゃ、それだけ！どうも、どうも。

当事者ではなく第三者の相談のあなたが口を挟むことではないとあしらう。

⑤関与しない

[事例] (6月19日)

相談内容：再婚の夫が住宅ローン含めて借金1億、1カ月150万円の返

濟額、娘の結婚に影響を心配。

司会者：我慢するって何を我慢する。借金の返済を続けなきゃいけないでしょう。自己破産すると世間の目が悪いから、払い続けるんでしょう？できるならおやりなさい。

相談者：はい。

司会者：そういうふうに言えば我々が言うことじゃないもの。

相談者の話を疑ってかかり、我々が関与することではないと突き放す。

データからいえば、全体20件の相談件数の中で直接的に問題解決策を提示したものは2件（10%）にすぎず、90%が、同調して勇気を与えながら慰めたり、あるいは相談者に我慢や努力を求めたり、または、相談について非難や曖昧な表現を用いることで相談の自体をうやむやにするなど、問題解決を志向していない。

前項で、問題解決への志向性から質問を分類した結果、悩みと直接に関係がある、あるいは問題の所在を明らかにするため行ったと見なされる質問が57.9%にすぎなかったことから、相談内容について、具体的・現実的な問題解決へと導こうとする傾向はそもそも弱いと見なすことができるが、番組の全体構造として見るならば、司会者による導入部分を経て、コメンテーターと相談者の間で親密なやりとりが行われ、そこでは様々な規範が噴出するものの多くの場合、最後には相対化され、努力や我慢といった相談者個人の問題へと回収されているといえる。

3.3. 考察

第2章で相談言説をめぐる先行研究を概観した結果、それらは、方法論として相談言説を用いるものや言説のなかの一部を分析したものにすぎず、相談番組の全体構造、さらには相談言説が氾濫しているメディア状況全体を考察したものはなかった。この研究の知見としては、分析対象期間を長く取り、番組の全体的な流れを中心に見ることによって、番組に存在するパターンリズムを確認したことがまず挙げられる。分析対象期間の1カ月を通じて、相談内容や相談者の属性に関わらず、司会者の進行テクニク、コメンテーターの発言における規範の表出、解決法の提示パターンにほぼ違いが見られなかった。

全体の流れにおいて大枠の傾向として確認できるのは、これまで見てきたように、司会者が質問し、その後コメンテーターが励まし、勇気づけるが、

最終的に明示的な解決方法は与えられないという番組構造である。そこでは結局のところ相談は脱意味化されてしまう。

また、このようなパターンリズムの存在は、相談言説がテレビの文法やその置かれたジャンルといったコンテキストによって固定化されていることを示唆しており、第2章の理論研究で述べたような高度に媒介された相談であることを裏付けている。そのような流れを通じて次のような実践が行われていることを示唆しておきたい。

①パフォーマンスを通じたドラマ構成

分析対象期間を通じて司会者／コメンテーター／相談者というそれぞれの行為者は、逸脱することなく個々に付与された役割を果たしていた。つまり、司会者は彼独特の口調や進行テクニックを発揮し、芸能人としてのコメンテーターは自らの経験を基に語る。その結果として、ドラマ的なストーリーが構成され、毎日繰り返されていく。近年、テレビにおけるトークに関心を特化させている Andrew Tolson²³は、現代のトーク・ショーの一部である相談言説への視点として、フェミニズムからメロドラマへの視座転換の必要性を主張している。つまり、昼の時間帯に放送される相談言説が女性の抑圧された声を救い出すことによって、女性のネットワークを広げ、女性に力を与えるというような楽観的な見方を押し、それらが一般人によって演じられるメロドラマにすぎないとしているのである。伊藤²⁴によれば、ドラマの構造における共通性は様々な対立構造が用いられることにある。これまで見てきたことから分かるように、相談言説が支配的な観念と新たな規範などが噴出する空間であることを考えると、その在り様はドラマとしての一面を持っているといえるだろう。

②スタジオにおけるヒエラルキーの形成

司会者およびコメンテーターの発言の言説分析からは、やりとりを通じて不均衡な関係が増幅されていく過程が見られたが、相談が行われるスタジオ空間における電話機や観客といったテレビに固有の要素も重要な装置として働いていることが分かった。権威を与えられた家父長的な司会者、決して司会者に意義を唱えることはなく司会者に対しては従順であるが、相談者に対

²³Tolson, A. (eds), A. Television Talk Shows: LEA, 2001.

²⁴伊藤守「テレビドラマの言説とリアリティ構成」伊藤守・藤田真文編著『テレビジョン・ポリフォニー』世界思想社、1999年。

しては上位から語るコメンテーター、正当性を与えられた世論として存在する観客、アプリオリに主婦であることが決定づけられ、電話機という装置を通じた声という断片化された存在の相談者、の間のヒエラルキー的な構造が形成されているのである。

4. 結論にかえて

本稿で扱った事例はほんの一部ではあるが、以上、現代日本のテレビジョンに氾濫している相談言説の一断面を明らかにした。ここから示唆されることは、テレビ人生相談番組における“相談の喪失“という事態である。相談に対して必ずしも具体的な回答は与えられず、個々の登場人物による固定化されたパフォーマンスを通じたドラマが繰り返されているという様相が垣間見える。このような結果は、これまで素朴に相談番組は相談番組として捉えられ、分析されてきたが、そのようなアプローチがすでに機能しないことを物語っているといえよう。

本稿では何故そのようなドラマ化された相談が視聴者に受け入れられているのかといった問題へは考察を進めていないが、このような点は相談言説によって実践されているものとして挙げた2つの論点と結びついていることが予想される。媒介された相談言説の個別具体的な分析を進めると同時に、見田が試みたようにそれらを通じた視聴者や社会状況の分析へと視座を広げていくことが今後の課題である。

学位論文審査報告

別府三奈子

「米国ジャーナリズムの職業規範に関する
史的分析—20世紀初頭におけるプロフェッション論の
理念形成と制度構築の経緯を中心に」

〔論文の概要〕

日米のジャーナリズムを比較してみると、編集権に対する意識の相違、記者クラブの存在の有無、企業ジャーナリストと呼ばれる特色の有無など、職業の基底部に大きな隔たりのある部分がある。このような「ジャーナリズムにおける日米の体温差」は、職業観や職業意識の差からくるものと筆者はみている。それでは、アメリカにおいてジャーナリズムの職業観を構成している意識の源流はどこにあるのだろうか。それを探りあてる試みが、本研究である。

19世紀後半から1920年代にかけて、アメリカのジャーナリズムは、営利追及や国防と言論の自由の間に横たわる、マス・メディアが生来的に内包する自己矛盾を露呈するような諸問題に直面した。ひとつはメディアのセンセーションナリズムであり、もうひとつは第一次世界大戦中の言論統制である。アメリカのマス・メディア（新聞と雑誌）が初めて直面したこれらの問題は、ジャーナリズムに携わる人びと自身の職業の重要性に対する新たな自覚と、改善の必要性に対する認識を生んだ。

本論文は、こうした時代の流れの中で生まれたジャーナリズム・プロフェッション論の理念の形成経緯、および、その理念を実現するために必要な制度の骨格作りの経緯について、19世紀後半から20世紀初頭を中心として文献研究により分析を試みたものである。

本論文の構成は、5章だてになっている。

第1章の「ジャーナリズム・プロフェッション論概説」では、職業社会学の立場からみたプロフェッション論の特徴と、アメリカにおけるジャーナリズムのプロフェッション化の流れを俯瞰している。

ここでは、アメリカのジャーナリズムにおけるプロフェッション化のプロセスを、3段階にわけて記述した。第1段階は独立以来1903年までとし、職業理念形成の模索期と位置づけている。第2段階は1904年から1924年までとし、あるべき職業理念として唱道されているジャーナリズム・プロフェッション論がいかにか社会制度の形をとっていくのか、その特徴を教育面と職業面から概説した。第3段階は1923年と24年に相次いで形成された職業上での職能団体による倫理綱領の制定と、教育上での学部認定制度の制定について、その意義にふれた。

さらに、19世紀の規範研究者であるガルシアのモデルを例にして、ジャーナリズム・プロフェッション論の図式化を試み、プロフェッション論のキー概念である、パブリック・サービス論に言及した。

第2章は、「プレス批判の系譜」の全体把握にあてた。職業規範の模索や改善の必要性は、職業をめぐる内外の批判に方向づけられる。プロフェッションという職業規範を選択するに至った時代背景を理解するためには、プレス批判の流れを押さえておくことが必要不可欠である。

本章では、特に20世紀初頭にプロフェッション制度の構築に影響があったプレス批判を時系列で記述した。現在は、巨大メディア資本によるジャーナリズムの圧迫によせられる批判が大きい。しかし、20世紀初頭には、不確実な情報提供に対する批判と、その改善のための文章論や記者免許制などに議論の中心が集中している点に特色がある。この時期に、「誰のための」「何のための」プレスかが、繰り返し議論されている。アメリカのジャーナリズムにおける「読者のため」「パブリック・サービスのため」という方向づけと、そのための文章作法のルール化は、この時期に模索され、マニュアル本や講義テキストの形をとって普及されていったものである。

第3章は「ジャーナリスト育成理念の模索（1777-1903年）」である。改善の必要性が認識されたにせよ、それとプロフェッション論が結びついた理由の一部には、アメリカのその時代の社会風土としての特殊性が見逃せない。ここでは、なぜプロフェッション論なのか、なぜ教育なのか、というふたつの疑問を解くために、当時の社会改良運動の風潮や教育改革の流れと、ジャーナリズム改善の動きを連動させ、ジャーナリズム改革運動の性格を立体的に分析するように努めた。

19世紀後半に成功するセツルメントなどの社会改良運動や、モリル法の施

行などによる教育制度改革などの成功の恩恵をジャーナリズムが受けるのは、20世紀になってからである。19世紀後半におけるジャーナリズム改善の動きそのものは散発的で、模索と失敗が続いている。しかし、この時期に行われた議論や失敗した試みが、やがて他の改良の動きを手本としつつ、20世紀前半のジャーナリズム・エデュケーション・ムーブメントに結びついていったのである。

第4章は、ジョゼフ・ピューリツァーの足跡の中で、特にジャーナリズムのプロフェッション化に関する部分の掘り起こしにあてた。ピューリツァーは、ジャーナリストを「編集」に特化したプロフェッションであると明確に定義づけ、さらに編集プロフェッションとしてのジャーナリストを輩出するためには大学におけるプロフェッション教育施設とプロフェッション知識体系の形成が必要であると唱道し、行動した。

ピューリツァーのジャーナリズム・プロフェッション論には、3方向からの強い抵抗があった。第1は、新聞界・大学界双方からの「大学記者教育無用論」に立脚した批判である。第2は、寄付先のコロンビア大学総長との、寄付構想の実現を託す諮問委員会の人選をめぐる対立である。第3は、教育の必要性は認めつつも、プロフェッション教育までは不要である、一般教育で十分である、という教育方法を巡る記者教育賛成者間の対立である。ピューリツァーはこれらのひとつひとつに反論を加え、巨額の財産を死後にたくしつ、プロフェッション教育の場の創出にこだわり続け、実現した。

ピューリツァーに対する日本での評価はあいまいで低い。イエロー・ジャーナリズムは有名だが、ニュー・ジャーナリズムの貢献はあまり評価されていない。しかし、ピューリツァーに対する評価ができないこと自体、アメリカのジャーナリズムを方向づけてきたプロフェッション論の重みを理解していないことのあらわれである。史実に対する誤解も多い。本章では、先行研究の不備を修正・補完する目的もかね、これらの壁をピューリツァーが乗り越えていく経緯について、史実の詳細記述にも紙面をさいた

第5章は、4章でのピューリツァーの言動に代表されるジャーナリズム・プロフェッションの理念が、単なる一理想形にとどまらず、その後百年のアメリカの職業観を方向づける規範として定着するに至った経緯の掘り起こしにあてた。

現在のアメリカでジャーナリズム改善に大きく貢献しているのは、様々な

職能団体と大学教育である。すなわち、A S N E（米国新聞編集者協会：1922年設立）に代表される記者個人の職能団体と、A E J M C（米国ジャーナリズム&マス・コミュニケーション学会：1912年設立）に代表されるジャーナリズム研究・教育者の団体という2つの車輪および実践の場と教育の場の人的・質的相互交流というシャフト（大学ジャーナリズム学部認定基準制度：1924年制定）である。この「2つの車輪およびシャフト」という3つのパーツから成る社会システムの骨格は、ジャーナリズム・プロフェッション唱道者の代表格だったウイスコンシン大学のウィラード・ブライヤー博士（Willard G. Bleyer：1873-1935）が関わって作られている。

別の見方をするなら、ブライヤーの「ジャーナリズムは“パブリック”のためのサービス業であり、免許制度に拘束される組織体を持たない専門機能（unorganized profession）である」というジャーナリズム理念が、当時の記者や学者たちから広く支持された、ということである。また、この理念のもとに働くジャーナリストを育てるには、総合大学で施す編集プロフェッションのための専門教育課程「ブライヤー・アプローチ」が適している、というコンセンサスができていったことをも意味している。

現在の日本には、ジャーナリズムのプロフェッション教育施設がひとつもない。さらに、ジャーナリズムの規範を支え改善するシステムとしてのアカデミズムとジャーナリズムの交流もほとんどない。本章は、この日本の現状を意識しながらの記述となった。具体的には、①プロフェッションの制度構築に尽力したブライヤーのジャーナリズム論の内容、②プロフェッション教育を提供する学部の認定基準制度構築にいたる教育界内部の議論の流れ、③プロフェッション制度を支えるアカデミズムとジャーナリズムの連携部分を支えるシグマ・デルタ・カイ（SDX）の創設と活動の変化、④これらの組織や制度をつらぬくプロフェッションの理念を継承したブライヤーの教え子たち（ブライヤー・チルドレン）の特徴、という4方向から、プロフェッション制度の骨格に関する形成経緯を記述した。

SDXは、大学教育の場でプロフェッション唱道者たちが強力に方向づけをすることで成長しており、その後のアカデミズムとジャーナリズムをつなぐ非常に重要な組織である。ブライヤーズ・チルドレンたちは、その後の制度構築の充実を担うことになる重要なファクターである。

以上の5章をもって、アメリカにおけるジャーナリズム・プロフェッショ

ン論の源流に関する研究となっている。なお、研究資料として、次の5項目が取められている。

- ・ジャーナリズム・プロフェッション論関連年表
- ・主要ジャーナリズム・エドゥケーター略歴ファイル
- ・『ジャーナリズム・クォーターリー』誌関連論文リスト（1924-1963年）
- ・『クイル』誌関連論文リスト（1912-1935年）
- ・ピュリツァー論文（1904年）全訳

[論文の評価]

米国では、ジャーナリストを医師や弁護士と同様にプロフェッションと見なそうとする考え方が、大学におけるジャーナリズム教育のなかで大きな流れを形づくってきた。本論文は、そうした考え方の淵源にさかのぼって、それが形成されていく過程と、それに基づいて大学でのジャーナリズム教育が構築されていく経緯を、19世紀後半から20世紀前半にかけて詳細に分析したものである。

その際、「ジャーナリズム・プロフェッション論」、すなわちジャーナリストはひとつのプロフェッションであり、そのアイデンティティはパブリック・サービスにあるという捉え方に一貫して立つ。そして、「ジャーナリズム・プロフェッション論」という知的潮流を浮かび上げさせ、その系譜を歴史的にたどり、その内容を解明している。その系譜を踏まえうえて、ジャーナリズム教育の問題をめぐる今日の米国における矛盾と葛藤をよく描き出している。また、日本の状況への的確な示唆も与えている。

また本論文は、米国ジャーナリズム精神の成立を追及しているとも言えよう。つまり、プロフェッションというひとつの特定テーマの入り口から入り込んで、結果的には米国ジャーナリズム精神とか、ジャーナリズム思想の根幹に触れる形になっており、この点でも興味深い論文と言える。少なくとも、日本における米国ジャーナリズム研究のなかで、ジャーナリズム精神の本質と関連させた形でのプロフェッション論について、体系的かつ本格的に追及した論文はほとんど見当たらないと言っても過言ではないだろう。その点でも、本論文は十分、博士論文として認めるに値する。

執筆者の問題意識は、基本的に次の二つの点から出発している。第一は、1990年代にアメリカのジャーナリズムの現場で頻発した不祥事がジャーナリ

別府三奈子

ズム教育と関わっているのではないかと考えたこと。第二は、執筆者自身が体験した日米双方のジャーナリズムの違いもまた、両国のジャーナリズム教育のあり方と関わりをもっているのではないかと考えたこと、である。これらの視点は執筆者独自のもので、きわめてユニークと評価していい。

執筆者の問題意識の明解さ、視点の一貫性、歴史資料および文献の渉猟の広さ、史料分析の手堅さなどにおいて優れた論文となっており、上述したように日本の学界においてこのようなテーマではかつてない本格的な研究であり、その独創性の高さを認める。とくに国内外の単行本から学会（とくにA E J M）の論文、モノグラフなど多岐にわたり、プロフェッション化の経緯を3段階に時代区分をするなど、示唆にとむ視点をもって分析している。また多くのジャーナリズム教育者をきめ細かに追跡している手法は評価される。

他方、史料や史的記述に寄りかかり過ぎて、資料紹介の域を出ない個所も散見される。史料を提示するだけでなく、それを活用し、それを組み込んで筆者自身の議論を展開して欲しいところがある。ブライヤー・アプローチと呼ばれる、社会科学的なプロフェSSIONナル教育について、その考え方と重要性は理解できるが、その実際の内容、具体的な教授法などについては必ずしもよく伝わってこないのは残念である。

しかしながら、それらは今後の課題として筆者のさらなる研究を願うものであり、本論文がジャーナリズムをひとつの社会制度として把握し、その立場からジャーナリストの職業規範とその制度化に必要な教育システムの問題を米国の歴史過程のなかで実証的に分析している研究の意義を高く評価し、学位（博士）の授与にふさわしいものと判断する。

【結 論】

審査・試問委員会は討議の結果、申請者は上智大学学位規程第6条により、博士（新聞学）の学位を受けるにふさわしいものと認め、合格と判定した。

上智大学学位規程第16条第1項により、以上のとおり報告する。

2002年12月18日

学位論文審査・試問委員会

主査・委員長 鈴木 雄雅

副査・委員 藤田 博司

副査・委員 武市 英雄 (大妻女子大学文学部・教授)

副査・委員 花田 達朗 (東京大学社会情報研究所・教授)

学位論文審査報告

金 大煥

「齋藤実の『文化政治』と朝鮮民族ジャーナリズム史研究
— (1920-1940) —」

〔論文の概要〕

日本統治下における朝鮮言論界、朝鮮の有力新聞が国家独立のためにどのような報道を行ったのか。それは朝鮮民衆にいかなる影響を及ぼしたのか、という問いについては様々な側面から考察することができよう。この時期の代表的研究としては、日本の植民地政策からの観点で1905年から45年までの対韓言論、宣伝を分析している金圭煥論文（1959年）、朝鮮半島における新聞成立から植民地下における言論対策における日本の影響などを分析した李鍊論文（1984年）のように、日本の植民地支配に韓国の言論はいかに対処したか、または戦ってきたかという観点からの研究、論述が多かった。それらを踏まえて、本論は統治下にあった朝鮮の民間新聞（以下、民族新聞）に焦点をあて、新しい研究分野を切り開こうと試みているのが特徴である。

日本による朝鮮植民地政策は、1919年3月1日に起きた大規模な反日運動「三・一独立運動」をきっかけに、武断統治からいわゆる「文化統治」への政策転換を余儀なくされた。その文化統治期において、日本が実施した植民地朝鮮の言論政策や宣伝政策に対して、いわゆる民族新聞が、その政策の本質をどのように把握しながらも、いかに対処したのか。当時の最重要課題であった国家独立のために民族新聞がどのような貢献をしたのか、そしてどのような過ちをおかしたのか、というのが筆者の問題意識である。

従って、本論は、文化統治期に日本の植民地言論政策のなかから生まれた民族言論が統治者側政策の本質をどのように把握し、いかに対処したかの生成過程を分析することにより、従来の韓国言論史における民族言論の役割・機能を再評価することを目的としたものである。

全体は7章の本文170頁余と付録資料からの構成である。

問題提起および研究目的を叙述した第1章では、韓国言論史の先行研究を丁寧には渉し、批判と検討を加えている。韓国近代言論の前史（第1章第3節）として三・一独立運動が起きた1919年までの朝鮮言論界と、同年着任した齋藤実総督の文化統治を論述することで、本論文の骨格となる民族新聞の誕生前史とその本質的役割を説明した第2章までが導入の部分である。

第3章から新しく出現した、いわゆる民族新聞創刊時の論調と、その新聞に期待を寄せる朝鮮民衆の動向を描いている。とくに中心的役割をはたし「民族紙」と称する3紙のうち『朝鮮日報』『東亜日報』紙に着目し、言論が植民地社会の独立に向けての闘いをはじめた過程を述べている。第4章では、その民族新聞が社会・政治的状况の変化とともに掲載社説が巻き起こした事件、運動により変貌していく過程を、さらに第5章は文化統治時代、植民地統制のなかで支配者側が言論をいかようにコントロールしたか、また民族紙といえども必ずしも一枚岩でもなかった事実を提示している。『東亜日報』が親日的自治運動論を展開したが、新聞の編集に携わる現場と、経営陣との対立が起きた事例を引用しつつ、文化運動が民族解放闘争の精神を鈍化させる側面をもち、一見すれば華々しい文句による言論の展開における危険性を見事に浮き彫りしている。

第6章では、一方で言論が国家の植民地主義を唱導する機能をもちえていることを論述している。総督府の文化政治の戦略的代表紙であった『京城日報』（1906年創刊）をとりあげ、満州事変（1931年）後の民族新聞の親日的論調への変化、親日言論報国ぶりに焦点を当てている。第7章は6章までの要約と検証された結果、今後の研究課題を提示している。

筆者によれば、日本による文化統治政策は、日韓併合（1910年）直後から憲兵警察の支配に抵抗して成長した朝鮮民衆の抗日闘争の力量と、植民地収奪の深化により高揚された朝鮮民族の独立闘争に対処するための、支配者側の新しい統治方式であったと位置付けている。三・一運動以前の朝鮮社会は半封建的な生産関係が支配的であり、民族資本による産業資本が未形成であった。封建経済の基本形態も地主制であり、両班・儒生・官公吏らが、封建的土地所有者として小作農（佃戸）を支配し、搾取する社会であった。

このような社会・経済背景から、民間新聞の誕生の基礎となる資本が民族資本で形成される以前に、佃戸からの搾取に基づいて成立したことは理解で

きるにしても、それが民族資本として育成発展されたとは言えない。なぜなら、植民地主義勢力は、旧来の封建勢力が植民地支配の有用なパートナーであることをよく認識していたからである。換言すれば、旧来の支配層である封建的統治者は外来の侵略勢力と結び、売国的行為を繰り返しながら、新来の支配者による植民地支配のパートナーになることを選び、同時に、新来者は植民地経営において自らが独占的支配するよりも、封建的同盟者を前面にたて植民地政策の推進を促す道を選択したのである。筆者は、武断政治から変貌した文化政策はそのような必要性から懐柔した実際的内容として現れた、ととらえている。

山辺健太郎（1966ほか）を引用しつつ、三・一運動後の文化統治への政策転換の本質は、植民統治の根本的な変化ではなく、併合後から育成された独立のための朝鮮民衆の抵抗にぶつかり、ムチのみの統治方式からアメとムチという両面政策に転換せざるを得なくなっただけで、何も変わっていなかったと指摘する。「文化統治」を掲げた斎藤実総督の政策は、前任の寺内、長谷川両総督と本質的にはさして違いがなかったこと、斎藤総督の文化政治も、その本質は武断統治であったことが、民族新聞の盛衰に大きな意味をもつ。その文化政策を構想した中心人物—当時の首相原敬と山縣伊三朗、斎藤実、水野錬太郎、宋秉峻（ソン・ビョンチュン）—らのマイクロフィルム、書簡類を分析、検討した結果である。

原敬や親日団体「同光会」の宋秉峻らが策略し、水野錬太郎政務総監と機密費の増額、新聞発行に関する事務的な問題などを解決したうえで、朝鮮語新聞の発行が政策上で具体化された。原との政策的妥協を図った水野総監は「朝鮮統治要綱」を発表したが、従来の言論政策とは異なる各地（内地と植民地）の実情にあった言論政策の施行に至った過程を検証している。その結果として誕生したのが民間新聞—『東亜日報』『朝鮮日報』『時事新聞』（いずれも1920年創刊）の3紙である。

こうして創刊された民間新聞は自ら民族紙という名分で朝鮮民衆の代弁者たることを唱えたが、民族新聞としての役割を果たすよりは、次第に朝鮮民衆の期待に背く論調をとるようになる。すなわち、民族新聞・新聞人らは、武装抗日路線を排して、総督府が追求した合法的な枠の範囲で妥協する結果を招いてしまったのである。とくに『東亜日報』が創刊初期に見せた高い理想と気概や情熱は、実は新聞経営を安定させるために、当時の朝鮮民衆の独

立意志を利用した企業利得としてしか理解しかねない内実が明らかにされている。『東亜日報』は支配者側の論理、すなわち総督府が許す限りの範囲で、朝鮮の独立より、朝鮮民族の短所や無能を論じ、結果的には朝鮮の独立は不可能であるという親日的自治運動論を展開した事実を提示した。

こうした論調は、「民族的経綸」掲載と、「朴春琴」事件でエスカレートした。1924年の「民族的経綸」事件と「朴春琴」脅迫事件により、『東亜日報』は混乱に陥る。このとき記者たちによって行われたのが「東亜日報改革運動」であった。しかし、改革運動は総督府の圧力と『東亜日報』経営陣との妨害工作によって失敗に終わり、中堅幹部をはじめ、多くの記者たちが東亜日報社から離れてしまうことになる。

結局、2回に及ぶ記者たちの大量離職の後、東亜日報社の改革運動は挫折。社史には、この改革運動があたかも社会主義系列の煽動による事件として、また当時の李相協・編集局長と宋鎮禹・社長との不和から起因したように記録されているが、この事実は、韓国現代史のなかで起きた、1974年の「自由言論実践」を要求した『東亜日報』社記者たちを大量解職した「東亜日報事態（東亜自由言論守護闘争委員会事件－東亜闘委事件）」と、多くの共通点を引き出すことができる。

2つの事件は、時代的には別の事件であったが、社会の公器としての言論と、その木鐸としての記者を社会的公人ではなく、個人の私有財産としてみなしていた経営者と、言論を思いのままに統制したがる権力者との癒着が造った事件であった。こうした言論の構造的な問題は、韓国言論界に事あるごとに表出する。時の権力側と経営者との癒着関係、言論の自由のために戦いながらもいつも記者たちが犠牲になるという構造は、いまなお続いている。その構造原因のひとつが日本植民地下における民間新聞の誕生から始まった、と筆者は分析、指摘している。

ところで、この時期に民族言論が行った文化事業運動は、民族文化の開発と滋養に力走して、朝鮮の文化向上に寄与した面も多く見られる。しかし、植民地統治を正面から批判する代わりに、ただ単に具体的な施策—とくに教育や民生問題などに、総督府の善処を要望しながら、植民地からの民族独立という根源的な事実には目を向けず、増面競争に熱中したこともまた事実である。それは、娯楽、婦人問題、体育、芸術、文化などに力を入れ、民族文化の発掘も一種の復古主義へと進められ、生活改善、豊かな生活の追求とい

う個人的な次元に民衆を閉じ込め、植民地統治という政治的現実と、経済・道徳・教育・文化などを切り離して、積極的な民族解放闘争の精神を鈍化させる一翼を担いだ一面ととらえられよう。

『朝鮮日報』『東亜日報』両紙が繰り広げた文化運動は、民族文化の発掘および保存運動として寄与した面も少なくなかったが、1932年から宇垣一成総督が政策として押し進めた心理開発や自力更生、農工並進、農漁村の振興運動の下、むしろ日本の大陸侵略戦争遂行のための物的・人的資源の収奪や動員を、側面から支援する結果を生み出した。さらには民族思想を絶滅させようとする政策に、積極的に協力したのも一部の民族新聞であった。

日本が侵略戦争を拡大するにつれて、言論統制の主な対象は、やはり民族側言論であった。『東亜日報』『朝鮮日報』『朝鮮中央日報』などの代表的民族新聞はその存続を当局に認めさせるための対価として、その論調や紙面から総督府に対する批判をほとんどなくしてしまう。とくに日中戦争後の改良主義者、民族主義者の対日協力は、それが自発的な意思によって行われなかったとしても、民族的立場からは、許されない罪過であった。なかでも筆者は、「志願兵」の勧誘、物資金品供出の督励などは、民族の血と財産を売り渡す行為とみなしている。

筆者は、言論報国をもって植民地総督府に忠誠を尽くす姿勢、「親日言論報国」と化した民族紙の協力態勢は再評価されなければならない、と指摘する。『東亜日報』『朝鮮日報』など総督府が許可した民間言論も、体制批判が許容されない言論環境のなかで、政治体制に支障を及ぼさない限り2千万民衆を代表する表現機関であるかのように振舞った。停刊や押収などの行政処分や司法処分などが繰り返されながらも、実は植民地統制体制に望ましい言論機関に育成されてしまったのである。

三・一独立運動以降、国権回復への民族感情が充満した当時、民族の名を標榜することが、企業にとって最も貴重な資本とさえなった。その結果、1920年以降の『朝鮮日報』『東亜日報』両紙は、「民族精神の涵養」、「新文化建設」など華々しい謳い文句の下で、実は実力養成主義、自治論などを主張しては民族独立勢力を批難し、政治体制が期待する言論報国紙のような役割を自負してしまった。いわゆる「日の丸抹消」事件（1938年）と日中戦争を契機に、それは忠誠競争に入るようになる。植民地下言論で、朝鮮民族において最も重要なことは祖国の解放であった。しかし、その末期には抵抗らし

い抵抗もできず、体制に準じる民族新聞の存在は、抵抗した植民地言論という通説の歴史観のなかで、再評価されなければならないだろう。

〔論文の評価〕

朝鮮（韓国）における近代新聞の研究は、日本をはじめとした諸外国の影響をぬきにして語ることはできない。とくに20世紀前半における日本の統治支配は、朝鮮の新聞や言論のあらゆる面を規定したことは言うまでもない。本論文はその政策転換に大きな影響を与えた1919年の三・一独立運動による武断政治からの文化政治へ過程で誕生した民族紙、民族ジャーナリズムに関する研究として、筆者があらたな地平線を切り開こうとしたものである。本研究はそうした、未開拓の分野に目を向けた着眼性、これまでの朝鮮総督府または権力側からの言論弾圧や統制にかかわる研究から一步脱して、朝鮮民衆からの視点と統治側への抵抗を示した民族ジャーナリズムの生成過程を論じようという試み、さらに日本語・漢語・ハングル語が使いこなせることで日韓双方の資料を駆使した点などに、独創性とこれまでの研究論文を越える優位性がある。

本論文は既存の研究をうけて、植民地統治が武断政治から文化政治へ転換し、植民地下の朝鮮で民族紙が登場した1920年代から、それらが強制的廃刊に追い込まれた1940年代までを対象に検討、考察を加えている。そこには、これまでの通史的観点から一步詳細な分析、検討を試みようとした意欲がうかがえる。同時に本論文では、通説の韓国言論史の時代区分をさらに、1920年から23年までの三・一独立運動の影響を受けた1期、24年から29年に至る種々理論的闘争が展開された2期、30年から36年までの総督府と良好な関係をもちつつ、新聞の事業拡張と競争に明け暮れた3期、37年から40年の民族史が廃刊されるまでの親日言論時代、の4期に分類している。それは包括的、かつ歴史横断的な言論史研究が多い中で、縦に掘り下げる分析が必要な時代に入ったことを意味し、その分類の明解さとともに評価できる。

次に、斎藤実朝鮮総督に注目して論を進めた点は注目に値する。三・一独立運動は、従来の武断統治方針に疑問を呈するきっかけとなった。責任をとった長谷川好道総督の辞任を受けて着任した斎藤総督は、日本帝国に対する朝鮮社会からの批判や抑圧の不満が、ますます先鋭化し過激化する時代にそ

の任を受けたことになる。民族紙の登場は、三一独立運動による植民地独立に対する確固とした意思が社会から示されたにしても、融和・懐柔政策に転じた植民地統治の結果から生じたものととらえられる側面もある。勃興から消滅にいたる過程で民族紙は民衆が期待した機能—独立という民族的希求—を十分に発するどころか、実は本質的な部分で本来とるべき行動、意思表示を行わなかったという、民族言論活動が落とした暗い影であることを指摘している。そうした「負」の歴史を真正面からとりあげたことは評価されよう。

一般に、朝鮮植民地統治に対する民族新聞は表面上常に反発する姿勢を示し、これに対する処罰として販売禁止や差止め処分にも耐えてきた、と理解されている。しかし、それは実は新聞経営の環境を向上させるため、民衆心理を効用させるだけのポーズだったのではないか、という側面も興味深い。「朝鮮民衆の独立意志を利用」した路線をとることによって、民族新聞は「武装抗日路線を廃して、日本帝国が追求した合法的な枠の範囲で妥協する結果を招いてしまった」と指摘し、植民地下で言論活動に携わった民族新聞は、いったい誰のためのメディアだったのかを問うているのである。これは大変重要な指摘で、歴史的アプローチから何を学ぶのか、という命題を投げかけている。

第三に、本論文が日韓両サイドの第一次資料にあたっている点、資料的価値が高い。日韓のメディアに関する研究では、資料の面で過去の負にかかわる資料の散逸、加えて歴史的資料は、韓国および日本の両国で負わなければならないが、その際日本語、ハングル語の両方が自由に使いこなせないことがこれまでの研究の限界でもあった。そのような中で、本論文は韓国にて多くの執筆時間を費やし、特に韓国の史資料に重点的にあたることによって論文に深みを加えようとしたところも評価できる。

第四は、一方的なジャーナリズム機能論ではなく、民族紙でなくとも容易に陥り易い、いわば言論活動の葛藤を浮き彫りにした視点をもっている点である。植民地統治という政治体制の下では、権力に対峙するはずの言論機能のもつ新聞が自己矛盾している事実を、民族紙の興亡をとおして浮き上がらせる一方、総督府機関紙の『京城日報』をとりあげ、新聞が国家の植民地主義を唱導する機能ももちえることを実証し比較しているからだ。多くの新聞人の苦悩をとりあげていることも評価される。

金 大煥

本研究の限界性については、すでに筆者が論文中で指摘しているが（第7章）、(1) 民族言論を『東亜日報』と『朝鮮日報』の2紙に限定してしまったことで、これを一般的な考察結果として、現在の韓国言論界が抱える矛盾のレベルにまでひき上げることは不可能であったことや、(2) 斎藤が掲げた「文化政治」がどのような過程を経て実行段階にうつされたのかという、政策過程に関する背景とより深い考察、(3) 新聞経営と民族言論展開の関連性により説得力のある資料提示の必要性などについては、研究と資料収集を継続することによってさらに深み加わることを期待する。

以上いくつかの課題と細部については不十分な点も見受けられるが、両国の史資料を活用し、歴史のかなたに横たわっていた植民地政策下の朝鮮言論の一側面を韓国言論の視点から具体的なテーマ性をもって掘り下げたことは、今後の日韓の新たな研究活動に重要な研究論文であると言える。

本研究の意義を高く評価し、学界に寄与する点が大きいと考え、博士（新聞学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

【結 論】

審査・試問委員会は討議の結果、申請者は上智大学学位規程第6条（論文博士）により、博士（新聞学）の学位を受けるにふさわしいものと認め、合格と判定した。

上智大学学位規程第16条第1項により、以上のとおり報告する。

2002年12月18日

学位論文審査・試問委員会

主査・委員長	鈴木 雄雅
副査・委員	金山 勉
副査・委員	春原 昭彦（上智大学名誉教授）
副査・委員	李 鍊（韓国・鮮文大学新聞放送学科・教授）

学位論文審査報告

韓 永學

「反論権に関する研究－日本における 反論権論の再構築を目指して－」

〔論文の概要〕

今日、報道による人権侵害の問題は日本のメディアとジャーナリズムが避けて通れない重大な課題であり、大きな社会的問題ともなっている。こうした状況も背景に、近年、表現・メディアへの法的規制をめぐる試み(いわゆるメディア規制法案)がにわかに浮上している。こうしたなか、従来の救済制度を点検し、表現の自由にしっかり立脚しつつ、個人の尊厳と人格を確保できる新たな救済の仕組みを積極的に探求していく営為が求められている。

本論文において、著者は、こうした状況も踏まえ、反論(権)の確保という方法での救済手段の意義を再検討し、そうした制度を日本でも積極的に導入し、構築する必要があると主張している。従来、反論権をめぐる研究は、大きく日本国内の裁判を扱った研究と海外の反論権制度を紹介した研究に大別できる。しかしながら、著者の評価によれば、まず前者については、「サンケイ新聞意見広告事件」を機に一定の広がりを見せたものの、裁判所が反論権の成立を否定したこともあり、反論権をめぐる多様な側面からの探求が十分になされず、反論権の法的保障の是非を含め大半の論点が具体化されないまま残されてしまった、とされる。一方、後者の研究では各国の反論権制度をそれぞれ独立に論じているにとどまり、日本での議論に結びつける論理が乏しく、必ずしも反論権の本質への十分な示唆を与えるものではなかった、と述べられている。

このような問題意識に基づいて本論文は、日本における反論権実現の可能性を明らかにすべく、法的・ジャーナリズム的観点から、反論権への体系的アプローチを試み、反論権の本質についての省察と諸外国での反論権の実際を踏まえたうえで、日本における反論権制度の導入に向けて必要な条件とその方向性を包括的に考察している。この論文の主眼は、反論権論の再考を通

韓 永學

して、情報の受け手（市民）の視点に立脚しつつ、表現の自由に適合的な救済制度の可能性を探求することにある。研究方法としては、主に文献考察による理論的アプローチがとられている。研究範囲は、①反論権の本質についての考察（第2章）、②諸外国における反論権とその運用の検討（第3章）、③日本における反論権論の再検討と日本の言論状況を踏まえた反論（権）制度の探求（第4章）など、大きく3つの研究主題につき考察が加えられている。

本論文の構成は次のとおりである。

はじめに

第1章 序論

第1節 問題の所在

第2節 研究目的及び研究主題

第3節 研究方法と範囲

第2章 反論権の本質

第1節 反論権の概念と沿革

第2節 反論権の性質

第3節 権利救済システムとしての反論権

第3章 外国にみる反論権

第1節 フランスにおける反論権

第2節 ドイツにおける反論権

第3節 韓国における反論権

第4節 アメリカにおける反論権

第5節 イギリスにおける反論権

第4章 日本における反論権論

第1節 反論権の沿革

第2節 反論権論の再考

第3節 反論（権）導入に向けて

第5章 結論

第1節 考察の要約と結論

第2節 これからの研究課題

著者によれば、報道により批判・攻撃を受けた者が無料で同一メディア、

同一スペースでの反論の機会を保障されることを内容とする反論権制度は、表現の自由の積極的な実現及び人格権の尊重という憲法的要請と深くかかわっており、他の法的救済手段、特に民事上の損害賠償に代替する諸手段とは区別される「報道被害」の救済手段である（第2章）。すなわち、実際に法的枠組みの下で反論権を保障している国々の検討に基づき（第3章）、反論権をめぐる紛争は最初から直ちに司法判断に委ねられ決着がつけられるのではなく、当事者間の交渉による問題解決が基礎となるため、国家権力の介入の度合いにつき他の法的救済手段と同一レベルでは議論し難い、とされる。そして、反論権は被害者の意思表示に基づいて反論の掲載（放送）が行われる点でも、裁判所が権利救済手段の提示やその中身に介入し得る他の権利回復手段と区別される、とも指摘されている。

また、論文によれば、被害者が、原報道内容が不法行為を構成すると判断し強制的な救済措置を望む場合は、当該メディアに反論報道の請求とその結果に関係なく、裁判所に反論報道を含め他の救済措置を求めることができるのであって、要するに、反論権は、民事上の不法行為の成立要件を満たさなくても、当該メディアに反論報道を迫ることができ、さらに当該メディアから反論報道を拒否された場合は、裁判所に反論権の実現を請求できる段階的で、なおかつ迅速・簡易な救済手段である、とされる。

さらに、フランス、ドイツ、韓国などにおける現行反論権制度の趣旨（第3章）からすると、反論権は意見・情報の流通において弱い立場にある受け手に一定の条件の下でその流通過程に接近・参加を保障し、メディアの無分別な表現活動を牽制する意味合いも大きいため、決して「報道被害」に対する救済手段（主観的権利としての側面）としてのみ理解されるべきではない、と著者は主張する。すなわち、反論権が結果的には権利救済手段として理解されても、その裏面には公的討論の場（フォーラム）を通じて表現の自由の実質的实现と意見・情報の多元性の確保という客観的権利としての側面が内在していることを見逃してはならない、というのである。

本質論的、比較法的な検討を通して、著者は反論権の意義を次の点に求めている。一つは、当該メディア側にとって、反論権は意図しなかったスペースを割かなければならないなど編集の自由への不当な介入につながり得る側面を持つが、他の救済手段に比べて萎縮効果はそれほど憂慮されず、問題とされた言論に対するもう一つの言論による対応という衡平性を考えると、有

効な手段として評価できるということである。第二に、究極的に情報の自由な流れを促進し、国民の「知る権利」に資することがメディアあるいはジャーナリズムの存在意義でもあるから、反論権が情報の一方的な流れを是正し真実の追究を目指す方向で定着できれば、ジャーナリズム活動を根本的に制約するものではない、という点である。そして第三に、真のジャーナリズム活動には、法的強制とは関係なく「報道被害者」に一定の反論・反駁の機会を許容することも予定しているのではないか、ということである。

ところが、反論権は決してすべての「報道被害」に有効な解決手段ではないことも論文では指摘されている。すなわち、反論権は原報道に対し反論・反駁の機会を提供することにより被害救済につながるような内容の「報道被害」には有効であるが、プライバシー侵害などの「報道被害」には適切な権利回復手段になるとは限らないからである。しかも、論文によれば、反論権が他の法的手段に比べてメディアに及ぼす萎縮効果が相対的に少なく、有効な権利回復手段とはいえ、その国際的な評価は必ずしも積極的なものばかりとはいえない。すなわち、反論権制度の普及と強化を図るヨーロッパと対照的に、アメリカは反論権規制の余地をほとんどなくしてきたからである。ただ、アメリカにしても、イギリスにしても反論権の法制化を進める動きが一部であったことは注視しなければならないことも付言されている。

第2章と第3章で明らかにした諸論点と考察内容を踏まえつつ、第4章では判例・学説とも反論権の憲法的位置づけに消極的な日本における反論権論が再考され、日本における反論権制度の可能性と方向性が探求されている。「サンケイ新聞意見広告事件」などでは反論権の憲法的根拠が否定され、また、学界でも多数説は反論権の法的承認に消極的であるが、筆者は、人格権と表現の自由の理念的再構築を踏まえ、反論権の憲法的根拠やその制度的定立の可能性が肯定される余地は残されていると考える。もちろんこの構想には、マス・コミュニケーションの全体的な文脈から憲法次元の吟味を含め、メディアの地位や「報道被害救済」の実態などにみる受け手の地位などについても検討が加えられる必要があることも論文では指摘されている。

しかし、反論権が憲法解釈の再構築によって表現の自由の一内容として定立されても、下位立法で反論権の具体像を明示しない限り、その実現には混乱が伴う、と著者は指摘する。「同一媒体・同一分量」という反論権の一般的な要件をそのまま適用するかどうかをはじめ、権利主体・客体、権利請求

のプロセス、反論の形式・期間など権利行使の要件や手続きは何を基準に運用するかという現実的な問題に直面するからである。この点を踏まえ、論文では、プレスにも、放送メディアにもともに反論権が及ぶことを基本としつつ、メディア規制の一環として強制的な反論権の実現を図った戦前の正誤・弁駁制度から脱却し、反論権を現代的に再構成する視座から、いくつかのオプションが提示・検討されている。

まず、第一のオプションとしているのは単一法としての反論権法（仮）の導入である。ここでの反論権は、諸般状況を鑑み、ドイツ型の反論権より厳格な条件下で運用されることが想定されている。すなわち、直接関係者に、しかも列挙した実質的要件をクリアした「事実報道」に限って反論権を認める限定的な仕組みである。第二オプションとして提示されている媒体別の個別法（仮）も、単一法で想定したコンセプトに基づいており、特に、放送メディアの場合は反論権的要素を含んでいる規定（放送法上の訂正・取消放送制度）を完全に反論権制度に転換することを試みている。ここでは、BRCのような第三者機関の活用も視野に収めている。

最後に、第3章で検討したイギリスの現状なども踏まえ、反論権は必ずしも法的枠組みに拠らなくてもその目標が達成できる可能性を秘めていると考え、論文は現行自主規制メカニズムを修正・補完することによる反論の保障を探っている。このオプションは、上記二つの選択肢の行方と関係なく、ある意味では反論の法的強制を含む国家規制を阻止するためにもメディア界の自発的取り組みの一環として高い評価が与えられている。今後、プレス界にもBRCのような業界横断的な自主・自律的苦情処理機関を創設することと、両方とも反論の保障とその実現を担保する仕組みが必要とされることが提案されている。

以上、本研究では反論権の本質と諸外国の実態を踏まえつつ、日本のマス・コミュニケーション状況を踏まえた反論の仕組みが構想されている。反論（権）実現に向けて提示したいくつかの可能性（法的・自主的）は、あくまでもオプションに過ぎず、選択肢間の優劣や比較評価を念頭に置いたものではない、と著者は言う。ただ、メディアの表現活動への制約に配慮しつつ、「報道被害者」ひいては受け手の表現の自由を尊重する観点から、反論という権利回復手段が有益であるとするれば、法制度的反論保障も考えられなくもないものの、特定のルールの下で自主的に反論が保障できる風土を醸成していく

努力がより重要であることが、論文では強調されている。

〔論文の評価〕

前記「論文の概要」の冒頭でも述べたように、この論文が取り組んだ反論権というテーマは、報道による権利侵害の救済手段としても、またメディアへの市民のアクセスの回路としても重要な理論的意義を担うものであり、「報道被害」の問題への市民からの厳しい批判の一方で、これに乗じて人権擁護法案などの形で国家規制を強めようとする動きが顕著な現在の日本にあって、きわめて重大な現実的意義をもつ課題でもある。この論文はこのように、学問的にも、実践的にも重要な意味をもつ課題に正面から挑んだ本格的な研究であるが、本論文の意義ないし成果として特に以下の諸点が指摘できる。

まず研究の内容的な側面についてであるが、第一に、何よりも本研究は、反論権についての日本ではじめてと言っていい、包括的で本格的な研究であるということである。反論権については憲法学を中心にサンケイ新聞対共産党意見広告事件の判例研究や欧米のいくつかの国に即した外国法研究など、先行研究がこれまでも蓄積されてきたし、その中には優れた成果が含まれているのも確かであるが、それらはいずれも個別的、部分的の研究にとどまってきた。本研究の画期的な意義は、反論権の本質、諸外国の制度についての比較法的考察、日本における関連制度や判例、理論の総括的検討、日本における反論権制度導入案の実践的提案など反論権の諸論点につき包括的、全般的な検討を加え、反論権の全体像に迫る成果を提示している点に求められる。ここでの成果は理論研究としても、実践的な提言としても、今後の反論権研究の基礎を据えるものとして高く評価できる。

本論文で扱っているテーマは、事柄の性格上、どうしても法学的な検討の対象として狭くとどまりがちであり、従来の研究もそうした傾向を帯びてきたが、反論権はジャーナリズム研究にとっても重要な研究対象である。本研究の第二の意義としてあげられるのは、この論文では、法的な検討をベースにしつつも、ジャーナリズム論的な視点や考察を取り込む努力が払われており、これが研究に幅と奥行きを与えるとともに、議論の説得性を高めていることである。この点は、例えば、反論権につきプレスの社会的責任論の基礎付けも試みたり、制度化のオプションとしてBRCやプレス・カウンスルなど自主規制的方法も射程に収めて検討しているところなどによく示されている。

第三に、本論文は比較法研究の点でもいくつかの新しい成果を具体的に生み出している。すなわち、ここでは、著者の母国である韓国も検討対象に入れることによって、欧米偏重になりがちだった従来の研究の欠点を一定補い、比較法研究に厚みを加えていることや、フェアネスドクトリン廃止後のアメリカにおける新しい状況もフォローしていることなどにこの点が窺える。また、従来の研究のように個別国家の制度を当該国の中で完結的に考察することで終らせず、本来の意味での全体的、総合的な比較法的分析を加え、制度化に積極的なヨーロッパや韓国などと80年代後半以降制度の後退が顕著なアメリカというグローバルなレベルでのその異なった展開の方向や、反論権の対象範囲についてドイツ型とフランス型の区別などを析出している点も重要である。さらに、とりわけ注目されるのは、従来の多くの研究のように、その比較法研究の成果を単に外国の制度として紹介するというのではなく、日本への制度導入を強く意識し、それぞれの国の制度とその経験を主体的、実践的な視点から吟味・検証し、その成果を批判的に摂取しようとしていることである。

第四に、理論研究としても本研究はいくつか重要な提起を行っている。まず何よりも注目されるのは、日本では必ずしも支配的とは言い難い、反論権を積極的に捉える立場から、反論権を基礎付け、その制度化を図るべくこのテーマに果敢なアプローチを試みていることである。そして、その中で、前述したように、自主規制も視野に収めた幅広い射程の議論を展開するとともに、その主観的側面と客観的側面の区別と関係、アクセス権概念との関係、広狭のタイプの違いなど、反論権の概念についていくつかの重要なポイントがよりクリアーに整理されている点も留意されてしかるべきである。

第五に、理論研究にとどまらず、日本での反論権の制度化のあり方が法案の提示なども伴って具体的に探求・提示されているのも本論文の大きな特徴であり、重要な積極的意味をもつ点である。前述したように、反論権のテーマは、理論的な論点であると同時に、現在の日本のジャーナリズムや市民にとって逸することのできない実践的な課題でもある。本論文は、学問的な裏づけをもって、自主規制的な方法も含めいくつかのオプションを示しつつ、反論権制度のあるべき姿を積極的、具体的に提案する日本で初めてと云っていい本格的な試みであり、学界とメディア界双方で真剣に受け止められるべき画期的な問題提起を含んでいる。

次に本論文の形式的側面についての積極的な特徴として、まず第一に、本論文は相当の研究蓄積をもち、膨大な数にのぼる内外の文献を綿密かつ丹念に渉猟し、それを的確に整理・分析しつつ、自らの主張を組み立てており、先行研究を踏まえるという学問的な手続がしっかりと踏まれていることが指摘できる。第二に、論文では、概念の整理や論点の設定、節や章の組み立てなどが緻密かつ論理的に展開され、明晰な考察が丁寧に重ねられていることや、ところどころでチャートを添えることによって複雑な仕組みや手続がわかりやすく説明されるなど、叙述に工夫が施されている点なども評価に値する。

以上から、本論文は課程博士論文として求められる水準を十分に満たすものである。

しかしながら、本研究はもちろん完全なものではなく、いくつかの課題を抱えているのも事実である。まずその内容的な点では、第一に、反論権をさらに掘り下げて理解する上で、方法論のレベルとしては、著者も認めているように、この論文ではジャーナリズム論的な視点からのアプローチは必ずしも十分とは言えず、今後このテーマの探求を続けていく際には、社会的責任論と反論権の関わりからのより踏み込んだ探求、編集権や公正原則と反論権の関係の考察、意識調査も含むメディアの現場への反論権の萎縮効果の実態的研究、自主規制的な反論権の制度化の前提としての報道評議会やプレス・オンブズマン制度自体の検討など、ジャーナリズム論的視点のより本格的な研究への取り込みと考察の深化が求められることである。

第二に、理論的には、反論権を表現の自由理論の中にどう位置付けるかをさらに踏み込んで、深く考察することが必要である。本論文の基本的立場は、反論権を表現の自由理論に積極的に位置付け、そこに読み込むという見解であるが、こうした国家の積極的関与を認め、表現の自由に請求権的な権利性を付与しようとする反論権肯定論に対しては、表現の自由をあくまでも妨害排除請求権としての消極的自由として捉える有力学説から厳しい批判が向けられてきたし、憲法の表現の自由規定をもっぱらヨーロッパ的に理解する解釈にも有力な異論がありうるので、反論権を支持し、これを主張するためにはこれらを論破するだけのさらに踏み込んだ説得的な根拠付けと論理展開が求められる。また、広義の反論権を行使しうる者と狭義の反論権の行使者とともに「報道被害者」と括るのは正確とはいえないし、法的な反論権と自主規制的な方法による反論権の機能分担の明確化も必要である。

第三に、実際の、実践的レベルでも日本におけるメディアや表現に対する法的・国家的な規制強化の趨勢を考えると反論権の法的強制のオプションには慎重な検討が必要であり、自主的な方法の重要性に一層の配慮が払われるべきであることである。また、反論権の制度化に関わって、ドイツなどの例に倣って仮処分手続による救済が想定されているが、ドイツなどの制度と必ずしも同じとは言えない日本の手続では、当事者の審尋も要さず対審的構造を欠き、決定書も簡略な記載で済むなど、反論権の法的な救済・強制に相応しいか疑問があり、現行手続を前提とする場合には一定の工夫が求められよう。

次に、形式面では、第一に、全体として邦文文献にやや偏っているきらいがあり、特に比較法的な研究については、今後それぞれの国の研究文献をさらに広く調査する必要がある。第二に、専門用語や人名・事件名の表記などについては、表記の不統一などもみられ、工夫の余地がある。

以上のように不十分な点や課題もあるが、前述したように、本論文は反論権についての優れた研究成果であり、課程博士論文として認めるに相応しい実質を備えていると判断される。

[結 論]

審査・試験委員会は討議の結果、申請者は上智大学学位規程第5条（課程博士）により、博士（新聞学）の学位を受けるにふさわしいものと認め、合格と判定した。

上智大学学位規程第16条第1項により、以上のとおり報告する。

2002年12月18日

学位論文審査・試験委員会

主査・委員長	田島 泰彦
副査・委員	鈴木 雄雅
副査・委員	武市 英雄（大妻女子大学文学部・教授）
副査・委員	右崎 正博（獨協大学法学部・教授）

資料

1 文学部新聞学科
(1) 開講科目・担当 (2002年度)

授 業 科 目	単 位			週時間数		職 名	担 当 者	履修年次	備 考
	必修	選必	選択	前期	後期				
《学 科 科 目》									
〔必修科目〕									
コミュニケーション論	4			2	2	教授	石川 旺	1	
ジャーナリズム研究	4			2	2	教授	鈴木 雄雅	2	
時事問題研究	4			2	2	教授	橋場 義之	2	
国際コミュニケーション論	4			2	2	教授	藤田 博司	2	抽選科目(注)
人間行動とマス・メディア	4			2	2	教授	藤音 好宏	3	〃
マス・メディア論	4			2	2	教授	田島 泰彦	3	
マスコミュニケーション論	4			2	2	教授	田島 泰彦	4	
演習Ⅰ(新聞)	2			2	2	教授	植田 康夫	1	Aクラス
演習Ⅰ(新聞)	2			2	2	教授	植田 康夫	1	Bクラス
演習Ⅰ(放送)	2			2	2	教授	植田 康夫	1	Cクラス
演習Ⅰ(放送)	2			2	2	教授	植田 康夫	1	Aクラス
演習Ⅰ(放送)	2			2	2	教授	植田 康夫	1	Bクラス
演習Ⅰ(放送)	2			2	2	教授	植田 康夫	1	Cクラス
演習Ⅱ	2			2	2	教授	山 勉	2	隔週
演習Ⅱ	2			2	2	教授	橋場 義之	2	〃
演習Ⅱ	2			2	2	教授	藤田 博司	2	〃
演習Ⅱ	2			2	2	教授	藤音 好宏	2	〃
演習Ⅱ	2			2	2	教授	田島 泰彦	2	〃
演習Ⅱ	2			2	2	教授	田島 泰彦	2	〃
演習Ⅱ	2			4	2	教授	植田 康夫	2	〃
演習Ⅱ	2			2	2	教授	石川 旺	2	〃
演習Ⅱ	2			2	2	教授	鈴木 雄雅	2	〃
演習Ⅲ	2			2	2	教授	金山 勉	3	〃
演習Ⅲ	2			2	2	教授	橋場 義之	3	〃
演習Ⅲ	2			2	2	教授	藤音 好宏	3	〃
演習Ⅲ	2			2	2	教授	田島 博司	3	〃
演習Ⅲ	2			2	2	教授	石川 旺	3	〃
演習Ⅲ	2			4	2	教授	植田 康夫	3	〃
演習Ⅲ	2			2	2	教授	田島 泰彦	3	〃
演習Ⅲ	2			2	2	教授	鈴木 雄雅	3	〃
演習Ⅳ	2			2	2	教授	金山 勉	4	〃
演習Ⅳ	2			2	2	教授	橋場 義之	4	〃
演習Ⅳ	2			2	2	教授	藤田 博司	4	〃
演習Ⅳ	2			2	2	教授	石川 旺	4	〃
演習Ⅳ	2			2	2	教授	石川 旺	4	〃
演習Ⅳ	2			4	2	教授	植田 康夫	4	〃
演習Ⅳ	2			2	2	教授	植田 康夫	4	〃
演習Ⅳ	2			2	2	教授	田島 泰彦	4	〃
演習Ⅳ	2			2	2	教授	鈴木 雄雅	4	〃
卒業論文	4					教授	鈴木 任	4	
学科学科目としての外国語	8							1・2	

授 業 科 目	単 位			週 時 間 数		職 名	担 当 者	履 修 年 次	備 考
	必 修	選 必	選 択	前 期	後 期				
〔選択必修科目〕									
《学科科目A群》									
新 聞 論 論 論 論 論		4		2	2	教 授	橋 場 義 之	2~4	
(休) 雑 誌		4		2	2	教 授	石 川 旺	2~4	
出 版 誌		4				教 授	植 田 康 夫	2~4	
映 画		4		4		教 授	植 田 康 夫	2~4	
		4		2		兼 教 授	植 田 千 葉	2~4	
《学科科目B群》									
(休) 外国ジャーナリズム I a		2				教 授	藤 田 博 司	2~4	
外国ジャーナリズム I b		2			2	助 教 授	音 好 宏	2~4	
外国ジャーナリズム II a		2		2		教 授	鈴 木 雄 雅	2~4	
(休) 外国ジャーナリズム II b		2				教 授	田 島 泰 彦	2~4	
外国ジャーナリズム III a		2		2		助 教 授	音 好 宏	2~4	
(休) 外国ジャーナリズム III b		2						2~4	
《学科科目C群-1》									
時事問題研究特殊 I (国内)		4		2	2	兼 講	岡 田 幹 治	3・4	
時事問題研究特殊 II (国外)		4		2	2	兼 講	西 川 恵	3・4	
報 道 英 語 I		4		2	2	教 授	藤 田 博 司	3	
報 道 英 語 II		4		2	2	助 教 授	金 山 勉	4	Aクラス 99年次生
報 道 英 語 II		4		2	2	助 教 授	金 山 勉	4	Bクラス 以前は必修
〔選択科目〕									
《学科科目D群》									
論 文 作 法 I		4		2	2	兼 講	仙 名 紀	2	
論 文 作 法 II		2		2		兼 講	城 山 邦 紀	3	
論 文 作 法 III		2		2		兼 講	城 山 邦 紀	3	
(休) コミュニケーションと技術		4				助 教 授	金 山 勉	2~4	
テ レ ビ 制 作 I		4		2	2	助 教 授	金 山 勉	2~4	Aクラス
テ レ ビ 制 作 II		4		2	2	助 教 授	金 山 勉	2~4	Bクラス
テ レ ビ 制 作 III		4		2	2	助 教 授	金 山 勉	3・4	
報 道 論 論		4		2	2	教 授	橋 場 義 之	2~4	
編 集 論		4		2	2	兼 講	土 野 繁 樹	3・4	
広 告 論		4		2	2	兼 講	脇 田 直 枝	3・4	隔年開講、輪講
(休) マ ス コ ミ 調 査		4				兼 講	渡 辺 久 哲	3・4	
ジャーナリズム特殊 I		2		2		兼 講	鄭 映 恵	2~4	
ジャーナリズム特殊 II		2		2		兼 講	田 島 泰 彦 (代 表)	2~4	輪講、抽選科目(注)
(休) 大 衆 文 化 論		4		2	2	教 授	植 田 康 夫	3・4	
ジャーナリズムの現在		4		2	2	教 授	藤 田 博 司 (代 表)	2~4	輪講、抽選科目(注)

(2) 教員

1、非常勤講師 (2002年4月1日～2003年3月31日)

仙名 紀 (論文作法Ⅰ)

城山 邦紀 (論文作法Ⅱ、Ⅲ)

岡田 幹治 (時事問題研究特殊Ⅰ国内)

西川 恵 (時事問題研究特殊Ⅱ国内)

脇田 直枝 (広告論／輪講)

落藤 隆夫 (広告論／輪講)

千葉 伸夫 (映画論)

鄭 暎恵 (ジャーナリズム特殊Ⅰ)

市村元、袴田直希、吉岡忍、柳田邦男、齊藤貴男

(ジャーナリズム特殊Ⅱ／輪講)

野村彰男、竹信悦夫、星浩、吉田慎一、吉田克二、木村伊量、

蟹瀬誠一、新居田真美、伊藤景子、西村欣也、小此木潔、内山幸男

(ジャーナリズムの現在／輪講)

2、研究休暇

植田 康夫 (2002年度後期～2003年度前期)

(3) 学生 (2002年10月現在)

在籍者 291名 (男110名、女181名)

1年 52名 (男 16名、女 36名)

2年 75名 (男 26名、女 49名)

3年 75名 (男 28名、女 47名)

4年以上 104名 (男 51名、女 53名)

(4) 2002年度 卒業論文題目一覧

氏名	題目
浅川 能興	メディアリテラシー教育における新聞についての考察と展望
関本 亮	21世紀における中国マスメディアの役割
歌野 寧	日・米・英の新聞にみるスポーツ報道検証
市川 央	新聞における部落差別問題報道－狭山事件をテーマに－
三重野 峰徳	戦争プロパガンダとメディア
森 高 紗代子	テロリズム・戦争報道と政府に対するマス・メディア規制の問題－ 英国・米国における事例を中心に－
中 島 弘太郎	朝日新聞に見る対韓報道－W杯以前の報道からW杯報道まで－
田 原 功 平	メディア企業の巨大コングロマリット化を考える－AOL Time warner を事例として－
田 村 慎 悟	インターネットはジャーナリズムである
田 中 将 道	技術決定論とITブームとの関係に関する考察
山 室 幸 子	少年事件報道－神戸連続児童殺傷事件とFocus－
馬 場 健太郎	スポーツ界が抱える課題と新聞報道－オリンピックのボイコット・ 判定問題、スポーツ界のセクハラの問題をめぐって－
土 井 ゆき子	公共広告－公共広告機構の組織と表現に関する分析－
藤 野 美由紀	映画キャラクターに見る大衆の受け止め方分析－スター・ウォーズ の事例研究－
藤 田 裕美子	グローバル化における「イスラエル映画」の役割と影響
深 井 ゆきえ	日本映画界の活性化を考える－高野悦子と女性監督の考察から－
後 藤 美知江	携帯電話の普及とテレビCMの関係－付加価値のついた携帯電話が 過剰に受け入れられた背景を探る－
郷 澤 涼 子	報道の形とジャーナリズム姿勢
井 上 将 志	ジャーナリスト教育の再考－上智大学新聞学科を中心に－
鴨 井 祥 子	地域活性化とメディア
金 山 裕 樹	J-WAVEの音空間
片 山 美 聡	小泉首相のメディア戦略とメディア
勝 田 俊 輔	報道被害による権利の救済－神戸連続児童殺傷事件の報道被害者の 救済－
城 戸 友記子	ナチス時代におけるドイツ映画の再検討「ナチ・プロパガンダに侵 された映画群」の実像と検証
木 下 百合香	住基ネットとジャーナリズム－住基ネットの論点と新聞報道をめぐ って－
小 島 美 笛	女性誌リニューアルと出版の主体性
小 島 恭 子	インターネットと雑誌の将来

氏名	題目
小竹紀子	米国紙におけるイチロー報道－「USA Today」と「The Seattle Times」の分析－
久保田 創	デジタル放送におけるコンテンツ供給－シアターテレビジョンの行方－
倉橋 徹	政治家のメディア利用
草野 真樹	スポーツ雑誌「Number」が伝えたこと：2002年～2001年－世紀の移り変わりにみるスポーツジャーナリズム－
桑原 梢	インターネット空間に集う人々
松苗 友美	犯罪報道における表現の自由
松岡 孝太郎	東京ディズニーランドから学ぶ演出技法－出入口空間から読み取るオープニング・エンディングのメッセージ性－
松澤 梨香	都市拡大過程における地域イメージの形成と私鉄
宮崎 恵梨	女性情報誌の成立と発展について
向山 佳孝	ワールドカップ報道を検証する－オフィシャル・ニューズペーパー『朝日新聞』は公正中立に伝えたか－
永山 武明	インターネットは音楽を変えるか－インターネット時代の音楽ビジネス－
中村 正志	ウェブサイトのメディア特性－サッカーワールドカップ韓国日本大会時におけるスポーツサイト分析による－
西岡 佐知子	「図書館の自由」と資料提供制限－「知る自由」と情報への自由なアクセスのために－
西谷 麻里佳	若者向け連続ドラマの変化－多チャンネル化の影響を中心に－
西澤 道子	日本型・アメリカ型長寿教育番組比較研究
大江 伸吾	スポーツイベントと広告
大原 由子	映画館と街－映画館にみるメディア成長のあり方－
大先 知広	消費者金融CMに対する－考察
太田 紀子	テレビドラマが女性に語りかけるメッセージ－ジェンダー問題を踏まえて－
佐原 潤	日欧サッカー中継比較－日本のサッカー中継の問題点－
坂口 由起	高校野球とテレビメディア
佐々木 恵美	学園ドラマに描かれるステレオタイプ
佐竹 実	明治期の大衆文化に描かれた世界－古典落語における人名と地名－
佐藤 哲紀	国際報道における写真の役割－NYタイムズに掲載された日本関連写真の分析－
佐藤 あい子	科学報道の考察－遺伝子組換え作物報道から読み解く－
澤本 絵理	スポーツ選手の物語性
田村 奈央	メディアが語る「働く女性」の現在

氏 名	題 目
田 中 顕 一	新宿歌舞伎町雑居ビル火災報道－報道と人権のあるべき姿をもとめて－
寺 井 佑 介	組版技術の推移と本の変容
東 松 あゆみ	婦人雑誌にみる戦後の精算－「主婦之友」の内容分析－
富 岡 梨 花	岡村昭彦研究－型破りのフォト・ジャーナリストの生涯－
内 海 七 恵	くらしジャーナリズムの現在と未来－『朝日新聞』『くらし』面と『読売新聞』『安い設計』面の比較と検討－
内 山 真理子	エンタテインメント・メディアの中での同性愛者
梅 田 香 世	新聞ゴルフ報道とゴルフのイメージ形成
渡 邊 美 夏	スポーツ・メディアとしてのスポーツ報道
山 本 加津彦	映画における音楽とそのコミュニケーション効果－ディズニー映画の映像と音楽－
柳 田 理 恵	メディアの中の女性像－日米女性雑誌内容分析－
谷田川 大 輔	検証・昭和天皇死去報道－朝日新聞・読売新聞を比較して－
弓 削 佳 美	堀内誠一と雑誌－エディトリアルデザインの役割－
織 田 匠	CM挿入の編集操作が及ぼす視聴者心理への影響
小 野 宏 子	デジタル化放送に直面するローカル局の可能性

2 大学院文学研究科新聞学科専攻

(1) 開講科目・担当

<博士前期課程> (2002年度)

授 業 科 目	単 位			週 時 間 数		職 名	担 当 者	備 考
	必 修	選 必	選 択	前 期	後 期			
コミュニケーション論特講	4			2	2	教 授	石川 旺	後期課程共通
コミュニケーション論演習				2	2	教 授	橋場 義之	
ジャーナリズム史特講	4			2	2	教 授	鈴木 雄雅	後期課程共通
ジャーナリズム史演習				2	2	教 授	鈴木 雄雅	後期課程共通
マス・メディア論特講	4			2	2	教 授	田島 泰彦	
マス・メディア論演習				2	4	教 授	植田 康夫	前期集中
新聞論特講				4	2	教 授	鈴木 雄雅	後期課程共通
放送論特講				4	2	教 授	石川 旺	
(休)広告論特講						兼 講	脇田直枝、落藤隆夫	隔年、輪講
マス・コミュニケーション法制特講	4			4	2	教 授	田島 泰彦	後期課程共通
米州のマス・メディア論特講	4			4	2	助教授	金山 勉	後期課程共通
国際コミュニケーション論特講	4			4	2	教 授	藤田 博司	後期課程共通
情報科学論特講	4			4	2	助教授	音 好宏	
マス・コミュニケーション調査特講	4			4	2	兼 講	藤田 高弘	
論文演習	6						前期課程指導教授	

<博士後期課程> (2002年度)

授 業 科 目	単 位			週 時 間 数		職 名	担 当 者	備 考	
	必 修	選 必	選 択	前 期	後 期				
コミュニケーション論特殊研究Ⅰ				4	2	2	教 授	石川 旺	前期課程共通
コミュニケーション論特殊研究Ⅱ				4	2	2	教 授	藤田 博司	前期課程共通
コミュニケーション論特殊研究演習				4	2	2	助教授	音 好宏	
ジャーナリズム史特殊研究				4	2	2	教 授	鈴木 雄雅	前期課程共通
ジャーナリズム史特殊研究演習				4	2	2	教 授	鈴木 雄雅	前期課程共通
マス・メディア論特殊研究Ⅰ				4	2	2	教 授	鈴木 雄雅	前期課程共通
マス・メディア論特殊研究Ⅱ				4	2	2	教 授	田島 泰彦	前期課程共通
マス・メディア論特殊研究演習				4	2	2	助教授	金山 勉	前期課程共通
論文演習	8							後期課程指導教授	

(2) 教員

(3) 客員研究員

- 金 廣在 光州日報（経済部記者）
2002年1月1日～2003年3月31日
- 崔 恩榮 PRODUCTION PETV（企画本部長）
2002年4月1日～2003年3月31日
- Ghimire Bhushan *Yugasambad Weekly*（Executive Editor）
2002年4月1日～2003年3月31日
- 張 放 中国社会科学院新聞伝播研究所
2002年10月15日～2003年1月15日

(4) 院生（2002年10月現在）

- 在籍者 32名（男9名、女23名）
- 前期課程 1年 7名（男1名、女6名）
2年 9名（男3名、女6名）
3年以上 1名（男0名、女1名）
- 後期課程 1年 4名（男0名、女4名）
2年 4名（男3名、女1名）
3年 3名（男1名、女2名）
4年以上 4名（男1名、女3名）

大学院の留学生の内訳は、中国11名、韓国12名、台湾2名、ニュージーランド1名である。

(5) 研究生

- 特別研究生8名（男6名、女2名）
（国籍別＝韓国2名、中国3名、台湾3名）

(6) 2002年度 修士論文題目一覧

氏名	論文題目
蔡 星 慧	日本の書籍出版の現状と企画実態
姜 明 求	－書籍出版社における企画プロセスとコンテンツ対応を中心に－ 韓国における日本アニメーション規制に関する考察
金 垠 希	－韓国における輸入作品分析を中心に－ マスコミが作り出す有名人の対立構造のポリティックスへの影響
朴 津 葉	－ワイドショーに見られる（パーソナリティーの衝突）のケース－ ニュース番組の娯楽化に関する研究－個人争点化を中心に－

(7) 2002年度 学位授与 (新聞学)

別府三奈子 米国ジャーナリズムの職業規範に関する史的分析
－20世紀初頭におけるプロフェッション論の理念形成
と制度構築の経緯を中心に－
上智大学 学位授与乙203号 2003年1月14日

金 大煥 齊藤実の「文化政治」と朝鮮民族ジャーナリズム史研究
－ (1920-1940) －
上智大学 学位授与乙204号 2003年1月14日

韓 永學 反論権に関する研究
－日本における反論権論の再構築を目指して－
上智大学 学位授与甲228号 2003年3月31日

(8) 講演会・コロキウム

演 題 = 後 援 者 (所 属 等)	開 催 日
「NBA大会報告」=金山勉 (当専攻専任教員)	2002. 4. 24
「有事と放送」=石川旺 (当専攻専任教員)	2002. 6. 19
「メディア事業の行動原理－マス・メディア集中排除原則を手がかりに－」=音好宏 (当専攻専任教員)	2002. 10. 16
「デジタル・ジャーナリズムのいま」=橋場義之 (当専攻専任教員)	2002. 12. 18

執筆者紹介

石川 旺	上智大学文学部新聞学科教授
田島 泰彦	〃 教授
鈴木 雄雅	〃 教授
橋場 義之	〃 教授
韓 永學	上智大学大学院文学研究科 新聞学専攻博士後期課程在学
横内 一美	〃
千 命載	〃 前期課程在学
板倉 孝雄	上智大学大学院法学研究科 法律学専攻博士前期課程在学
申 美淑	上智大学大学院文学研究科 新聞学専攻博士後期課程在学
岡井 崇之	〃
王 萍	〃

2003年3月15日 印刷
2003年3月25日 発行

発行者

印刷所

コミュニケーション研究 第33号 (非売品)

上智大学コミュニケーション学会

代表 石川 旺

東京都千代田区紀尾井町7-1

上智大学文学部新聞学科内

電話 03-3238-3631

編集 橋場 義之

依田印刷株式会社

東京都江戸川区西小岩3-6-3

電話 3659-0123 (代表)

COMMUNICATIONS RESEARCH

No. 33 (2003)

Contents

Analysis of Press Comments on World Cup Soccer 2002 Sakae Ishikawa

Emergency Powers Law and Journalism
Young-Hak Han
Kazumi Yokouchi
Myung-Jae Cheon
Takao Itakura
Yasuhiko Tajima

Australian Journalism in the Nineteenth Century Yuga Suzuki

A Study of Press Arbitration Commission in Korea :
Interview of Korean Press in 2002 Yoshiyuki Hashiba

Therapy Talk as Performance in Television
Misook Shin
Takayuki Okai
Ping Wang

**Institute for Communications Research
Sophia University**